

平成28年 3 月 3 日（木曜日）

○出席議員（13名）

1 番	土 本	稔	議員	8 番	宮 下	為 幸	議員
2 番	林	真 弥	議員	10番	甲 部	昭 夫	議員
3 番	中 川	秀 平	議員	11番	古 玉	栄 治	議員
4 番	山 本	孝 司	議員	12番	若 狭	明 彦	議員
5 番	笹 川	広 美	議員	13番	坂 井	幸 雄	議員
6 番	南	昭 榮	議員	14番	作 間	七 郎	議員
7 番	諏 訪	良 一	議員				

○出席議員（1名）

9 番 亀 野 富二夫 議員

○説明のため出席した者

町	長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	加 賀 忠 夫
副 町	長	廣 瀬 康 雄	上下水道課長	北 野 均
教 育	長	池 島 憲 雄	住民福祉課長	平 岡 重 信
参事兼総務課長		堀 内 浩 一	長寿介護課長	道 善 まり子
参事兼土木建設課長		高 橋 孝 雄	会 計 課 長	正 谷 智
参事兼保健環境課長		長 元 健 次	教育文化課長	植 田 一 成
企 画 課 長		高 名 雅 弘	生涯学習課長	百 海 和 夫
情報推進課長		町 田 穂 高	教育文化課担当課長	林 大 智
税 務 課 長		古 川 利 宣		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第 1 号）

平成28年 3 月 3 日 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 発委第 1 号から発委第 5 号（議会提出・質疑・討論・採決）

日程第 4 議案第 4 号から議案第37号（町長提出・質疑）

議案第38号から議案第45号（町長提出）

請願第 1 号から請願第 3 号

日程第 5 常任委員会付託

日程第 6 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任並びに委員会付託

日程第 7 休会決定の件

午前10時00分 開会

◎開会・開議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

ただいまから平成28年第2回中能登町議会定例会を開会します。

諸般の報告をします。

さきの定例会及び臨時会において議決しました議員派遣について、宮下議員は、2月18日に人口減少時代の自治体財政研修に参加され、土本議員、諏訪議員、古玉議員、坂井議員、作間議員は、2月24日、25日に鳥取県智頭町における大麻栽培を通したまちおこしの事例を視察研修されたことを報告しておきます。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 土本稔議員、2番 林真弥議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（甲部昭夫議員） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間としたいと思います。これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定しました。

◎発委第1号～発委第5号

○議長（甲部昭夫議員） 日程第3

発委第1号 中能登町議会基本条例の一部を改正する条例について

発委第2号 中能登町議会の会期等に関する条例の制定について

発委第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発委第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

発委第5号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について

以上の議会提出議案5件を一括して議題とします。

議案書は、その1、1ページから11ページとなります。

宮下為幸委員長より提案理由の説明を求めます。

8番 宮下為幸議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 提案理由の説明をいたします。

通年の会期制導入に係る議会提出議案5件について、特別委員会を代表して提案理由の説明をさせていただきます。

地方分権の進展に伴い自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会が町民の代表機関として地域の発展と町民福祉の向上のために果たす役割は、将来にかけてますます大きくなっております。

こうした中で、中能登町議会では、議会機能の充実強化及び活性化を図るための議会改革に取り組んでまいりました。

このたび議会行革活性化特別委員会では、議会改革の一環として、さらなる議会の活性化、開かれた議会の推進を目的として、議員の皆さんと協議し、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに中能登町議会会議規則第14条第3項の規定により、今回の議会議案を提出させていただくものであります。

これより議案について順次ご説明申し上げます。

まず、発委第1号 中能登町議会基本条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期を通年とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、発委第2号 中能登町議会の会期等に関する条例の制定につきましては、中能登町議会の会期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とするものであります。また、定期的に会議を開く日を3月、6月、9月及び12月の5日とするもので、定例日が休日の場合は当該定例日以後の最初の休日でない日を定例日とするものであります。なお、この条例の制定に伴い、中能登町議会定例会条例及び中能登町議会定例会規則は廃止するものであります。

次に、発委第3号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、通年の会期制導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、発委第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定につきましては、通年の会期制を導入するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項を5項目にわたり指定するものであります。

次に、発委第5号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、通年の会期制導入に伴って、これまでの会期に関する規定を削除し、一事不再議の原則と発言の取り消しまたは訂正について例外規定を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

す。

なお、発委第1号から発委第5号までの各議案の施行期日は平成28年4月1日としております。

以上、議案の概要をご説明申し上げましたが、通年の会期制の導入につきましては杉本町長のご理解も得ております。

どうか議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（甲部昭夫議員） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております発委第1号から発委第5号については、議会行革活性化特別委員会において審議が尽くされております。よって、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、発委第1号から発委第5号について一括して採決します。

お諮りいたします。

発委第1号から発委第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発委第1号から発委第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程

○議長（甲部昭夫議員） 日程第4 議案の一括上程

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第5号 中能登町行政不服審査会条例の制定について

議案第6号 中能登町行政不服審査関係手数料条例の制定について

議案第7号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定について

議案第8号 中能登町職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第9号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

議案第10号 中能登町農林事業分担金等徴収条例の制定について

議案第11号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について

議案第18号 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第19号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第20号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第21号 中能登町福祉等基金条例を廃止する条例について

議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算

議案第23号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第24号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第25号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第26号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第27号 平成27年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第28号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第29号 指定管理者の指定について（在宅複合施設「ほのぼの」）

議案第30号 指定管理者の指定について（デイサービスセンター「いこい」）

議案第31号 指定管理者の指定について（グループホーム「しあわせの里」）

議案第32号 指定管理者の指定について（デイサービスセンター「ひまわり」）

議案第33号 指定管理者の指定について（老人福祉センターゆうゆう）

議案第34号 指定管理者の指定について（能登上布会館）

議案第35号 指定管理者の指定について（姫塚いきいき公園）

議案第36号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託の廃止について

議案第37号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

議案第38号 平成28年度中能登町一般会計予算

議案第39号 平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第40号 平成28年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第41号 平成28年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第42号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第44号 平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第45号 平成28年度中能登町水道事業会計予算

請願第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める請願書

請願第2号 北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の早期解決を求める請願

請願第3号 将来展望に立った農業政策を求める請願

以上の議案42件及び請願3件を一括して議題とします。

議案書は、その2、その3となります。

◎提案理由説明

○議長（甲部昭夫議員） 議案について、杉本町長の提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成28年第2回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、中能登町観光大使の任命についてご報告をいたします。

去る2月21日に開催されました生涯学習のつどいの席上、女優の一青妙さんを中能登町の観光大使として任命いたしました。

ご存じのとおり、一青さんの名前のルーツ

は鳥屋地区の地名「一青」にあり、これまで幾度か中能登町を訪れていただく中で親交が深まり、このたび観光大使をお引き受けいただきました。また、先般、一青さんのエッセーを原作とした映画のロケが中能登町でも行われ、この映画を通して中能登町のよさが発信できればと思います。

一青さんには、これからも全国で中能登町の魅力をアピールしていただくことで、さらに交流人口が拡大することを期待をいたしております。

また、旧鹿島中学校の時代から台湾の成功国民中学校との交流が続いておりますが、台湾出身の一青さんの観光大使就任を契機に、さらに中能登町と台湾の交流が深まればと考えております。

次に、マイナンバーカードによるコンビニ交付開始についてご報告をいたします。

中能登町では、2月22日からコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用し住民票の写しなどの交付を受けることができるサービスが開始されました。県内の市町では4番目の実施となります。

コンビニ交付のメリットは、役場へ出向がなくとも、全国の主要なコンビニエンスストアで、役場の業務時間以外であっても証明書などを取得できる点にあります。現在のところ、交付できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書などに限られておりますが、利便性の高いサービスでありますので、マイナンバーカードをご活用くださるようお願いをいたします。

次に、地方創生について申し上げます。

地方創生に関する中能登町人口ビジョン及び中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、その原案を中能登町まち・ひと・しごと創生有識者会議及び町のホームページでのパブリックコメントでご意見をいただき、また議員の皆様にもご説明をし、ご意見をいただいているところであります。

人口ビジョンでは、将来の展望として、中能登町は出生率が石川県内で最も高いことから出生率を指標として選び、出生率日本一を目指すこととしています。これを実現する施策として、総合戦略では、子育て支援策を初め、特に働く世代が住みやすい環境の整備を推進することで人口減少を緩やかなものにするとしています。

具体的には、多岐にわたり多くの目標値が設定されておりますが、総合戦略は今後のまちづくりの指針となるものであり、それぞれに掲げております施策の実現に向け、国の支援を受けながら着実に取り組んでいく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次説明をいたします。

議案第4号から第21号までの18議案は、条例の制定及び改廃についてであります。

最初に、議案第4号から第6号までの行政不服審査制度関係の条例は、行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会条例など所要の条例の制定及び改正を行うものであります。

次に、議案第7号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定についてであります。

この条例は、空き家等の適切な管理及び活用促進を図り、危険な空き家については適切な措置を講じることができるよう条例を制定するものであります。

次に、議案第8号 中能登町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、退職職員の再就職に関し適正な管理を図るため、条例を制定するものであります。

次に、議案第9号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてであります。

この条例は、地域再生法に基づき、指定地域において地方拠点の強化、拡充を行う企業を支援するため、固定資産税の特例に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第10号 中能登町農林事業分担金等徴収条例の制定についてであります。

この条例は、農林事業の分担金等について、現状に合わせ、複数ある分担金条例を整理し一元化を図るものであります。

次に、議案第11号 中能登町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、現在、条例で規定されている事務分掌を規則で詳細に定めるよう改正を行うものであります。

次に、議案第12号 中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、行政不服審査法等の改正に基づき、手数料徴収に関する規定を定めるものであります。

次に、議案第13号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院勧告及び学校教育法等の一部改正により、勤務時間の割り振り等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 中能登町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、支給調整率等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、役場の産業医及び行政不服審査会委員の報酬を定めるものであります。

次に、議案第16号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

についてであります。

この条例は、総務省通知による公務員給与の適正化を図る要請により、一般行政職給料表の等級を6級制から7級制に改正するものであります。

次に、議案第17号 中能登町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、総務省通知に基づき、申請書記載事項の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、子育て支援、定住促進施策として、18歳までの児童を養育している場合、所得階層条件により第2子の保育料を無料とする改正を行うものであります。

次に、議案第19号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、総務省通知に基づき、申請書記載事項の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 中能登町福祉等基金条例を廃止する条例についてであります。

この条例は、同基金を目的に沿った事業に活用し、全額を取り崩したため、廃止するものであります。

議案第22号から第28号までの7議案は、いずれも平成27年度各会計の補正予算であります。

まず、議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,299万4,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,523万7,000円とするものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、小学校改修事業債等8件の起債について所要額を計上したものであります。

補正予算の主なものは、歳入では、町債で、小学校改修事業債2億270万円を増額し、財源調整のための財政調整基金繰入金4億5,530万4,000円を減額するものであります。

また、ふるさと応援寄附金として、16名の方々から合わせて116万2,000円をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。なお、寄附金はふるさと応援基金に積み立て、今後有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主なものとしましては、事業実績見込みによる減額のほか、情報管理事業費で、情報セキュリティ強化対策等のシステム開発費として3,559万8,000円を増額し、また企業誘致事業費で、町内事業所の事業拡大による補助金として2,670万円を増額するものであります。

次に、議案第23号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、電算システム費の増額と後期高齢者医療広域連合納付金の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,576万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、主に介護サービス等諸費の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,104万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,772万5,000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては

は、主に一般被保険者療養給付費の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,607万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,075万円とするものであります。

次に、議案第26号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、事業実績見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,967万9,000円とするものであります。

また、第2表の地方債補正では、特定環境保全公共下水道事業債等2件の起債について必要額を補正するものであります。

次に、議案第27号 平成27年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、土地売却代の一般会計への繰出金を増額するため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,857万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,107万4,000円とするものであります。

次に、議案第28号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に増減はなく、予算の組み替えを行うものであります。

議案第29号から第35号までの7議案は、指定管理者の指定についてであります。

現在指定されております期間がいずれの施設も平成28年3月31日で満了となるため、引き続き指定管理者として指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定期間は、いずれも平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

それぞれの施設の指定管理者につきましては、議案第29号では、在宅複合施設「ほのぼの」の指定管理者として社会医療法人財団董仙会を、議案第30号では、デイサービスセンター「いこい」の指定管理者として社会医療法人財団董仙会を、議案第31号では、グルー

プホーム「しあわせの里」の指定管理者として有限会社しあわせの里を、議案第32号では、デイサービスセンター「ひまわり」の指定管理者として社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を、議案第33号では、老人福祉センターゆうゆうの指定管理者として社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を、議案第34号では、能登上布会館の指定管理者として能登上布振興協議会を、議案第35号では、姫塚いきいき公園の指定管理者として春木区を指定するものであります。

次に、議案第36号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託の廃止についてであります。

これは、現在休止状態となっております汚泥乾燥処理業務について、今後も委託する予定がないことから、廃止について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

これは、指定辺地整備に係る財政上の特別措置を受けるために、総合整備計画について議会の議決を要するため提出するものであります。

続いて、議案第38号から第45号までの平成28年度当初予算についてご説明をいたします。

最初に、議案第38号 平成28年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,300万円とするものであります。

第2表地方債では、各事業費の地方債限度額を総額で7億7,696万1,000円とするものであります。

平成28年度の主な事業としまして、継続事業では、土木費で社会資本整備総合交付金事業、道整備交付金事業で、町道路網整備計画に基づき、安全で安心な利便性の高い道路整備に係る費用を計上しました。

また、農業費で、県営土地改良事業とし

て、より効率的で安定した農業構造の確立を目指して圃場整備に係る経費等を計上しました。

また、子育て支援策、人口減少対策として、第2子以降の給食費の無料化、保育料について所得制限条件による第2子以降の無料化、妊婦健診の項目及び回数の拡充、ひとり親世帯への支援などを盛り込みました。

また、地域活性化事業では、町内で事業を起こす方への創業支援補助、U I J ターンをする方を応援するための商品券の支給など、働く世代の定住を促進し、安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実を図るための予算を計上しました。

次に、議案第39号 平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,585万円とするものであります。

次に、議案第40号 平成28年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、第7期介護保険事業計画策定に向けてのニーズ調査費や、介護予防事業として運動機能向上教室の充実に係る経費等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,450万円とするものであります。

次に、議案第41号 平成28年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般及び退職被保険者に係る保険給付費や後期高齢者支援金並びに保険財政共同安定化事業拠出金等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,196万円とするものであります。

次に、議案第42号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業として鹿島中部クリーンセンターバイオマスメタン発酵施設建設工事費の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,889万円とするものであります。

次に、議案第43号 平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、ニュータウン良川の販売に関する予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,250万1,000円とするものであります。

次に、議案第44号 平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、町ケーブルテレビの加入促進を図り、放送サービスの運営費や音声告知端末サービスの管理に係る予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,022万円とするものであります。

次に、議案第45号 平成28年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を4億4,319万5,000円、収益的支出を4億4,594万4,000円とし、資本的収入を3億5,794万円とし、資本的支出を4億9,820万円とするものであります。

主な事業として、老朽管更新事業や緊急時用連絡管整備事業を行うものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、第2回定例会に上程されました議案第4号から議案第37号までの議案34件について、一括して議案の説明及び質疑を行います。

執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとされるよう要請しておきます。

それでは、これより議案の説明及び質疑を行います。

最初に、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

について説明を求めます。

議案書は、その2、1ページから5ページとなります。

堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

なお、資料については1ページから2ページになります。

本条例は、平成26年6月に行政不服審査法及び関連法が改正されまして、平成28年4月1日から改正法が施行されることに伴い、中能登町情報公開条例、中能登町個人情報保護条例、中能登町行政手続条例、中能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、また中能登町の一般職の職員の給与に関する条例、そして中能登町下水道事業分担金徴収条例の6つの条例について、行政不服審査法の改正に関する部分をまとめまして一部改正を行う内容とする条例の制定でございます。

このうち情報公開条例と個人情報保護条例については、弁護士や大学教授等で構成される情報公開審査会で公正な審査を行っているところであり、二重に審査を行う必要はないとして、行政不服審査法に定めます審理員は置かないということを規定し、中能登町行政手続条例、また中能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、それから中能登町の一般職の職員の給与に関する条例、そして中能登町下水道事業分担金徴収条例の部分については、関係する文言の改めや削除などを主な内容とするものでございます。

なお、条例の施行は平成28年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします

ます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第4号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第5号 中能登町行政不服審査会条例の制定について説明を求めます。

議案書は7ページから10ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案第5号について説明を申し上げます。

中能登町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

資料については3ページとなります。

本条例は、行政不服審査法の規定に基づきまして、審査庁の裁決の妥当性を審査するための第三者機関として中能登町行政不服審査会を設置し、委員の構成は3人とし、委員の任期は3年とすることを主な内容とするものでございます。

なお、条例の施行は平成28年4月1日とするものでございます。

説明は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第5号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第6号 中能登町行政不服審査関係手数料条例の制定について説明を求めます。

議案書は11ページから14ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案第6号について説明を申し上げます。

中能登町行政不服審査関係手数料条例の制定についてでございます。

議案書は、続いて13ページをごらんいただきたいと思います。

資料については5ページとなります。

本条例は、地方自治法の規定によりまして徴収する手数料のうち行政不服審査に係る手数料について、白黒及びカラーの資料のコピー代についてそれぞれ10円、50円とし、両面複写はその2倍とする内容が主なものでございます。

なお、条例の施行は平成28年4月1日とするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第6号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第7号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は15ページから22ページとなります。

高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、議案書15ページ、議案第7号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定についてであります。

条例は17ページから、説明資料は7ページからとなります。

まず、説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、この空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の目的ですが、第1条

の解説にあるように、空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、防災、防犯、衛生、景観等の町民の生活環境の保全と魅力あるまちづくりの推進に寄与することを踏まえて定めるものであります。

次に、8ページの第3条では、当事者間における解決の原則として、解説では、民事の紛争に関して行政が積極的にかかわるべきでないことから、特定空き家等の原因で生ずる紛争については当事者間で解決を図ることが原則である旨を表明するものであります。

次に、9ページの第5条、町民の役割として、解説では、特定空き家等の増加防止を図るため、雪おろしや敷地内の草刈りが必要な状況にあるときに近隣の住民が所有者等と連絡をとったり、地域で危険な箇所がないか見回り活動を行うなど、町民一人一人が主体的に、また地域住民同士が協力して安全で良好な生活環境の確保に努めることを町民の役割として規定するものです。

次に、15ページの15条では、緊急安全措置として、解説では、空き家等の状態に起因して人の生命、身体または財産に危険が差し迫っているときに、緊急時の対応として必要な最小限の措置を講ずることができる旨を規定したもので、その措置に要した費用は事後に民事徴収をするものです。

最後に、17ページの第19条となります。17ページの第19条では、税制上の措置等として、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の解除を実施していますが、この取り組みが特定空き家等の増加防止に一定程度の効果をもたらすことが期待されていますことから、空き家対策の一つとして税制面の規定を盛り込んだものであります。

なお、条例の施行は平成28年4月1日から施行したいものです。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第7号について質疑の方はございま

せんか。

3 番 中川秀平議員

〔3 番（中川秀平議員）登壇〕

○3 番（中川秀平議員） それでは質問をいたします。

資料の 8 ページで当事者間における解決の原則というところなのですが、特定空き家、空き家があります。何かもう潰れそうな空き家ですと。子供がそちらに入って危険だということを例えば向かいのおうちの人が言って、何とかしてくれ、危ないといったときということが例えば民事の紛争というんですか。それは空き家を持っている人と危ないと思っている人が当事者間において解決を図るものするというふうにここに書いてあるんですけれども、解説のほうでは、町民の安全で良好な生活環境に影響を及ぼすことから、公益上の必要があると認め、行政が関与しようとするものであるが、基本的な考え方として、民事の紛争に対して行政が積極的にかかわるべきではないことから、この紛争については当事者間で解決を図ることが原則であるというふうな言葉があります。

危ない空き家に対して、危ないと思った人がその空き家の持ち主と交渉しろというふうに見えるんですが、町が入って仲裁するだとか、危ないことは町が何とかしますと言ってくれるのか。これを当事者同士で話し合いで解決するのは無理があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、中川議員の質問にお答えをいたします。

ご質問のありました第 3 条の当事者間における解決の原則ということがございます。

これから空き家対策の協議会を開きまして、さまざまな事例についても議論をしなければならないといけないと思っておりますが、まず第 1 点ですが、当事者間におけるそういった解決というのは恐らく危険なものを指すの

ではなく、まずはその費用面をどうするのかとか相続の面をどうするのかという、そういったところが当事者間として紛争される、そういったことが想定をされるのかなというふうに考えております。

なお、現在、そういった危険なものについてはどうするかというところは、第 15 条のほうなんですけれども、説明資料では 15 ページになります。説明資料では 15 ページの 15 条になりますが、緊急安全措置というのを設けてございます。15 条のほうでは、空き家等の状態に起因して人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するための緊急措置ということで、その特定空き家がもしまだ全て壊すに至らない場合、しかし周辺に危険性を及ぼすというそういったことが認められれば、緊急安全措置として、行政としては何らかの手当てをしなければいけないかなというふうに現在考えておりますが、ただし、その費用については所有者にお支払いをいただくというそういった状況となりますので、まずは空き家等対策協議会を開いて、まず特定空き家はどれなのかということを見ながら、また危険な空き家はないのかということを見ながら、また空き家対策協議会、そして地域の皆様、そして所有者の皆様と協議をしていく必要があるかというふうに現在は想定をしております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3 番（中川秀平議員） 今の説明で思ったのは、危険というキーワードだとちゃんと町のほうで、協議会で解決しますと。

今、私が質問した最初の当事者間で解決を図るのは金銭的という言葉が多分出てきたと思うんですけれども、それは空き家の木が倒れて家が傷んだ、そのお金を払えとか、そういうことでしょうか。具体的な起こり得るような、当事者間でちゃんと相談して図ってくださいという簡単な事例とかは、具体的な

事例というのをお示してください。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、中川議員の再質問にお答えをいたします。

まず当事者間における事例ということですが、さまざまな事例があると思うんですが、すぐ想定できるというのは、例えば遺産相続の問題とかそういった話になるのかなというふうに現在は想定をしております。

例えて言うなら、土地に危険な空き家が建っているんですけども、それに対して取り壊しの費用がかかる。その費用を例えばどういったふうに払うのか。それとか、また空き家の土地問題に対して、例えて言うなら境界問題がある場合もあるかと思います。そういった境界問題の紛争。そういったものとかもあるかと思います。

民事にかかわるそういったものがさまざまな建物によってあるかと思うんですけども、まず思いつくものはそういったような形で、例えば境界の紛争とか、遺産相続によって建物を誰が壊して誰が費用を負担するか、それとか恐らく相当前の代の登記のままになっているので、誰が今後この建物に対して面倒を見るのか。そういったことを現在想定をしております。

ただし、まだまだこれ以外にもいろんなケースが出てくるかと思いますが、今後、年数を重ねながら、こういったケースを積み上げていながら解決を、まずは特定空き家をなくすよう進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 今の説明で具体的に大体わかりました。

これからも、少なくとも安全に関することに関しては町がしっかり面倒を見ていくということで伺いましたので、よろしく願いします。

わかりました。ありがとうございます。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

それでは、ここで、11時15分まで休憩したいと思います。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第8号 中能登町職員の退職管理に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は23ページから26ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 議案第8号についてご説明申し上げます。

中能登町職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

なお、資料については23ページとなります。

本条例につきましては、地方公務員法の一部改正により、平成28年4月1日から、営利企業等に再就職した元町職員による現職員への働きかけの規制等を内容とする退職管理の適正を確保するための措置が施行されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、第2条において、公務員を退職した後、営利企業等に再就職した元職員は、退職前5年間に在職していた町の職務に属するものに関し、退職後2年間は、その職務に属する営業など職務上の要求や依頼をしてはならないと規定するもので

ございます。

また、3条におきましては、任命権者への届け出義務を規定するもので、退職時に課長相当職にあった者は、退職後2年以内に営利法人等に就職した場合は任命権者に届け出なければならないものでございます。

第4条では、報告と義務を規定するもので、再就職した営利企業等の任命権者は、届け出を受けた事項について町長に報告し、町長はその報告を取りまとめて毎年公表することを規定しているものでございます。

なお、条例の施行につきましては平成28年4月1日とするものでございます。

説明は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第8号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第9号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は27ページから30ページとなります。

古川税務課長

〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 それでは、議案書27ページをお願いいたします。

議案第9号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

資料は25ページをお願いいたします。

制定理由ですが、改正地域再生法に基づき石川県が策定する地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、地方拠点の強化、拡充を行う企業を支援するため、固定資産税の特例に関する条例の制定を行うものです。

施行期日につきましては平成28年4月1日です。

26ページをお願いいたします。

内容の主なポイントですが、固定資産税の不均一課税について必要な事項を定めてあります。

まず対象者ですが、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する企業が対象となります。

次に期間ですが、対象となる固定資産税を課すこととなる年度から3年間となります。

次に不均一課税の税率ですが、移転型と拡充型がございまして、東京23区から本社機能に移転する場合の移転型が1年目が0.01%、2年目が0.35%、3年目が0.7%となります。次に、地方における本社機能の拡充を行う拡充型では1年目が0.01%、2年目が0.467%、3年目が0.933%の税率となるものです。

なお、不均一課税を行った場合の減収に対しては地方交付税により補填措置が講じられます。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第9号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第10号 中能登町農林事業分担金等徴収条例の制定について説明を求めます。

議案書は31ページから35ページとなります。

加賀農林課長

〔加賀忠夫農林課長登壇〕

○加賀忠夫農林課長 議案書31ページをお願いいたします。

議案第10号 中能登町農林事業分担金等徴収条例の制定についてをご説明いたします。

議案書は33ページから35ページです。

資料は27ページとなります。

議案書33ページですが、本条例は、第1条に掲げるとおり、地方自治法及び土地改良法に基づき中能登町が徴収する農林事業の分担金等に関し、必要な事項を条例で新たに定めるものであります。

これまでは、議案書34ページの下段の附則に記載をしております中能登町県営土地改良事業分担金徴収条例並びに中能登町土地改良事業の賦課金徴収条例、中能登町林道事業分担金徴収条例の3条例で施行していましたが、事業名称や制度及び補助金等の大幅な改正に伴う変更と、3つの徴収条例を一元化して対応することがより効率的なことから、これまでの3条例を廃止しまして新たな一元化した条例として制定をするものであります。

分担金等を徴収する事業は第2条に掲げる各農林事業で、第4条第1項では各事業による徴収割合を別表で定め、議案書35ページの別表で事業ごとの割合を定めるものであります。

資料の27ページには、事業ごとの詳細な負担一覧表を明示しております。

また、本条例の施行に関する必要事項並びに詳細な負担割合等につきましては、条例第9条によりまして、別に本条例の施行規則を定めまして対応することになります。

なお、本条例の施行期日は平成28年4月1日からの施行とするものであります。

以上が分担金徴収条例の制定に伴う主な概要です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第10号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第11号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は37ページから39ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 議案第11号につきまして説明を申し上げます。

中能登町課制条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の39ページをごらんいただきたいと思います。

町長部局における事務分掌につきましては、国、県の制度改正や社会情勢の変動を受けまして迅速で的確な対応を図る必要があるため、課制条例については課の名称のみを規定し、課の事務分掌については別途規則で定めるものに改正するものでございます。なお、既存の課を変更する内容のものではございません。

条例の施行につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第11号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第12号 中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は41ページから45ページとなります。

古川税務課長

○古川利宣税務課長 それでは、議案書41ページをお願いいたします。

中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

資料につきましては31ページをお願いいたします。新旧対照表は32ページから35ページです。

改正理由ですが、行政不服審査法及び行政

不服審査法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして改正するものです。

改正の概要ですが、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の施行に伴う所要の改正と手数料の徴収に関する規定を追加したものです。

なお、施行期日は平成28年4月1日からです。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第12号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第13号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は47ページから50ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 議案第13号についてご説明申し上げます。

中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書、引き続きまして49ページをごらんいただきたいと思います。

資料は37ページとなります。

本条例の改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員に多様な勤務形態の選択肢を用意しまして、職員がその能力を十分に発揮し、また仕事と育児や介護などの家庭の問題などの両立を推進するために、全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充するために行うものでございます。

主な内容といたしまして、始業及び終業の時刻について、職員からの申告を考慮しつつ全体の公務の運営に支障がないように、全職

員がそろそろコアタイムを設けまして勤務時間を割り振りするものでございます。また、子の養育や家族の介護をすることが必要な職員については、公務が支障ない範囲で、所定の週休日以外のほかにも週休日を設けることができるようにするものでございます。

なお、条例の施行は平成28年4月1日とするものでございます。

説明については以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第13号について質疑の方はございませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 提出案件資料の38ページ。

育児または介護を行う職員の早出遅出勤務ということで、今、総務課長はフレックスタイム導入、そしてコアタイムということで話をしましたが、コアタイムというのは、当然8時間勤務なんですね。その辺と、例えば介護、特に介護なんです、例えば職員の方がどれくらいの期間が猶予されているのか、介護に対して。ずっと何年にわたってなのか、例えば何カ月間に期間を決めてするのか、その辺です。

それともう一つは、例えば職員が2人います。夫婦で職員になっている。その人たちがお互いに、例えば育児の場合で子供が保育園の送迎とかがあった場合、これは2人で交代にそういうことをできるんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 宮下議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の介護がずっと継続されるような場合どういう対応かということでございますが、勤務時間を早くしたり遅くしたりというのは、1回当たり4週間以内でその勤務体

制を所属する課の中で多分決めていくことになるかなというふうに考えていますので、1回決めたからずっと1年通して2年通してということではなく、4週間ということですから約1カ月間を単位として決めていくということになるかと思います。それは、その課、所属しているところで協議というものを十分進めた上でしなければならないと思っております。

また、夫婦で職員の場合、夫婦ともども同じ課に所属しているというのはほとんどないかなと思うんです。その場合は、実際の勤務時間によって可能であれば、それは今の条例改正を妨げるものではないと思います。万が一、2人とも同じ課にいた場合、片方が朝早く出て片方が遅くなる。早く終わるということですね。それについても、その課で支障がなければそれは許される内容かというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 1カ月間、例えば1日の時間はどれくらいなんですか。1日例えば認められる時間が、介護の必要な時間、育児に対する1日の時間、例えば1時間とか2時間とか、それはどれくらいの時間になるんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 時間的なものについては現在まだ詳細なものは決めておりませんが、あくまでも勤務時間は1日7時間45分となっておりますので、コアタイムというものを設けますので、それに影響がないような形で、全くその職員1人が何時間も早く出てきて早く帰るということになるとコアタイムが成立しませんので、課内でのそういう協議によって、コアタイムを確保できる常識的な時間になるのではないかというふうに思いますので、そういうふうにご理解いただけれ

ばと思います。

○8番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 1点質問をしたいと思っております。

37ページの第3条の4ですか、規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けるというふうになっておるんですけれども、この文章からは、通常土日が休みだと思うんですけれども、例えば土日は庁舎は休みであるけれども、自分は水曜日休みたいと、水曜日と日曜日を自分の週休にしますよという、そんなことですかね。

この文章を読んだ限りは、週休は土日という定めのある中で、自分の週休は水曜日なり火曜日なり休みたいから水曜日と日曜日を休みにしますよという、そんな感じに私はとるんですけれども、この辺どうなんでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 お答えいたします。

条例の解釈ではそのようになりますが、実際問題として、所属している課の仕事の業務の内容とかによってはそれがかなえられない場合もあるかと思えます。それは、その所属長を含めて十分な協議をした上で、週休日をどうしても所定の土曜、日曜じゃなくて、介護とか子の養育のためにどうしてもとりたいという場合は、協議の上、それは可能であると解釈します。

ということで、ご理解いただけますか。

○2番（林 真弥議員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第14号 中能登町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は51ページから53ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案第14号についてご説明申し上げます。

中能登町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書、続いて53ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

具体的には、議員や町の各委員会委員などの非常勤職員が公務上の災害や通勤途上での災害に対する補償を行うもので、傷病補償年金と障害厚生年金があわせて給付される場合、または障害厚生年金と休業補償があわせて給付される場合の調整率が、従来は0.86であったものが0.88に改正されるという内容のものでございます。

条例の施行につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第14号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第15号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を求

めます。

議案書は55ページから57ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 議案第15号についてご説明申し上げます。

中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書、続きまして57ページをごらんいただきたいと思います。

資料は43ページとなります。

本条例の改正は、中能登町役場の産業医の報酬年額を36万円とし、また中能登町行政不服審査会条例の制定に伴い行政不服審査会を設置し、行政不服審査会委員の報酬を日額で6,000円とするものでございます。

なお、条例の施行は28年4月1日とするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第15号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第16号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は59ページから64ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 議案第16号についてご説明申し上げます。

中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書、続いて61ページをごらんいただきたいと思います。

資料は45ページとなっています。

本条例の一部改正につきましては、総務副大臣から「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」の要請があり、その中で職務や勤務実績に応じた給与体系とすることが求められており、また近隣の他市町との比較においても給料表に差があり、またラスパイレス指数においても全国最下位に近い状態が続いていることもあり、あわせて保育園長の職を管理職に位置づけるなどして職務に見合った処遇の改善を図るため、現在の6級制の給料表を7級制にし、また職務分類表も見直す内容とするものでございます。

なお、条例の施行は平成28年4月1日とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第16号について質疑の方はございませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 給料を改正されるわけですが、中能登町の経常収支比率は八十何%だと思います。85%かそれぐらいだと思いますが、今給料を上げて、それが例えば経常比率に割り当たるパーセントは何%なんですかね、人件費の。今これ上げて、経常比率の人件費のパーセントはどれくらいになるのか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 宮下議員の質問にお答えします。

経常収支比率まで具体的にそういう計算は現在していませんが、理論上、若干は上がるかと思いますが、それはそんな大きなものではないというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 若干ということ

は、例えば25年度の決算ぐらいで15%あったものが17%か18%になるというぐらいのパーセントですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 具体的に計算していない中で今ちょっとそういう数字を申し上げることはできませんが、予想では、あくまでも予想ではなんですけれども、そこまで大きく上がるものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 25年度の決算の経常収支比率の中の人件費に対するパーセントだけ後から。今わからんでしょうから、後から教えてください。

終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第17号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は65ページから67ページとなります。

古川税務課長

○古川利宣税務課長 議案書65ページをお願いいたします。

中能登町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

資料は53ページをお願いいたします。新旧対照表は54ページから55ページとなります。

改正の理由ですが、平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことなどを踏まえた総務省自治税務局からの通知により、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、中能登町税条例の一部

改正及び中能登町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。特別土地保有税の減免申請書並びに町民税の減免申請書には、個人番号または法人番号を記載することとなっていました。個人番号の記載を不要としたものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日であります。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第17号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第18号 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は69ページから71ページとなります。

平岡住民福祉課長

〔平岡重信住民福祉課長登壇〕

○平岡重信住民福祉課長 議案書69ページをお願いします。

議案第18号 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

続きまして、議案書の71ページをお願いします。

説明資料では57ページ、58ページに新旧対照表を載せてございます。

平成27年度より、第3子の保育料の無料化を図ってきたところでございます。また、国のほうでは28年の4月より、年収約360万未満の世帯を対象に、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料化する方針を固めているところでございます。

このような中で、中能登町では、人口減少

対策として、さらに踏み込んだ子育てに関する経済的支援を行い、若い世代の定住、出生率の向上につなげたく、所得制限を設けた上で、同一世帯で18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童を養育している場合は、最年長の子供から数え2人目の児童に対する保育料を無料とするものでございます。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

57ページですけれども、備考の4の1号でございます。1号認定に係る世帯の保育料ということでここに記載してあります。下線の部分ですけれども、2階層から4階層の区分において、同一世帯で満18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間の児童を養育している場合は、最年長の子供から数え2人目の児童に対する保育料は無料とすることであつてあります。世帯年収では、第4階層といたしますと大体680万未満の世帯が対象となります。

それから2号では、2号認定、これは3歳以上の保育を必要とする世帯、3号認定につきましては3歳未満の保育認定を必要とする世帯の保育料について記載してございます。

58ページをお願いします。

下線の部分でございますけど、2階層から5階層の区分において18歳未満の子供を養育している場合は、最年長の子供から数え2人目の児童に対する保育料は無料とすることを規定しております。世帯年収では約640万以下の世帯が対象となることとなります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第18号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第19号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は73ページから75ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

〔長元健次参事兼保健環境課長登壇〕

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書73ページをごらんください。

議案第19号についてご説明申し上げます。

中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

それでは、75ページをお願いいたします。

この条例につきましては、国民健康保険税の減免申請につきまして、平成28年1月1日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による住所、氏名のほかに個人番号を記載することとしておったものを、総務省自治税務局の通知に基づきまして個人番号の記載を不要としたものでございます。

条例では、第26条第2項第1号を次のように改める。第1号、氏名及び住所。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第19号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第20号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、77ページから79ページとなります。

道善長寿介護課長

〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書77ページをお願いいたします。

議案第20号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書79ページをお願いいたします。

資料につきましては61ページとなります。

改正の理由でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正が必要となったものであります。

主な内容ですけれども、今まで主任介護支援専門員については資格更新が不要でしたが、今後は、更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに更新手続が必要となったものです。

経過措置としまして、平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方は平成31年3月31日までに、平成24年度、25年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方は平成32年3月31日までに、それぞれ更新手続を受けることとなっております。

この条例の施行期日は、平成28年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第20号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第21号 中能登町福祉等基金条例を廃止する条例について説明を求めます。

議案書は81ページから83ページとなります。

平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 81ページをお願いします。

議案第21号 中能登町福祉等基金条例を廃止する条例についてでございます。

83ページをお願いします。

中能登町福祉等基金条例は廃止するでございます。

施行は平成28年4月1日からでございます。

今年度、基金の目的であります高齢者保健福祉の増進を図るための費用として基金の全額を取り崩したため、条例を廃止するものでございます。今年度におきましては、在宅複合施設「ほのぼの」の冷温水機取りかえ工事の費用の一部として充当したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第21号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は85ページから97ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず議案書の85ページで、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,299万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,523万

7,000円とするものでございます。

また、第2条では地方債の変更を行うもので、第2表地方債補正によるものです。

それでは続いて、90ページをごらんいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございます。交通防犯対策事業債ほか7つの事業債でそれぞれ増減の補正を行い、合計で2億960万円を増額し、補正後の限度額の合計を10億8,880万2,000円とするものでございます。これは今年度の事業費の確定見込みによる増減のほか、国の補正予算に伴うセキュリティ対策のための情報管理事業債、それから鹿西、鳥屋小学校の大規模改修に係る小学校改修事業債、また、このほか県の自治振興資金の借入れに伴うのと里山海道の上棚インターチェンジをおりて中能登町へ誘導するための案内看板設置に係る観光振興施設整備事業債で大きな増額となっているものでございます。

続いて、93ページをごらんいただきたいと思います。

歳入について、それぞれに説明を申し上げます。

まず93ページ、第1款町税におきましては、固定資産税で当初見込みより3,100万円の増となっております。

また、第6款の地方消費税交付金で、3月交付分の決定により1億6,578万円の増。

また、第9款地方交付税では、普通交付税の追加交付分として720万1,000円の増となりました。

次、11款分担金及び負担金では、県営土地改良事業の芹川地区の圃場整備事業が国の補正予算で採択されたことに伴い1,284万5,000円の増となっております。

それから、第13款国庫支出金につきましては、補助対象事業の完了見込みによる増減などに伴い適正額を計上しております。また、国の補正予算対策に伴い、94ページの第2項国庫補助金の総務費補助金では、地方公共団

体情報セキュリティ強化対策費補助金として650万円を計上しています。また、その上の地方創生加速化交付金4,224万5,000円については、まだ国からの予算づけはされておりませんが、町の補正予算に計上することが国から条件として求められておりますので計上を行ったものでございます。

次、95ページでございますが、第14款県支出金、第2項県補助金のうち消防費県補助金の原子力災害対策事業費補助金300万円についても、国の補正予算に伴い、ラピア鹿島の放射線防護施設の避難者用の資材や機材の購入費として計上したものでございます。

次に、96ページをお願いいたします。

第16款の寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金につきましては、12月定例議会での補正後に16名の方から116万2,000円の寄附があったものでございます。

次に、17款の繰入金でございますが、基金繰入金では、財政調整基金繰入金は、徴税や交付金、起債、それから国県支出金の増額の計上により一般財源充当分としての財政調整基金繰入金が4億5,530万4,000円減となっております。また、特別会計繰入金では、ニュータウン良川の分譲宅地の売り払いの増により1,857万3,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。

次、97ページ。

第19款諸収入におきまして、東馬場地区圃場整備事業が完了したことにより、換地清算金として5,002万1,000円を12月定例議会において計上したところでございますが、その後、県の換地事務手続が平成27年度中に終わらないことになり、5,002万1,000円を減額計上したものでございます。

第20款町債につきましては、地方債補正のところで説明しておりますので省略をさせていただきます。

歳入の説明につきましては以上のとおりでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、同じく議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

まずは第1款議会費から第3款民生費について説明を求めます。

議案書は98ページから108ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、歳出について説明を申し上げます。

まず、議会費における給与費以降、全般にわたっての給与費の補正を行っておりますが、これは年度末に当たりまして、育児休業や中途退職、病気休暇などに伴う給料や各種手当、共済組合負担金、また退職手当組合負担金等の減額を行うとともに、保育士や番号制度事務などに係る不足する時間外勤務手当の増額補正を行っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、同じく98ページの第2款総務費、2細目の一般管理事業でございます。179万3,000円の増額の補正をお願いするものでございます。主な内容は、2月、3月分で不足する臨時職員等の賃金23万4,000円と普通旅費20万円の増額、また16名の方からご寄附をいただきましたふるさと応援寄附金116万2,000円を基金に積み立てるものであります。

次に、第4細目の自治振興事業でございます。事業の完了見込みにより107万3,000円の減額の補正を行うものでございます。内容は、区長会への補助金で61万7,000円の減、それから地区振興交付金45万6,000円の減となっております。

次に、99ページへ移りまして、5細目情報

管理事業でございます。これは国の補正予算などに伴い3,238万9,000円の増額補正を行うものでございます。委託料のシステム開発費で、自治体のインターネット環境を分離してセキュリティの強化を図る費用と、また介護保険制度システムの改正に伴うシステム開発費用を合わせて3,559万8,000円の増額を行うものです。その他の費目については、事業完了見込みに伴う減額補正となるものでございます。

続いて、6細目の車輛管理事業でございます。52万3,000円の増額の補正でございます。これは町の中型バスの発電機が壊れたことによる修理費を計上したものでございます。

続いて、100ページをお願いいたします。

4目の財産管理費の1細目鳥屋庁舎管理事業でございます。50万円の増額補正を行うものです。施設修繕料につきましては、鳥屋庁舎の構内の外灯が老朽化に伴いLED型へのつけかえと、庁舎の空調設備が壊れまして暖房がきかなくなったことによる修繕の費用を計上したものでございます。また、備品購入費につきましては、暖房が壊れたことにより、その期間の対応として石油ストーブを購入したものでございます。

次に、4細目の財産管理事業でございます。310万円の減額補正を行うものでございます。委託料、樹木管理35万円の増額につきましては、久江地内の道閑公園の柳の大木が台風などの強風や、また雪の重みにより倒伏して人家に被害を与えるおそれがあるために伐採を行ったことにより、今後の委託料に不足が生じることによるものでございます。また、工事請負費345万円の減額は、当初予算に鹿西武道館前のモニュメントの改修工事、ゲートサイン改修工事を予定しておりましたが、町の統一的な考え方の看板が必要との観点から観光振興費予算で観光サイン整備計画を策定するため、その後の対応とするため今

年度の工事を取りやめるものでございます。

次に、1細目交通防犯対策費でございますが、増減はありませんが、防犯灯のLED化事業の完了見込みにより起債額が確定して、起債額60万円を減額し、一般財源を60万円増とするものでございます。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 続きまして、100ページ中ほどですが、6目の企画費になります。

2細目の企画総務費では36万5,000円を増額をお願いするものです。これは負担金といたしまして、観光地域づくりに向けた石川版DMO形成推進事業として石川県観光連盟が主体となっていく事業に対しての負担金を計上するものです。なお、DMOとは、地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットフォームの組織を指すことを意味しております。

次に、4細目駅管理委託費では、乗車券販売委託料での人件費の見直しを行っております。

最後に、101ページの上段の地域おこし協力隊事業では予算の組み替えを行ったものです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 続きまして、102ページをお願いいたします。上段になります。

2款3項1目2細目戸籍住民基本台帳費で337万1,000円の増額をお願いするものです。内容としましては、7節の臨時職員賃金で17万5,000円の増額をお願いするものです。これは職員1名の休職と、マイナンバーカードの交付事務が始まったことにより業務量が多くなり、補助職員1人を雇用し窓口業務を円滑に図るため、お願いするものでございます。

それから、13節委託料で個人番号カード関

連事務319万6,000円でございます。これにつきましては、国の補正予算に伴いましてマイナンバーカードの製造、発行に係る事務を地方公共団体情報システム機構に委託しており、それらに係る費用でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、102ページ中段のほうにございますが、委託統計調査費です。13万1,000円の増額となりますが、農林業センサス費、また国勢調査費の精算に要する経費を計上したものでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 103ページをお願いします。

3款1項1目3細目臨時福祉給付金給付事業で332万2,000円の減額をお願いするものです。

主な内容としましては、臨時雇賃金で56万8,000円で、これは実績見込みにより減額するものです。それから、19節交付金では臨時福祉給付金275万4,000円を減額するものです。これも給付事業が完了したことにより減額するものでございます。総体的には3,541人に給付をしております。

それから、その下になります。

3細目自立支援事業でございます。748万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容としましては20節扶助費で、介護給付費で276万2,000円を増額をお願いするものです。内容としましては、短期入所に係る利用件数が増加見込みのため増額をお願いするものです。それから、その下になります。障害児施設等給付費472万1,000円を増額をお願いするものです。主な内容としましては、放課後デイサービス事業者の利用回数の増加見込みにより増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 続きまして、議案書103ページ下段をお願いいたします。

3目老人福祉費、2細目老人福祉事務事業では、介護保険特別会計の事業費の実績見込みにより繰出金1,034万9,000円を減額したものであります。

続きまして、104ページ、お願いいたします。上段になります。

3細目在宅福祉対策事業の補助金、自立支援型住宅リフォーム推進事業162万円の減額でございますが、これは補助対象となる方の申し込みがありませんでしたので減額を行ったものであります。

次に、7細目地域包括支援センター事業費の委託料、予防給付ケアプラン作成の81万5,000円の減額でございますが、要支援のサービス利用者が減ったため外注への委託が減ったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 104ページの中ほどをござんください。

4目1細目の福祉医療費支給事業でございます。1,398万円の減額をお願いするものでございます。

内訳では、20節の扶助費として、心身障害者医療費で1,060万円の減額、ひとり親家庭等医療費で14万6,000円の増額、乳幼児、児童及び生徒養育医療費で352万6,000円の減額ということで、それぞれ決算見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 続きまして、105ページをお願いします。

3款2項1目3細目児童手当等支給事業でございます。2,672万4,000円を減額するもの

でございます。

主な内容としましては、児童手当2,678万円の減額でございます。これにつきましては、今年度の実績見込みにより減額するものでございます。それとその下ですけれども、23節国県等返還金ということで、平成26年度児童手当交付金返還金11万6,000円の増額をお願いするものでございます。これについては、平成26年度の交付金の額の確定により概算でいただいたものを返還するものでございます。

それからその下になりますけれども、4細目子育て世帯臨時特例給付金給付事業167万2,000円の減額でございます。これにつきましても事業完了見込みにより減額をするものでございます。主なものとしましては、19節交付金、子育て世帯臨時特例給付金132万8,000円を減額するものでございます。2,254人に給付の実績でございます。

次、106ページをお願いします。

3款2項2目2細目保育園運営費で2,413万9,000円の減額でございます。

主なものとしましては、4節社会保険料で58万6,000円の増額をお願いするものです。これは嘱託職員に係る社会保険料の不足が見込まれるため増額をお願いするものです。それから、臨時雇賃金300万円、嘱託職員賃金240万円のそれぞれの減額につきましては、今年度の実績見込みにより減額するものでございます。

それから次、107ページをお願いします。

19節負担金、委託児童1,700万円の減額でございます。これにつきましては、町外の保育園に委託している児童の保育料、委託料でございます。昨年より12人減少になり減額するものでございます。

それからその下、19節補助金、とりやのの保育園に係る保育園運営費で71万5,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、とりやのの保育園の運営費補助金で、

国家公務員の人事院勧告に基づき給付費の一部が見直しされるため増額をお願いするものです。

それから、23節国県等返還金ということで、平成26年度保育緊急確保事業費補助金返還金11万円でございます。これは26年度の事業費確定により11万円を返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 同じく107ページの下段のほうをお願いいたします。

3目の児童館費、1細目の児童館運営費でございます。28万8,000円の増額をお願いするものでございます。各館の電気料、上下水道の増額が見込まれますので増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、一番下の4目の学童保育事業費で1細目の学童保育事業で26万3,000円の増額をお願いするものでございます。財源内訳の中で156万3,000円の増額です。これは当初120人の人数を見込んでおったんですけれども、人数の増ということで増額。その分、一般財源で130万円を減額するものでございます。7節のほうでは臨時雇賃金の26万3,000円の増額、同じく嘱託職員賃金につきましては32万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、108ページでございます。

食糧費につきましては、登録人数がふえたため31万8,000円の増額をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

続いて、第4款衛生費から第8款土木費についての説明を求めます。

議案書は108ページから114ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、108ページをごらんになってください。

第4款衛生費、第1項1目2細目の保健衛生事業でございます。28節の繰出金で国民健康保険特別会計へ繰り出す分として3,397万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、保険基盤安定、それから財政安定化支援事業総務費相当分で、決算見込みによる増額で法定繰り出し分でございます。

次に、その下になりますけれども、5目の1細目後期高齢者医療事業でございます。28節の繰出金として後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもので、131万8,000円を増額するものでございます。これは事務費分で、番号法制度に伴うシステム改修に要する費用として繰り出すものでございます。

次に、109ページをごらんになってください。

下のほうになりますけれども、2項の清掃費でございます。1目1細目の清掃事業費で672万円の減額をお願いするものでございます。13節で七尾市への委託料として、ごみ処理費で617万6,000円の減額、し尿処理費で54万4,000円の減額ということでございます。これにつきましては、七尾市事務委託費の決算見込みにより補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 同じく議案書109ページをお願いします。

下段の第6款第1項1目1細目の農業委員会費で、19節負担金に事務研修会の費用としまして、女性農業委員等の各種研修会への負担金として3万円の増額をお願いするもので

す。

続いて、110ページをお願いします。

同じく2目1細目の地域農政推進対策事業費で398万1,000円の増額補正で、これは全額補助金の対象となっております。

19節の補助金で、新規事業といたしまして担い手確保・経営強化支援事業に2,946万円の増額補正をするもので、意欲ある農業者の経営発展を促進させるための農業用機械等の導入支援を行うものであります。町内の農事組合法人5組合と3人の農業者にそれぞれ事業費の50%の補助といたしまして2,909万8,000円の補助金、それと石川県農業信用基金協会に対する補助金としまして町内1経営体へ融資額に対し国が15分の1の補助を行うことになりまして36万2,000円、合わせまして2,946万円の増額となります。

続いて、機構集積協力金交付事業補助金の1,967万3,000円の減額、農業経営法人化等支援事業補助金60万円の減額、経営体育成支援事業補助金70万6,000円の減額は、いずれも取り組み事業、実績見込みによります減額措置であります。

また、青年就農給付金事業補助金の450万円の全額減額ですが、現在、町内で2人の農業者の方が交付を受けておりまして、1人当たり年間150万円の交付をしております。昨年度、26年度交付時において平成27年度分を前倒しで交付することが国で決定されまして、1人当たり昨年度300万円ずつをお支払いしております関係上、本年度は予算に計上しましたが支出をしておりません。また、1名の方が新規対象を計画しておりましたが、要件が合わず対象外となりました。このため150万円3人分の450万円を全て減額したものであります。なお、本事業は所得制限もありますが、最大5年間を支援します交付事業となっております。

次に、3目の農業総務費では34万円の増額補正です。主なものでは、2細目の農業総務

費で62万円の増額で全額一般財源です。これは、集落排水施設に係る町下水道事業特別会計への事業実績見込みによります増額補正であります。

次に、4目の農業振興費では138万7,000円の増額補正です。

1細目の農業振興費は160万円の増額で、19節の負担金としまして世界農業遺産実行委員会負担金に150万円の増額となっております。これは国の地方創生加速化交付金が創設されることになりまして、石川県がその活用実行委員会の来年度の予算分を前倒して国に申請することになったことから、今回、増額補正を行うものであります。

また、魅力ある園芸品目育成事業補助金として、道の駅「織姫の里なかのと」での出荷をふやすためのカラー野菜等の栽培営農指導等への補助金としまして10万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、2細目の日本型直接支払制度事業では21万3,000円の減額で、中山間地域等直接支払事業の取り組み実績見込みに伴います補助金の減額補正であります。

続いて、7目の農地費では2,430万6,000円の減額補正です。

111ページの2細目の農地総務費では、燃料費等の支出見込みによりまして44万8,000円の減額を行うものです。

続いて、3細目の県営土地改良事業費では2,233万6,000円の減額で、県営ほ場整備事業の実施地区に係る事業費の確定見込みに伴います減額補正となります。

19節の負担金では、特に芹川地区が国の大型補正予算によりまして2億円の事業費が増額確定をいたしましたことから、本年度事業費と合わせまして2,895万円の増額となり、平成28年度への繰越事業となりました。

また、補助金で、下井田地区の完工記念事業補助金16万1,000円の増額ですが、平和堂の羽咋側道路のラピア鹿島への町道と消防滝

尾分団ポンプ小屋へ向かう町道との交差点付近に、下井田地区が県営ほ場整備事業の完成を記念しての記念碑を建立することになりました。さきの東馬場地区と同様に記念碑建設に係る事業費約106万7,000円の15%分を補助するものであります。

22節の補償金は、今年度換地清算を予定しておりました東馬場地区が石川県の換地清算事務が年度内に処理できなくなったことから5,002万2,000円を全額減額するもので、清算金は平成28年度補正予算での対応となる予定であります。

続いて、4細目の町単土地改良事業費は、事業確定見込みに伴います財源内訳の補正であります。

続いて、8細目の団体営土地改良事業費は143万2,000円の減額補正で、これも事業確定見込みに伴う減額の措置であります。

次に、111ページ下段の8目国土調査費、1細目の地籍調査事業費では1,040万6,000円の増額補正で、当初、平成28年度に予定をしておりました黒氏・一青地区の地籍調査事業費が今回の国の大型補正予算で870万円の追加予算が確定しましたことから、今回、事業費全体の増額補正をお願いするものです。追加予算につきましては平成28年度への繰越事業で実施を予定しております。

最後に、112ページの第2項2目2細目の林業振興費4万8,000円の減額補正で、事業確定見込みによります減額措置であります。

6款の農林水産業費での補正予算は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは次に、112ページの中ほどですが、7款商工費となります。

さきに歳入のほうでもご説明がありましたが、地方創生に関連いたしまして歳入の総務費国庫補助金で地方創生加速化交付金4,224万5,000円を計上してありますが、現在、国

に対して申請を行っているところです。この交付金は3月補正予算での予算計上が条件となっています。このことによりまして商工費の1目と2目については28年度への繰越事業となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、112ページの中ほどの商工振興事業費2,500万円ですが、織物の町、中能登として近年、最初に、報償金として講師謝礼50万円ですが、人材確保や育成、技能向上に係る講師を予定しております。

次に、委託料のデザイン資源有効活用開発支援事業の1,170万円につきましては、現在、町内3カ所に分散しておりますデザインサンプルの集約を図るとともに、現在デザインセンターにあるパソコンやスキャナーなどが、そういった機器が古くなっておりますので入れかえの必要がございます。その更新費用や、それにあわせて再整理なども行っていききたいというふうに考えております。

次に、人材確保・育成推進ツアー造成事業では、町内企業等への学生の研修受け入れなどを行うものであります。

次に、ファッションショーの開催支援事業では、例年町祭で行っておりますファッションショーを開催して織物の町、中能登を発信していくものであります。

次に、情報発信事業PRでは、販路拡大のための人材や技能継承希望者を全国へ発信をいたしまして人材の確保を目指す事業です。

次に、魅力商品開発支援事業では、町内の繊維製品を生かした素材開発や販路拡大のためのものづくり支援を行いたいものです。

次に、113ページの1細目観光振興費1,538万円で、委託料で、観光サイン整備計画策定事業として町内の観光看板を計画的に設置するため整備計画を策定するものであります。

次に、バリアフリー化対策事業270万円につきましては、バリアフリー観光の推進を図るための経費を計上したものです。

その次に、中能登町地域資源等情報発信事業108万円は、中能登町の観光資源を集約いたしましてパンフレットなどを製作するものであります。

次に、体験交流型ツアー造成事業42万円につきましては、中能登町の歴史を知る観光ツアーを実施したいものです。

次に、トレイルランニング実行委員会補助金として200万円、特産品開発事業として200万円を計上しております。特にトレイルランニング事業では、繊維の町ということもあわせて、ボランティアスタッフのユニホームなどで発信をしたいというふうに考えております。

以上の項目が全て地方創生加速化交付金の対象事業として申請をしている事業ですが、28年度の繰越事業となりますので、よろしくお願いいたします。

最後に企業誘致助成金2,670万円ですが、これは中能登町久乃木に本社を置く丸井織物株式会社が黒氏地内において工場を増設したもので、中能登町企業誘致条例の対象となりますので、投資額に対する5%の補助金に加えまして、中能登町の従業員が採用されておりますので、交付要綱に基づき補助金を交付するものです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建設課長

〔高橋孝雄参事兼土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 同じく113ページ下段をお願いいたします。

8款土木費です。

1項1目2細目の土木総務費では569万7,000円の増額をお願いいたします。下水道事業特別会計の収支の均衡を図るため、28節繰出金で569万7,000円の増額をお願いするものであります。

114ページをお願いいたします。

2項2目1細目の道路維持費では、予算額

の変更はありません。財源内訳の変更をお願いいたします。一般町道整備事業債の借入額の確定見込みにより、地方債710万円を減額し、一般財源710万円の増額をお願いするものであります。

次に、3目2細目の道路新設改良費では366万5,000円の減額をお願いいたします。19節の負担金で、県工事事業の本年度事業費の確定により366万5,000円の減額をお願いするものであります。

次に、3細目の社会資本整備総合交付金事業では224万8,000円の減額をお願いいたします。12節の手数料では30万円を、17節の公有財産購入費では150万円を、22節の補償金では44万8,000円をそれぞれ減額をお願いいたします。鹿島バイパスの小竹交差点付近から能登部上の若草団地に通じます町道の道路改良工事の今年度の事業費の確定により減額をお願いするものであります。

次に、4細目の道整備交付金事業では、予算額の変更はありません。財源内訳の変更をお願いいたします。一般町道整備事業債の借入額の確定見込みによりまして地方債100万円を増額し、一般財源100万円の減額をお願いするものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 110ページをお願いします。

青年就農給付金事業マイナスの450万円、ちょっと聞き漏れたもんですから、なぜ450万円減額になったかということと、所得が250万円以下の人が5年間にわたって150万ずつということでもらえるということになっておるんですが、なぜ減額になったのかわから

ないんですけれども、就農の人が何人か中能登町においでますが、この人たちはそういう例えば自分はお金をもらいながらやっているけれども雇用まで考えてやっているんですか。自分の就農をやって、人を雇って人と一緒に農業をやると。そういうことを考えてやっているのかどうか。せっかく国の金使ってやっているんですから、その辺、この減額を含めてちょっとお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 ただいま宮下議員の質問であります。青年就農給付金事業450万円の減額の内容の再度のご説明ということであります。

現在、当初予算に150万円で3名の方を計上しておりました。平成26年度ではお2人の方に150万円ずつを支給されております。そのお二方は、国の前倒しということで支援を早目にするというので、平成26年度中に150万円の分と、27年度中に支払われる予定の150万円を昨年度に補正をしまして1件300万円ずつ払っております。そのために今年度の支出は、予算化しておりましたが150万円2人分は支出はしない。ただ、来年度は続けてまた支援していくという形になります。

もう一人の150万円については、ある人が青年就農の希望が予算化するときにあります。その方がどうしてもやりたいということであったのですが、青年就農給付金の制度の中身で、同じお家の方で、いわゆるお父さんが農業で稲作をしていて、息子さんが青年就農で都会から帰ってきて農業をしたい、これは該当するんですけれども、同じく稲作をするということが該当にならないという形になりまして、そういう方の目的がちょっと要件が合わないということで、3人分の450万円分は今年度全額減額という状態であります。

それからお二人の方の実態ですけれども、今、個人で自然農法の野菜づくりとかをされております。本来であれば国の5年間の支援

によりまして自立ができるようになって、雇用者も勤める方も雇い入れて農業をますます頑張っていたきたいんですけども、現状はそこまでまだ至ってない。

それから、補助の制度は5年間あるんですけども、これはある程度農業所得がふえますと、税の申告である所得額がある一定の線を超えますと、そこで打ちどめになります。ということは、5年間もらうということはそこまで所得が至ってない場合ということなので、できるだけ頑張っていたきたいという形がありますが、お二人の方は頑張っておられるんですが、まだちょっとそこまでに至っていないという現状でありまして、町としては少しでもそういった方をふやして頑張っていたきたい。

来年度の予算は、後で審議があるんですけども、夫婦でもいただける制度があります。といったことで、町に都会から自然農法でやりたいという方が何口か来ています。そういったは調整をして新年度の予算化も進めまして、何とかそういった支援を受けながら町へ帰ってきていただいて農業の振興を図っていただきたいと町では思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 何年前からこの青年就農というのはずっと予算的にも出てきていますが、町としては、例えば雇用を生んで、せっかくお金、5年間にわたって750万行くんですから、雇用も生まれて認定農家的になるような形で。認定農家になれば、いろんな面で国の資金なりJA等が窓口になって、いろいろな金の借り方とかもあるやろうさかい、その辺せっかく750万にわたって出すんですから、できれば雇用できるように結びつけて頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 112ページお願いいたします。

商工振興事業費で、人材確保・育成推進ツア一造成事業とありますよね。80万円ということで。これ中身がよくわからないので再度説明をお願いしたいというのと、もう1点、その下の魅力商品開発支援事業とありますけれども、具体的にこういうふうな商品というような目指すものはあるのかなのかというのを。

その2点、お願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、林議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、人材確保・育成推進事業の点でございますが、言葉で申しますとUIJターンの希望者やインターンシップの受け入れで地元企業の理解を深めるとともに、社会人のあり方や働くことの理解促進を図るということでございますが、大学のほうとも声をかけながら、中能登町のほうで企業インターンシップというのをできないかということをお話を進めている段階でもあります。そういった形で、この予算が通りましたら、この予算を使いながら大学生のほうの町内の企業体験、企業経験といいますかインターンシップを何とか促進できないかという、そういったようなことで予算組みをさせていただいております。

もう1点ですが、魅力ある商品ということなんですが、中能登町では、どぶろく特区をつくりました。取得をさせましたが、現在、どぶろく特区を活用する認定農業者の支援やそういったものの支援をしていかないと、実はどぶろく特区というのは非常にお金がかかるという状況にもあります。そういったものを少し何とか支援をしながら、一つの例ですけれども、例えばどぶろくなどをしっ

かりともう少し、最後、販売までできるような、瓶詰め販売までできるような形で、何とかそういったものを支援できないかなというふうに考えております。

これは一つの例ですが、こういった形で中能登町の魅力ある特産品というのをこの予算を使って進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○2番（林 真弥議員） わかりました。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

続いて、第9款消防費から第11款災害復旧費について説明を求めます。

議案書は115ページから120ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、消防費でございますが、1目消防総務費の1細目消防総務費でございます。48万円の減額を行うものでございます。これは事業の完了見込により七尾市への消防委託料を減額するものでございます。ただ、内訳としましては、消防本部の運営費で42万9,000円の減、それから中能登消防署の運営費で56万円の増、消防団運営費で61万1,000円の減であります。このうち中能登消防署の運営費の増につきましては、消防職員の人事院勧告に基づく人件費の増でございます。

続いて、第2目の消防施設費でございます。12万8,000円の減額を行うものでございます。内容は、中能登消防署のトイレ改修工事が完了したことによる工事費の減13万でございます。また、普通旅費については、消防ポンプ車購入に係る中間検査で不足分2,000円の増でございます。

続いて、第3目の防災対策費で392万8,000

円の増額を行うものです。これは、昨年度整備しましたラピア鹿島の放射線防護施設に避難する場合の対策費としまして、国の補正予算により避難者用の消耗品費として104万、食糧費で170万8,000円、備品購入費で118万円を購入する費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長

○植田一成教育文化課長 同じく115ページの下段です。

10款1項2目2細目の学校教育事務局費18万2,000円の増額をお願いするものでございます。7節のほうでは、学校図書司書のほうで8万円、それから食糧費では、鹿島小学校の開校記念事業の精算ということで7万円の食糧費をお願いするものでございます。

116ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料のほうでは、中能登中学校の未買収部分の賃借料ということで2万4,000円の増額をお願いするものでございます。

3細目の統合小学校建設費では112万円の減額でございます。15節のほうで鹿島小学校のバス車庫、トイレ兼倉庫等の入札差金の108万円の減額でございます。

4細目旧学校施設管理費で5万3,000円の増額をお願いするものでございます。11節のほうでは旧鳥屋中学校のグラウンドのフェンスの修繕工事等で40万円の増額、それから15節のほうでは鹿島地区の小学校の遊具の撤去工事の入札差金の減額、それから18節のほうでは消防備品費の消火器の購入の入札差金の減額でございます。

続きまして、2項1目2細目の小学校管理費で358万1,000円の増額をお願いするものでございます。増額の主な理由でございますけれども、15節の工事請負費でございます。15節では鳥屋小学校と鹿西小学校の改築工事を当初予算で計上しました。体育館の非構造部

材撤去工事等の耐震工事につきましては、国庫補助金が確定し、昨年10月に工事を完了しております。しかし、校舎の冷暖房、LEDの整備、トイレ改修等については国庫補助金が交付されませんでした。今回、ことし2月の国の補正予算の中で鳥屋小学校と鹿西小学校の整備について1億239万5,000円の内示が2月19日に県のほうよりありました。内示額は満額ではなかったために、財源内訳の中で国庫補助金を1,870万8,000円減額し、補助金の確定によりまして地方債を2億270万円増額し、一般財源を1億8,042万2,000円減額するものであります。

また、改めて今回の工事について新単価で設計を組み直したところ、機材や人件費の増額によって設計額が増額しましたので、工事請負費及び工事監理の委託料について増額をお願いするものでございます。

なお、今回の内部環境改善工事については未契約で、来年度に繰り越しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、117ページのほうで、3項1目1細目の中学校管理費でございます。これにつきましては金額の増減はございませんけれども、中体連のほうから98万7,000円の収入がありまして財源を組み替えをしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
〔百海和夫生涯学習課長登壇〕

○百海和夫生涯学習課長 同じく117ページ下段のほうでございます。

第4項社会教育費、3目図書館費、1細目図書館活動推進事業でございます。134万2,000円の減額でございます。これにつきましては社会保険料8万8,000円の増額ということで、これは10月からの臨時雇い職員分の社会保険料の不足額を計上をさせていただきました。

13節委託料のほうでは、図書館システムの更新を今年度実施しました。その事業確定により128万円を減額するものであります。それと、その下の図書館システム保守につきましては、旧システムの保守料の確定により減額を行いました。

続きまして、119ページをお願いします。

第5項保健体育費、1目保健体育総務費、2細目体育施設維持管理事業で1,220万円の減額をお願いするものであります。これにつきましては、県支出金のほうで1,595万1,000円の減額ということです。財源内訳のほうで。これは鹿島体育センターの太陽光発電設備工事の補助金の交付決定による減額でございます。

主な内訳でございますが、11節のほうで、消耗品費50万円、印刷製本費10万円、施設修繕料45万円それぞれ増額をお願いするもので、その分の光熱水費105万円を減額するものでございます。それぞれ不足する額の増額となっております。

15節の工事請負費のほうでは1,220万円の減額です。この内訳といたしまして、鹿島体育センターの太陽光発電設備工事で1,600万円の減額、それと鹿島体育センターの弓道場の的場にありますが安土が崩落したことによりまして改修工事で380万円の増額をお願いするものです。合わせて1,220万円の減額となります。

次に、4細目生涯スポーツ推進事業であります。25万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては補助金で、ジュニアスポーツクラブ等大会派遣費25万円の増額であります。これは中学校の男子ソフトテニス部の3月におきます全国大会の派遣、それと、その他選抜大会等の出場される激励費等を見込んで25万円の増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 続きまして、120ページをお願いします。

第11款第1項2目1細目の林道災害復旧事業費で369万4,000円の減額補正です。

内容としましては、林道城石線での災害復旧工事の事業費の確定見込みによりまして15節の工事請負費で327万円の減額。22節の補償金では、工事の支障となりました町の光ケーブルの防護管の設置、撤去費用の確定によりまして42万4,000円の減額としたものであります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

ここで、2時50分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算における歳入歳出全般について説明を求めます。

議案書は121ページから125ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、121ページをお開きください。

議案第23号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,576万7,000円とするものでございます。

それでは、124ページをごらんください。

まず歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料でございます。1項1目の特別徴収保険料で191万3,000円の減額、2目の現年度分で普通徴収で43万円の減額ということで、保険料の精算見込みによる減額でございます。

次に、3款の繰入金でございます。第1項1目の事務費繰入金で131万8,000円の増額でございます。

次に、125ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款総務費、第2項1目1細目の徴収費でございます。19節の負担金で電算システムということで131万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは番号法制度対応のためのシステム改修費用に充てるものでございます。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1項1目1細目の後期高齢者医療広域連合納付金で、19節の負担金で、歳入でもございましたとおり保険料について234万3,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましても保険料の精算見込みによる減額でございます。

後期高齢者医療特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第23号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第24号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算における歳入歳出全般について説明を求めます。

議案書は127ページから136ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案

書127ページをお願いいたします。

議案第24号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,104万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,772万5,000円とするものでございます。

それでは、131ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

1款の保険料につきましては、決算見込みにより509万4,000円を増額するものでございます。

次に、2款1項の国庫負担金から132ページの下段になります6款繰入金までは、介護サービス費などの決算見込みに伴い、国費及び県費などの増減をお願いするものでございます。

この中で、132ページの6款繰入金、4目の低所得者保険料軽減繰入金でございますが、第1段階に該当する634人分の保険料軽減額243万4,000円分を国が2分の1、県、町が4分の1で補助しますが、当初少なく積算いたしましたので122万5,000円を増額をお願いするものでございます。

次の事務費繰入金は、システム改修などに係る町負担分として163万4,000円を増額をお願いするものでございます。

続いて、133ページをお願いいたします。

8款2項1目第三者納付金30万1,000円を増額ですが、これは交通事故により介護保険のサービスを利用することになり、示談が成立するまでのサービス利用分が保険会社より納付されたものであります。

続きまして、134ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

1款1項1目一般管理費で、電算システム負担金として206万7,000円を増額をお願いす

るものでございます。内訳といたしまして、個人番号制度に係るシステム改修分で114万9,000円、介護保険制度改修分で91万8,000円でございます。

次に、1款2項の介護認定審査会費2万6,000円を増額でございますが、介護認定審査会委員の旅費と認定調査員の賃金の不足分でございます。

次に、2款1項介護サービス及び支援サービス等諸費でございますが、介護給付費の各サービスの決算見込みにより1億44万4,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。

3款1項の介護予防事業費でございますが、地域支援事業実施要綱に合わせた事業費の組み替えを行ったものでございます。

次に、3款2項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、こちらも同じく地域支援事業実施要綱に合わせた事業費の組み替えと、2細目の任意事業費の介護慰労金は、決算見込みにより150万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、136ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金で2,880万6,000円を増額するものでございます。これは、歳入から歳出を差し引いた差額を基金に積み立てるものです。現年分の国庫負担金などは概算でいただいておりますので、27年度の介護給付費などが確定しましたら、もらい過ぎていた分を28年度に返還する場合、取り崩すことになります。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第24号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第25号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における歳入歳出全般について説明を求めます。

議案書は137ページから144ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、137ページをお開きください。

議案第25号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,607万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,075万円とするものでございます。

141ページをお開きください。

まず歳入からご説明申し上げます。

第4款の療養給付費交付金、第1項1目1節の現年度分で退職者療養給付費交付金で1,544万4,000円の減額でございます。これにつきましては、額の確定によるものでございます。

この交付金につきましては、65歳未満の社会保険OBの被保険者の方々の医療給付費から保険税で賄い切れない分を診療報酬支払基金のほうから交付されるものでございます。そこで、団塊世代を考慮して国保の負担を軽減するために退職者医療制度が平成26年度で終了いたしました。このことから、新たに退職被保険者の新規の取得者がいないこと、あわせて65歳に到達して一般被保険者に移行したことにより、被保険者数の減により交付金の額が減ったということでございます。

次に、第5款の前期高齢者交付金、1項1目の前期高齢者交付金でございます。3万6,000円の減額でございます。額の確定によるものでございます。

次、9款の繰入金、1項1目の一般会計繰入金でございます。金額で3,397万3,000円の増額でございます。

内訳を申し上げます。保険基盤安定分で2,589万6,000円、財政安定化支援事業分で632万3,000円、総務費相当分で175万4,000円のそれぞれ増額でございます。特に保険基盤安定分の主な増額の理由について申し上げます。これは低所得者数に応じて交付するものでございまして、保険者支援分で財政支援の範囲が7割、5割の軽減者から2割軽減の被保険者まで含められたことが一つ。また、その支援率が上がったことによることが主な増額の要因でございます。

次に、第9款の繰入金でございます。2項1目の基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金で3,502万8,000円の増額でございます。これは、保険給付費等の増額等による不足財源に充てるために取り崩しをするものでございます。

次に、第11款諸収入でございます。雑入です。第三者納付金で605万5,000円の増額。これは介護保険のほうにもございましたが、国保が立てかえておりました交通事故に対する療養給付費につきまして、町が国保連に委託している求償事務によりまして、加害者からの損害賠償金を立てかえ分として支払われたために増額するものでございます。

次に、その下になりますけれども、雑入で650万3,000円の増額でございます。これは平成26年度退職者療養給付費交付金の額の確定により増額するものでございます。

歳入については以上でございます。

次、142ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款総務費、1項1目1細目一般管理費で175万4,000円の増額をお願いするものでございます。12節の手数料で第三者行為求償事務として10万円の増額、19節負担金で電算システムの負担金で165万4,000円の増額ということでございます。これにつきましては、番号法制度関連のシステム改修に必要な費用の増額補正のお願いでございます。

次に、第2款の保険給付費でございます。この款につきましては、いずれも給付見込みにより補正させていただくものでございます。

第1項1目1細目一般被保険者療養給付費で、19節の負担金で5,809万8,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、1月現在の前年度同月比で、診療月で申し上げますと9カ月分になりますけれども、約4.5%の給付費が伸びておりました。そういったことから所要額を増額するものでございます。主な考えられる要因といたしましては、被保険者の高齢化による生活習慣病に関する疾病がふえてきているんじゃないかなというふうに考えております。

次、その下の2目1細目の退職被保険者等療養給付費につきましては、19節負担金で2,058万5,000円の減額でございます。これにつきましては、退職者医療制度の経過措置が平成26年度で終了したということで退職被保険者が減少したことによるものでございます。

次、その下の3目1細目の一般被保険者療養費でございます。19節負担金で101万4,000円の減額でございます。

次に、143ページをごらんください。

第2項1目1細目の一般被保険者高額療養費でございます。19節負担金で2,394万9,000円の増額でございます。これにつきましては被保険者の高齢化による、やはり生活習慣病等に関する疾病がふえていることが大きな要因かと考えております。

次、2目1細目の退職被保険者等高額療養費でございます。19節負担金で50万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等でございます。ここにつきましては財源振りかえでございます。

第6款介護納付金、1項1目1細目の介護納付金では、19節負担金で21万7,000円の減

額でございます。介護納付金の額の決定により減額補正をするものでございます。

次、7款の共同事業拠出金、第1項1目1細目の高額医療費共同事業医療費拠出金で、19節負担金で129万4,000円の増額。次のページの144ページをごらんください。3目1細目の保険財政共同安定化事業拠出金でございます。19節負担金で518万円の減額でございます。いずれも国保団体連合会の再保険事業である当該事業の拠出金額の確定により補正するものでございます。

次に、第10款第1項3目1細目の償還金でございます。1,175万4,000円の増額をお願いするものでございます。23節で平成26年度療養給付費等の負担金で1,136万6,000円の増額、平成26年度特定健診・保健指導国庫負担金で38万8,000円の増額。いずれも額の確定による増額でございます。

次、11款の予防費でございます。327万1,000円の減額でございます。これにつきましては、歳出財源に充てるために減額するものでございます。

国民健康保険特別会計の補正予算については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第25号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第26号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算における歳入歳出全般について説明を求めます。

議案書は145ページから152ページとなります。

北野上下水道課長

〔北野 均上下水道課長登壇〕

○北野 均上下水道課長 それでは、145ページをお願いします。

議案第26号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,967万9,000円とするものでございます。

第2条、地方債補正の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

148ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。

特定環境保全公共下水道事業債で、借入限度額を4億1,350万円から900万円を減額いたしまして4億450万円とするものであります。また、農業集落排水整備事業債では、5,000万円から100万円を減額し4,900万円とするものであります。ともに事業債の借入限度額の確定によるものでございます。

次に、150ページをお願いいたします。

歳入についてであります。

1款2項1目1節の下水道工事負担金で114万円の増額です。事業実績見込みによるものであります。件数については18件分を見込んでおります。

次に、4款1項1目1節の一般会計繰入金で631万7,000円の増額であります。特環及び集排それぞれ事業実績見込みにより増額をお願いするものです。

次に、5款1項1目1節の繰越金で2万2,000円の増額です。それぞれ繰越金の確定によるものでございます。

次に、6款1項1目1節の雑入で1万円の減額でございます。原子力立地給付金等の額の確定によるものでございます。

次に、7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債で900万円、2節の農業集落排水事業債で100万円、それぞれ減額であります。事業債の借入限度額の確定によるものであります。

次に、151ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費で318万6,000円の減額補正であります。事業実績見込みによるものであります。

主なものでは、13節委託料になりますが、汚水処理槽内清掃業務で5万5,000円の増額をお願いするものです。鹿島北部及び鹿島西部クリーンセンターの清掃業務で、処理槽内のろ材撤去など事業量の増によるものであります。

また、その下になりますが、電気保安業務で4万5,000円の増額をお願いするものです。集落排水施設から公共下水道施設への所管がえになった施設の分でございます。

2細目の農業集落排水施設管理費では34万5,000円の減額補正であります。その主なものでは、光熱水費で10万円の増額をお願いするものです。事業実績見込みによるものでございます。

次に、2款1項1目2細目の社会資本整備総合交付金事業費の15節工事請負費ですが、100万円の増額をお願いするものです。新規公共ます設置工事に係るものでございます。

次に、152ページをお願いいたします。

3款1項の公債費であります。1目の元金及び2目の利子では、金額の補正はありませんが、それぞれ財源内訳の変更を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第26号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第27号 平成27年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算における歳入歳出全般について説明を求めます。

議案書は153ページから157ページとなります。

高橋参事兼土木建設課長

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 153ページをお願いいたします。

議案第27号 平成27年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,857万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,107万4,000円とするものでございます。

156ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目1節の不動産売払収入では1,857万2,000円の増額をお願いいたします。当初予算での分譲見込み数5区画に対しまして現在9区画の契約が成立しておりますことから、収入増となる1,857万2,000円の増額をお願いするものであります。

157ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項1目1細目の一般管理費では1,857万3,000円の増額をお願いいたします。不動産売払収入の歳入の増により、一般会計への繰出金1,857万3,000円の増額をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第27号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第28号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算における歳入歳出全般について説明を求めます。

議案書は159ページから162ページとなります。

町田情報推進課長

〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 それでは、159ペ

ージをお願いいたします。

議案第28号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、予算の組み替えを行うものでございます。

それでは、162ページをお願いいたします。

第1款第1項1目の管理費でございます。

1細目の給与費、そして2細目の管理費、それぞれ10万円を組み替えるものでございます。そのうち2細目18節の備品購入費につきましては、平成18年度に設置しましたケーブルテレビのバックアップ用レコーダーが故障しましたことから新しいものに買いかえるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第28号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第29号から議案第35号までの指定管理者の指定について説明を求めます。

議案書は163ページから175ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書163ページをお願いいたします。

議案第29号 指定管理者の指定についてでございます。

末坂地内にあります在宅複合施設「ほのぼの」の指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、引き続き社会医療法人財団董仙会を指定管理者として指定するものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しております。

続いて、議案書165ページをお願いいたします。

議案第30号 指定管理者の指定についてでございます。

東馬場地内にありますデイサービスセンター「いこい」の指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、引き続き社会医療法人財団董仙会を指定管理者として指定するものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しております。

続いて、167ページをお願いいたします。

議案第31号 指定管理者の指定についてでございます。

能登部下地内にありますグループホーム「しあわせの里」の指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、引き続き有限会社しあわせの里を指定管理者として指定するものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しております。

続いて、169ページをお願いいたします。

議案第32号 指定管理者の指定についてでございます。

能登部上地内にありますデイサービスセンター「ひまわり」の指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、引き続き社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しております。

続いて、171ページをお願いいたします。

議案第33号 指定管理者の指定についてでございます。

末坂地内にあります老人福祉センターゆうゆうの指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、引き続き社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しております。

説明は以上になります。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、議案書の173ページになります。

議案第34号です。指定管理者の指定につきましてであります。

能登部下地内にございます能登上布会館について、平成28年3月31日をもって指定期間が満了となりますので、新たに能登上布振興協議会を引き続き指定管理者として指定したいものです。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなります。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 続いて、議案書175ページをお願いいたします。

議案第35号 指定管理者の指定についてをご説明いたします。

春木地内の春木集会所、春木会館の近くにございます姫塚いきいき公園の指定管理について、これまで春木区との5年間の指定管理が本年3月末で終了しますことから、平成33年3月31日までの5年間を引き続き春木区へ指定管理者の指定を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 指定管理のことでちょっと聞きたいと思います。

二千何年か忘れましたが、官から民への移行ということで指定管理者制度ができたわけですが、5年間たって、また指定管理されるわけですが、指定管理している30号とか34号、32号、これは収支は黒字になっておるんですか。その辺について。収支はどういうふうになっているのか。赤字になっているのか

黒字になっているのか、その辺だけでもいいです。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員、今問い合わせをしておるといふか説明を求めている議案の何号、何号、何号とはっきり言ってほしいということで、もう一遍お願いします。

○8番（宮下為幸議員） 29号、30号、31号、32号です。

○議長（甲部昭夫議員） 関係の答弁を求めます。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 ただいまの宮下議員の質疑にお答えいたします。

ちょっと不確かなので、確認して正確にお答えしたいと思いますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員、それでよろしいですか。

○8番（宮下為幸議員） 何でこんなことを言うかという、採算の合わない施設的には、うちの町とは違うんですけども、合わなくなってくると、また公募をしてというようなのが七尾市のほうにもありましたので、その辺どういうふうな万が一になった場合、公募しても適切な業者があらわれないというようなことにもなりかねませんので、その辺、町もある程度助成は、修繕費とかそんなのは出しておると思うんですが、その辺どういうふうな形になっているのか。

それと、1年間で指定管理というものは設けられるのかどうか。これは5年ですけども、1年間の猶予つきの指定管理というものはできるんですかね。

○議長（甲部昭夫議員） 執行部、答弁はどなたに。

杉本町長

○杉本栄蔵町長 指定管理の1年間、これは契約によって、私のところは5年間をしておるのであって、1年間とか3年間とかそういう個々の問題であって、それは問題はないと

思いますし、今お話がありました29号「ほのぼの」、またデイサービス「いこい」、「しあわせの里」、これらについては、バスを買ったり大きな修繕のときに、決算書の説明を受けておる限りにおいては、今町が指定しておる施設についてはそういう心配は一切ないと思っております。大体よくしていただいておりますし、大変いいというそういうこともありませんが、それぞれの皆さんが頑張っていて、そして不安のないようにしていただいております。そういうことであります。

以上です。

○8番（宮下為幸議員） 今のところは、指定管理やめるわというところがないということですね。わかりました。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第36号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託の廃止について説明を求めます。

議案書は177ページとなります。

北野上下水道課長

○北野 均上下水道課長 それでは、議案書177ページをお願いいたします。

議案第36号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託の廃止についてであります。

資料は63ページをお願いいたします。

まず事務委託を廃止する理由であります。簡単に述べます。

七尾市と中能登町から発生する下水汚泥につきましては、これまで移動乾燥車による乾燥処理業務等を七尾市に委託をしてきました。しかし、平成20年ごろから燃料、ガソリンの高騰、それから施設、乾燥車の老朽化により処理費用がかさんできたということか

ら、下水汚泥を産業廃棄物として処分したほうが経済的であるということになりまして、平成21年6月30日をもって休止している状況でございます。

この状況の中、平成29年度から当町でバイオマスメタン発酵によります汚泥処理システムが稼働いたしますことから、今後、七尾市と汚泥処理に関する事務委託を行う必要がなくなる。このため事務委託を廃止とするものでございます。

廃止の申請につきましては、この後、中能登町議会及び七尾市議会の議決を経まして、廃止の協議を経まして、石川県知事へ届け出を行うというようなものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第36号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を求めます。

議案書は179ページから181ページとなります。

高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、議案書179ページをお開きください。

議案第37号です。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

次に、181ページのほうをお開きください。

総合整備計画の内容となっております。

1番で、辺地につきましては瀬戸地区です。辺地を構成するところは瀬戸地区です。

3番でございますが、整備計画につきましては平成28年度から平成32年度までの5年間。内容ですが、産業振興施設としまして大区画の圃場整備などで4億4,000万円、交通通信施設といたしまして消雪装置の更新などで2億円、そして厚生施設といたしまして下水道の処理施設の更新や耐震化工事で8,000万円、合計7億2,000万円となっております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第37号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で議案第4号から議案第37号までの説明及び質疑は終結します。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時41分 休憩

午後3時42分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会付託

○議長（甲部昭夫議員） 日程第5 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第37号までの議案34件及び請願3件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（甲部昭夫議員） 日程第6 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任並びに委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

議案第38号 平成28年度中能登町一般会計予算

議案第39号 平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第40号 平成28年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第41号 平成28年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第42号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第44号 平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第45号 平成28年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案8件については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第45号までの議案8件については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、

1番 土 本 稔 議員

2番 林 真 弥 議員

3番 中 川 秀 平 議員

4番 山 本 孝 司 議員

5番 笹 川 広 美 議員

6番 南 昭 榮 議員

7番 諏 訪 良 一 議員

8番 宮 下 為 幸 議員

9番 亀 野 富二夫 議員

11番 古 玉 栄 治 議員

12番 若 狭 明 彦 議員

13番 坂 井 幸 雄 議員

14番 作 間 七 郎 議員

以上13人を委員として指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13人を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後3時46分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の審査の議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しました付託表のとおりであります。

◎予算審査特別委員会の委員長、副委員長選任

○議長（甲部昭夫議員） 次に、予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員には、次の休憩中に委員長、副委員長の互選を行い、その結果を議長に報告願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3 時48分 休憩

午後 3 時57分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会における正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に14番 作間七郎議員、副委員長に13番 坂井幸雄議員、以上のとおりであります。

◎休会決定の件

○議長（甲部昭夫議員） 日程第 7 休会決定の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員会、予算審査特別委員会審査等のため、3月4日から15日までの12日間は休会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、3月4日から15日までの12日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時58分 散会

平成28年 3 月16日（水曜日）

○出席議員（13名）

1 番	土 本	稔	議員	8 番	宮 下	為 幸	議員
2 番	林	真 弥	議員	10番	甲 部	昭 夫	議員
3 番	中 川	秀 平	議員	11番	古 玉	栄 治	議員
4 番	山 本	孝 司	議員	12番	若 狭	明 彦	議員
5 番	笹 川	広 美	議員	13番	坂 井	幸 雄	議員
6 番	南	昭 榮	議員	14番	作 間	七 郎	議員
7 番	諏 訪	良 一	議員				

○欠席議員（1名）

9 番 亀 野 富二夫 議員

○説明のため出席した者

町	長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	加 賀 忠 夫
副 町	長	廣 瀬 康 雄	上下水道課長	北 野 均
教 育	長	池 島 憲 雄	住民福祉課長	平 岡 重 信
参事兼総務課長		堀 内 浩 一	長寿介護課長	道 善 まり子
参事兼土木建設課長		高 橋 孝 雄	会 計 課 長	正 谷 智
参事兼保健環境課長		長 元 健 次	教育文化課長	植 田 一 成
企 画 課 長		高 名 雅 弘	生涯学習課長	百 海 和 夫
情 報 推 進 課 長		町 田 穂 高	教育文化課担当課長	林 大 智
税 務 課 長		古 川 利 宣	選挙管理委員会委員長	曾 我 輝 男

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第 2 号）

平成28年 3 月16日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

初めに、3月3日の本会議における宮下議員の質疑について答弁漏れがありましたので、これを許します。

堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 宮下議員から質疑がありました給料表6級から7級に変更することによる経常収支比率での影響はどの程度かというご質問でありました。

7級制にする目的の一つが、現在は保育園の園長は管理職に位置づけされておきませんが、女性の活躍という観点から管理職に位置づけすることを一つの目的にしております。実際にそのように給与面での管理職としての待遇とした場合、年間にしまして給料、手当、共済費等を含めますと5園ございますので5人で約375万円程度の増額となります。

この375万円が経常収支比率にどう影響するかということでございますが、全く金額的には小さいものですので経常収支比率の増とはならない状況でございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長
〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 宮下議員より議案第29号から32号における指定管理施設は黒字なのか赤字なのかのご質問にお答えいたします。

平成26年度決算での報告になりますが、ほのぼの、いこい、しあわせの里の3施設におきましては黒字決算、ひまわりにおきましては赤字決算となっておりますが、赤字部分は

積立金で充当されております。

ちなみに27年度決算につきましては、黒字になる見込みだと報告を受けております。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。また、執行部におかれましては的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

2番 林 真弥議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） おはようございます。林 真弥でございます。

私、今回の一般質問では、この場に立つのが7回目でございます。過去6回ですけれども、最終質問者、ラストバッターというのが2回あったんですけれども、今回、念願のトップバッターということで、今ドキドキワクワクしております。

私、元高校球児なものですから、野球でいうなら1回の表、プレーボールのサイレンを打席で聞いて、ピッチャーが投げるボール、初球からがんがん打っていこうと、今はそんな心境でしょうか。とにかく切り込み隊長として元気よく務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは1点目の質問に入りたいと思います。

1点目の質問ですけれども、平成27年度、町内の小中学校で実施されました土曜授業について伺いますが、まず土曜授業についての質問で2点の質問をしたいと思います。

1点目ですけれども、27年度の土曜授業の

当初目的や計画等を鑑みて、実態はどう進んだのか。余り計画どおりには進まなかったとの声もお聞きするんですけれども、もし進まなかったとすればそれはなぜなのか。

2点目ですけれども、新年度並びに今後の見通しについて示していただきたいと思います。

平成26年の10月だったと思いますが、中能登町では27年度から月1回程度の土曜授業を行う予定であると突然新聞で報道され、生徒児童はもちろん、保護者や先生方も全く知らない中、まさに寝耳に水の報道であったと私は記憶しております。その後の流れとしては、2カ月近くたった12月初めに各小中学校のPTA役員と町PTA連合会役員に先生方を交えた初めての説明会を行い、その後、1月、2月にかけて各学校での保護者説明会を順次行っていったとも記憶しているんですが、教育長、私の記憶にもし間違いがあれば、またご指摘していただきたいなと思います。

教育長は、その説明会の席で、中能登町の土曜授業では月曜日から金曜日の通常の授業ではなかなかできないことを行いたいとおっしゃってございました。通常の授業ではなかなかできないこと。例えば小学校では、地域の皆さんと交流し地域の歴史や文化を学ぶ。昔はあったけれども今はなくなってしまったような子供たちの遊びの復活。親子の触れ合い活動などという話であったと思います。中学校では、やはり地域の歴史や文化を学ぶ。それから生徒会活動。部活動の強化練習などで、大体こんな内容であったと思っているんですけれども。さらには少しは土曜授業の中に通常の授業も入れたいと、そういうふうに言われておりました。

何回かあった説明会の席上では、月1回の土曜授業に対して、保護者の方から特別強い反対というのはなかったなと私は思っているんですけれども、ただ、反対意見はなかった

中でも出た意見としては、27年度当初4月から始めるには準備の時間が足りないのではないか。もう1年おくらせるか、せめて半年おくらせてはどうかという意見がありました。

もう一つ、成果についてですけれども、何を基準に何年ぐらいで判断するのか。土曜授業の成果ですね。もし成果が薄いと判断した場合は、もとに戻すのかどうなのかという意見もありました。

さらにもう一つですけれども、学校週5日制が定着した中で、月1回とはいえ登校が困難な状況にある児童生徒、先生がいるのではないかと。欠席した場合は通常どおりの欠席扱いになるそうだが、そのあたりはどのようにクリアするのか。

こんな3点、こんな意見があったと思いますけれども、このような意見があった中で昨年4月から始まった土曜授業ですが、特に中学生から疑問や不満の声を少し聞いております。最初の1年を総括する意味も含めまして、さきの2つの質問にご答弁を願いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほどの林議員の土曜授業についてのご質問にお答えをいたします。

2点ありました。

まず1点目ですけれども、平成27年度において当初の目的や計画等を鑑みて実態はどう進んできたのか。もし計画どおり進まなかったとすれば、それはなぜかというようなご質問であったかと思えます。

土曜授業の目的ですけれども、中能登町が展開しています夢プロジェクトの活動を一段と際立たせて、教育のまち中能登を目指す特色ある教育活動を展開することであります。

テーマにつきましては、当初1から8の8つのテーマを設定いたしました。今ほども言われましたけれども、1番は学力向上、2番目は触れ合い、3番目は生徒会活動、4番目

は運動並びに部活動、5番目はふるさと学習、そして6番目は議会や地域社会からの要請があるテーマについて、それから7番目、新しい時代にふさわしいテーマをぜひやりたい、8番、これはPTAの皆さんからの要望に応える学習ができればいいなという、以上8つのテーマを設けました。

一方、実施の回数についてですけれども、小学校は年間10回程度、中学校は1、2年生が8回程度、3年生は20回となっております。

その実施状況ですけれども、おおむね当初の目的や計画は達成できたのではないかと思います。児童生徒や保護者の皆さん、それから教職員の皆さん方の負担もありまして、当初理想的に掲げた内容といえますか構想について十分できたのかと言われますと、残念ながら中能登町の特色ある土曜授業のカラーをしっかりと打ち出すまでには至らなかったなというのが初年度の感想です。

ただアンケートによりますと、土曜授業について児童生徒、それから保護者の皆さんの8割程度が肯定的に捉えていただいていることがわかりました。それを見れば一定の成果はあったのかなというように考えています。

特に土曜日の体験学習は、活動時間が確保できるために、地域との交流活動とか、特になかなかできないような星稜大学あるいは国際交流協会との連携においては土曜日ならではの活動ができたなというように思っています。また、土曜授業をやることによりまして平日の授業時間の確保にもつながってきたなというように思っています。

その一方で課題もありました。

1点目は、スポーツ活動や文化的行事と重なってしまうということがありました。大会日程を調査して土曜授業の実施日を設定していったわけですが、現実にはふたを開いてみるとどうしても地域社会あるいは学校外

の活動が入ってまいりまして、その活動と児童生徒が土曜授業とダブってしまう。学校での活動に來れなくなってしまうというようなことがありました。先日も鹿島小学校にどの程度、土曜授業で来れなかった子供たちがいますかというようなことを聞きますと、数名、10名弱の子供たちがほかでの活動とダブってしまっただけで来れなかったというようなことを聞きました。

それからもう一つですけれども、2点目ですけれども、土曜授業は教職員の勤務日となりますので後で振りかえ休日をとらなければなりません。しかし、それが大変難しい状況であったなというようにも思います。

そして2つ目の問題、平成28年度はどうするのかということですが、今年度と同じ内容で基本的には実施していきたい。これまでやろうとしたことができなかったこともありますし、やってみて、これがいいなというようなこともあるわけですが、おおむね1年目に準じたような形でやりたい。ただし、実施回数は小学校、中学校とも年6回とする。児童生徒及び教職員の負担を軽減したいなというようにすることで2年目を実施したいと思います。

平成26年度に行いました保護者説明会で、とにかく2年間はやってみたいと説明をしてまいりましたので、平成27年度と28年度を実施して、その結果を慎重に検討して、平成29年度からはどうするのかという問題については後ほど考えていきたいというように思っています。

以上が土曜授業の実施状況です。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 今ほど教育長のご答弁では、当初目的、計画はほぼできたのではないかと、ほぼ果たせたのではないかと、ご答弁であったと思います。保護者の皆さんからも8割方、土曜授業に関しては肯定的な意見であったというご答弁でありました。

その中で、いろんな子供たちのスポーツ活動等々日にちが重なってというマイナス面もあったということで、来年度は年6回程度ということですね。少し規模を縮小していきたいと。そんな意見であったと思うんですけれども。

土曜授業を始めたいという説明会の中で、私は教育長の説明の中で、とにかく月曜日から金曜日までの通常の授業ではなかなかできないこと。とりわけ私が持った印象ですけれども、地域の方と触れ合う、地域のことをもっともっと知ってほしいというようなことを教育長はよくおっしゃったなと私は思っているんですね。土曜授業の目的を1番から8番までおっしゃいましたけれども、私は教育長の説明のお言葉から、もっともっと小学生、中学生の児童生徒に中能登町のことを知ってくれと、自分たちが住んでいるところをもっともっと知ってくれというような、そういう私は教育長の思いを感じていました。

新年度は6回程度ということなんですけれども、今私が言いました地域のことを知ってくれ、もっともっと自分の住んでいるところを知りましょうよということを考えまして、来年の6回程度の中身、小学校、中学校少し違うかもしれませんが、その中身についてはどんなご指導をされる予定でしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 初年度の土曜授業については、何しろ初めのことですので、こういうこともしたいな、こういうこともしたいな、いろいろと理想的な中身を頭にめぐらせながら実施の状況を見ていきました。ただ残念なのは、学校のほうの先生方にこういうテーマ、こういう中身で土曜授業を創意工夫して魅力ある趣旨に沿ったものを作ってほしいなとお願いはしたんですけれども、なかなかそれについて、それぞれの学校が計画をし実施するような形でしたので、学校の先生方も大

変だったんだろうな。土曜授業以外の月曜日から金曜日までの授業についても1時間1時間の授業をするために夜も寝ないようにして頑張っておられる先生方に、さらに特色ある土曜授業をとということになると、難しいことを言ったのかなというようにも思っています。

今の反省ですけれども、土曜日の授業をどのようにするかということであれば、全てが学校の先生にお任せするのでなくて、できるものなら土曜授業実施委員会のようなこのようにやればどうかというようなのを学校の先生はもちろんですけれども地域の皆さん、あるいはPTAの皆さん、あるいは教育関係者の皆さんに、そういう土曜授業実施検討というか、このようにつくっていかうというようなそういう会を設けられれば負担も少なくてもいいのかなというようにも思ったんですけれども、ではそういう土曜授業を企画する推進委員のメンバーを募っても、果たしてよし私がやってやるよと言われる人が簡単に出てくるのかなというようなそういう思いもありました。

いろいろとこういうことができればなと思った構想、土曜日しかできないこと、通常ではとてもじゃないができないようなことという理想については、そういう授業こそ実施までにはかなりの時間がかかる。構想、検討もかかるということでしたので、より当初の狙いに迫るためには、そういう授業を構成するスタッフをどのように組織化できるかというのが大事かなというように思っています。

そのあたりも学校の先生方とまた相談しながら進めていきたいなというように思っています。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 石川県で19市町の中で土曜授業を取り入れている市町は今は幾つかあります。その中で幾つかの市町の中で土曜授業に関しては住民主体で行っている、

そういう市町もあると私は聞いております。学校は学校を開放するだけであって、土曜授業を進めるのは地域住民で行っている。そういう市町もあるというふうに私は聞いております。

先生方の負担ということも考えると、土曜授業、来年度は年6回程度という話ですが、先生方に全部お任せじゃなくて、地域住民で土曜授業を行えるようなシステムをつくっていくのがうまく回っていく方法なんじゃないかなと私は思っておりますので、またその辺も地域の皆さんで土曜授業を行えるような、そんなシステムをつくっていただきたいなと。教育長、そのようにお願いしたいなと思います。

去年の夏休み済んだあたり、2学期へ入ってからだと思えますけれども、小学校6年生の子供たちと少し話をする機会がありまして、土曜授業の話をしていたんですけれども、子供たちの中で、土曜授業でパークゴルフやりたいよとかグラウンドゴルフやりたいですという子供さんがいました。町には立派なパークゴルフ場もできましたし、大人の方、高齢者の方のみじゃなくて、せっかく町にある立派な施設ですので、小学生、小さい子は難しいかもしれないですけども高学年になれば十分できると思います。そういう子供たちに例えばパークゴルフを何回か経験していただいて、そんな子が大人になったらパークゴルフまたやってみたいなというような、そういうことも土曜授業に入れてもいいんじゃないかなと私は思っているんですね。

町の歴史、文化を学ぶと同時に、町の施設をうまく利用していただいて、町にはこういう施設もあるんだなということ、こういうこともできるんだなということを知ってもらうことも土曜授業の中では大切じゃないかなと思っております。

先ほど先生方の負担という話が出ました。土曜授業を行うと、先生方は休日ということ

で、教育長は振りかえ休日とおっしゃったんですが、これは代休になると思うんですね。代休をとってくれということになっているそうですが、先生方の代休というのは出勤日からさかのぼること4週前、出勤日から後8週間ですから12週間の間でその代休をとることになっているんだそうですね。先生方の土曜授業での出勤後の代休というのは、きちっととれたのかとれなかったのかというのを、これをひとつお尋ねしたいんですが、もししたら今すぐ答えられないかもしれないですけども、その辺はどうなんですか。代休の取得率といいますか取得状況というのをお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 林教育文化課担当課長

〔林 大智教育文化課担当課長登壇〕

○林 大智教育文化課担当課長 林議員の質問にお答えいたします。

教職員の振りかえ休日につきましては、平成26年4月の県教育委員会の指導により、勤務日の前8週、後ろ16週でとることになっております。したがって、実質としては夏季休業日、冬季休業日にとることになりました。しかし全員の方はとりましたが、実質とっていたのは9割程度になっています。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 関連質問3回しましたので次の質問に移りたいと思いますけれども、最後に、土曜授業のほう、せっかく計画されて実行されましたので、中身の濃い、よりよい土曜授業にしていっていただきたいなと思います。

それでは2つ目の質問に入りたいと思います。

次も学校関係の質問になるんですけども、先ほどの質問とも少し関連性がありますが、学校の先生方の労働時間並びに勤務実態について質問をいたします。

日本の学校現場の先生方の労働時間というのは、諸外国に比べると1.5倍とも1.6倍とも言われ、新聞紙上や教育関係の冊子では、この1.5倍、1.6倍というのはよく目にする数字となっております。この数字というのは一体どんなことを意味するのかなと思うんですが、けれども、先生方の心身の疲労、健康状態、それから個々の家庭生活への影響などを考えたとき、私はもはやレッドゾーンに入っているんじゃないかなと感じているんですが、そのような状況に至った原因というのはどこにあるのでしょうか。その状況が及ぼす教育環境への影響は何なのか。私は根底からの改善が必要だと思っているんですが、町としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

この問題については中能登町だけで考える問題ではありませんが、教育長、これは質問というよりも、ともに本音で考え合う、そんな時間にしたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

3点の質問をしたいと思います。

1点目なんですが、先生方の労働負担が非常に大きいと言われる学校現場をどのように捉えていらっしゃいますか。

2点目、その労働負担が大きくなったゆえんはどこにあるのか。これに関しては、ぜひ教育長、本音で語っていただきたいなと思います。

3点目、改善の道があれば具体的にお示ください。

以上3点です。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 2つ目のご質問、学校教職員の労働時間並びに勤務実態についてということでありました。

まず、教員の労働負担が非常に大きいと言われる、学校現場をどう捉えているのかということですが、平成26年度に公表されましたOECDの国際教員指導環境調査とい

うのがあります。これは学校現場における1週間当たりの勤務時間ですけれども53.9時間、莫大なといいますか物すごく大きな時間となっております。調査参加国、34の国や地域が調査の対象になったわけですが、その中でも最も時間が大きかった。非常に負担が大きいというようなことが数字としても明らかになってまいりました。

2番目。その労働負担が大きい理由として、日本の学校は課外活動、スポーツや文化活動の指導時間が非常に現実長いこと。それから事務的な業務が非常に多いこと。また授業の計画とか準備にかなりの時間がかかっていること。さらに、いじめとか不登校などの生徒指導上の課題がどんどんふえてきているというようなことで、かなりの先生方の負担になっているというのは明らかな問題であります。

改善への道があるのか、どうしていけばいいのかということですが、簡単に言って改善については容易なことではないなというように思います。教員以外の専門性を持つスタッフとしてスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、あるいは部活動の指導を担ってくれるそういう指導員とか、いろんな課題に対応していく専門員とか、そういう人たちにお願いができる、そういうチーム体制をつくっていかねばならないというように思います。

事務業務についても、ICTを活用した校務の効率化というようなことも考えられます。

そういうようなことで、非常に現実は大きな問題ですが、簡単にあすからどうなるというような問題でもないなというように思っています。私たちの町では、校務支援システムを全部の小中学校に導入しまして、せめて校務の効率化を図って多忙解消に役立てばいいな。そして、その時間が子供たちと向き合う時間になればいいなというように思っ

ているところです。

明快な、こうすればあすからよくなるというようにそういうことではないのかな。これは全国的、日本中どこの県についても、市や町についても同じようなことが言えるんだろうなというふうに思います。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 私も先ほど言いましたけれども、これは中能登町だけの問題ではありませんので、全国的、日本中の問題であろうと私も思っております。

毎日見ているわけではありませんけれども、小学校、中学校、地元の高校も見ましても、夜9時、10時まで電気がついているのはほとんど毎日のようであります。ああいうのを見ていると、先生方大変だなと思うと同時に、例えば小学校なんかですと、昔の話をしたら申しわけないんですが、私ら小学生のときは、20代、30代の若い先生方は放課後、子供と一緒に遊んでいたと思うんですね。ドッジボールしたりキャッチボールしたり、いろんな遊びをグラウンドなり体育館なりで若い先生方は子供たちと一緒に遊んでいました。最近の学校を見ていると、放課後、子供たちとグラウンドなり体育館なりで遊んでいる先生方というのは全くいません。全くいないというよりも、できないんでしょうね、時間がなくて。これはやっぱりよくないなと私は思っております。

教育長もおっしゃいましたが、なぜこんなふうになってきたのか。なぜ先生方の労働時間が長くなってきたのか。労働負担が大きくなってきたのか。1点だけではない、いろんなことが重なってこうなってきたというようなご答弁であったと思うんですけれども、私、その中の原因といいますか要因の一つに全国学力テストというのがあるのではないかなと私は思っております。

昨年12月ですけれども、いしかわ教育総合研究所というところが出した全国学力テス

トの廃止を求める（声明）というのがあります。ここにあります。（資料提示）全国学力テストの廃止を求める（声明）。いしかわ教育総合研究所というところが出しているんですけれども。

学力テストはどうなんでしょうか。最近では各学校ごとにその点数を発表するとか、だんだんエスカレートしていくようにも思っています。それが一つ、先生方の大きな負担になってきているのかなというふうに私は思っているんですが、その辺は教育長、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 学校の先生方というのは1日、目いっぱいといいますか1.5日分ほどの頑張りをさせていただいている状況も間違いなくあります。授業になれば少しでもいい授業をしたい。研究をして腕を磨いて準備をして、30分で考えるよりも1時間かけてやったほうが、さらに1時間半かけてやったほうが子供たちにとっていい授業、わかりやすい授業、力がつく授業ができる。そうかと思えば放課後、部活動がある。大会が近づいてきた。新入部員が入ってきた。何としてもこの子供らにしっかりと早くプレーができるようにというような、そういう思いもあります。あるいは、それぞれの学校で残念ながら、たくさんの子供たちがおりますので、生徒指導上の問題も必ずと言っていいぐらい起こっています。子供同士のトラブルとか、けがをしたとか、いろんな問題が起こってきています。そんな問題にも対応しなければなりません。

と同時に、特に中学校になれば高校入試があります。今ほど言われました全国学力調査も4月にはあります。そういうものがあれば、教えるからには自分の教えた子供たちが、自分の学校の子供たちが少しでも成果を上げてくれればいいなという思いも出てきます。

先生方は、子供たちのために、あるいは自分の勤務している子供たちのために何としてもというようにして、情熱を持ったり意欲を持ったり責任感でやっていただいているなどというようなことを思うんですけれども、その辺のかみ合わせといたしますか、難しいな。

全国学力調査は、困った面もあるんですけれども、あれがあるために日々の授業の中身がしっかりとしてくる。レベルがしっかりと上がっていく。子供たちの力がついていくということであれば、それはそれとして、教科書を読んで終わったよというようなことは現在はないんじゃないかなというように思います。

ただ、先ほども言われましたように、一番少なくなったのは子供と向き合う時間。心の通う人間関係。放課後、子供たちと無心になって遊んだりおしゃべりをしたり楽しく盛り上がったという時間がどんどん欠けていっているということです。弱ったなということでもあります。できれば先生方の頭数といえますか人数をふやしていただいて、多くの問題に一人の人がいろんな問題に頭を悩まさなくてもいいような、そういう状況になればなというようなことを思っています。

うちの町だけ、あるいはうちの町の学校だけが全国学力調査、それはそこそこでいいいやとか、結果は出なくてもいいというようなことだけはやりたくないというような考えも本音であります。非常に難しいなというふうに思っています。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 私、全国学力調査を決して否定しているわけではなくて、これに特化したような学校になっていってほしくないなという、そういう思いから全国学力テストのことを話しさせていただきました。

この全国学力テストと少し関連したことなんですけれども、ご答弁はいいんですけれども、町長、よく常々職人さんがいなくなった

と。例えば、大工さんであったり宮大工さんであったり左官の職人さんであったり、いろんな職人さんがだんだんいなくなってきて、こういうものの需要はあるけれども、それをつくる人がいなくなってきたということを町長は常々、職人さんがいなくなってきたというようなことをおっしゃっております。

これは私の個人的な意見なんですけれども、全国学力テストというのがあるのであれば、例えば全国ものづくり能力適性テストとか、それから農業の分野で米、野菜、花づくりなどの能力適性テストとか、今の時代ですので看護、介護、ボランティアといった分野の能力テスト、またはスポーツでトップアスリート能力テストとか。子供たちというのはいろんな多様性といえますか、いろんな能力を持った子供たちがいますので、学力テストを行うのであれば、そういった別の分野の適性テストというか、テストと言ったらちょっとあれですかね。適性を判断する、そういう場面があっていいはずじゃないでしょうか。机の上だけの学習というのは、もちろん大事なんですけれども、それだけにだんだん傾いていっているような、そんな気がします。

ものづくりをしたい子もいれば、もちろん農業をしたい子もいます。心優しい子供で介護とかボランティアとか、そういうことをしたいという子供たちも当然いるはずです。だからもっと子供たちの多様性を見る、そういう場面をもっともっとつくっていただきたいなと私は思っております。

その辺、教育長、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどお話の中に出てきた、子供たちはいろんな能力を持っているよ。それを引き出すために自分の適性とか興味とか、それに応えられるような取り組みも大事じゃないだろうというように言われましたけれども、確かにそれはそうだなというように思います。

ただ、私たちは全国的に展開されています大きな流れに乗らないと、結果として私たちの町の俗に言う子供たちの活躍状態が困った方向へ行くとまずいなというような、そういうことも十分考えておりますので、非常に困ったなというのが本音です。

ただ、困りながらも大会があれば勝ちたい、全国学力調査があれば、うちの町はよかったよと言われたい。子供たちはいろんな力を持っているんですけれども、その辺の揺れ動くあれは大変難しいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） もう時間もありませんので最後にしたいと思います。

教育長、今ほどもおっしゃいましたけれども、国や県からのいろんな指導の中で、なかなか自分たちが思うような教育環境とか教育現場にできない。そのもどかしさというのは私も十分理解できますけれども、政府が掲げる地方創生には、まず教育からだという声や教育の力が地方創生をなし遂げるといったそういう声もある中で、教育長の強力なリーダーシップが求められるのではないかなと私は考えております。

国や県からの指導の中で、大きな波の防波堤になるのが教育長のお仕事の一つではないのかなと。攻めるのも守るのも教育長のお仕事だと思いますので、これについてのご答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員に言っておきます。内容的には関連した部分もありますけれども、通告外になるような部分もありますので、それから4回目になると思うので、質問は。答弁求めますか。

それでは答弁省略して。4回になりますので。あとは教育長にまた個人的にでも行って議員としてお聞きしていただきたいと思います。

す。

これで林君の質問は終わりということになります。質問は4回になっております。それでよろしいですか。

○2番（林 真弥議員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（甲部昭夫議員） それでは、ここで11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの林議員の質問に対する答弁について訂正の申し出がありますので、これを許します。

林教育文化課担当課長

〔林 大智教育文化課担当課長登壇〕

○林 大智教育文化課担当課長 先ほどの林議員のご質問の中で教職員の振りかえ休日の取得率がありましたが、9割とお答えしましたが全員取得しております。

おわびして訂正いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、1番 土本稔議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは質問いたします。

ふるさと応援寄附金の活用施策についてです。

ふるさと応援寄附金という名ではありますが、ふるさと納税に関する質問です。

故郷や応援したい自治体に寄附ができるのがふるさと納税であり、寄附をすれば特産品などの返礼品がもらえる点が人気で、全国的に一大ブームとなっております。

中能登町でも寄附金額に対し2割相当の特産品セット、「道の駅」織姫の里より地酒やお米などの返礼品を送っております。昨年より寄附金額がふえたと聞いておりますが、他

の市町に比べたら応援者が少ないのが現状です。

輪島市では寄附金が3億円を突破したとの報道や、来年度から七尾市でも地元特産品を返礼品に送ることになり、能登半島の海産物などが返礼品では人気となるのは当然だろうと思います。私も県外者なら地元海産物や高級肉などの返礼品がある自治体に寄附してしまいます。決して中能登町の特産品が劣っているとは思いませんが、地元海産物のほうが注目度があり、魅力的であります。

私自身、町内出身者の大阪の方々や県外の方々に中能登町を応援してほしいとお願いしておりますが、苦戦しております。返礼品をよくしたらとか、2割相当の量をふやしたらなんて声も聞きますが、ふるさとを応援する趣旨から外れた助言や提案でして、返礼品を手厚くするだけでは寄附先を乗りかえられてしまいます。足元の競争に負けないようお礼を充実しては本来の趣旨から外れてしまいます。

この質問は、他の市町に負けないよう応援していただく方法を提案するものであります。中能登町では、応援者の方々にふるさと応援寄附金を6つの施策から選んでいただき活用することとなっております。1、にぎわいと活力あるまちづくり、2、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、3、地域の風土を活かしたまちづくり、4、強い絆を育むまちづくり、5、学びを支えるまちづくり、6、町政一般の活用、いずれも充実を図っております。

この活用施策では具体性がなく、ありふれた言葉であって、寄附をお願いするにもあと一押し足りません。ふるさと納税は、返礼品以外の特徴として、納税者が自分で税の道を選ぶことができます。払った税金が無駄に使われていると嘆く人が多いが、これだけ使い道がはっきりわかる納税はありません。現在の活用施策、充実を図りますから、具体的な

事業を打ち出し、使途の明確化や選択できる事業にして応援者をふやす提案です。

例えば、子育て支援については保育園の遊具の購入や絵本の購入、福祉に対しては百歳体操の器具の購入、車椅子の購入、学校教育では部活用品や学校の備品、清掃用具、何でもいいと思うんです。単に充実を図るという言葉よりも、何々を実施したいのでふるさとを応援してほしいと訴えることができれば応援者をふやすことができると考えます。

寄附された方々が賛同し、関心を持ってもらい、そして町を訪れたいと思えるようにしたい。それに使用する側も寄附者のふるさとへの思いを通じて感謝の気持ちで使うことができれば、すてきだと思います。本来の税とはこういうことじゃないかと思います。寄附金の大小ではなく、寄附件数をふやしたいと思います。

そこで、寄附金の活用施策を抽象的ではなく、具体的な事業を打ち出してまちづくりの応援者をふやす考えがないか、伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 土本議員のふるさと応援寄附金の活用施策についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献をしたい、ふるさとを応援したいという方々の思いを実現するために平成20年度の税制改正により制度が創設されたもので、寄附金による税額控除ができる制度であります。当町では、ふるさと応援寄附金としていただいた寄附金を中能登町ふるさと応援基金に積み立て運用を行っており、中能登町総合計画に掲げる主要事業の財源として活用しております。

まず現状についてであります。寄附をいただく際に、その使い道について寄附をされた方の意向を伺っております。その選択肢は、健康・福祉や教育・学習などの6つの分野がありますが、中には環境保全や産業振興

など抽象的なものもあります。

これまで基金が活用された実績としましては、平成24年度に、教育学習分野で中能登中学校の備品としてどんちょう及び机、椅子などの購入費として1,000万円。また平成25年度には、健康福祉分野で保健センターすくすくで使用する沐浴人形や妊婦体験セット購入費として23万4,000円を活用しております。

ご質問の寄附金の活用施策を抽象的ではなく具体的な事業を打ち出し、まちづくりの応援者をふやす考えはないかということにつきましては、確かに現在の6つの選択分野は抽象的な表現で、わかりにくい面があります。全国的に見ましても、それぞれの自治体が抱える課題や推進する事業に対して寄附を募り、特定事業の目的基金として積み立て、課題解決に活用している自治体も多くございます。

当町におきましても、返礼品の拡充に加え、子育て支援や定住促進策、また、まちづくりイベントなど、具体的な事業に対し寄附を募る選択肢を設けていきたいと考えております。

具体的な町の取り組みに対し、町内外の多くの方々から応援をしていただき、活力あるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 今後、具体的な事業を打ち出して取り組まれるということなんですけれども、具体的な事業として、中能登町まち・ひと・しごと創生戦略が作成されております。その中に具体的な施策とか重点業績評価指数が記載されております。そういった中で、例えばU I J ターン者をするために何々事業を実施するため応援してほしいとか、教育環境整備で電子黒板の更新をしたいので応援してほしいとか、地方創生戦略とリンクすると、またおもしろいし、お願いするほうもお願いしやすいということを思ってお

ります。

また、寄附金によって購入された物件について、ふるさと納税というシールかわかりませんが、使われる意識もまた変われば一歩前進かなと、そんなふうに思っております。

来年度からインターネットを活用して多くの方々に知ってもらうことも大切ですが、活用施策の中身も問われますので、少しでも応援者をふやせることを期待し、この質問は終わります。

次の質問に移ります。

寄附受納について4点質問いたします。

1点目ですが、寄附受納基準、範囲についてです。土地や建物等の寄附受納基準は、簡単に有効利用できる、できないかが基準となると想像します。土地の場合は道路整備など事業計画が将来あるなど判断がつきやすいと思いますが、家屋の有効利用は修理費や維持費等の問題があり判断が非常に難しいと考えます。平成27年度に新たに古民家を寄附受納したわけですが、私の疑問に思うことは、空き家は空き家バンクに登録し、古民家は町が寄附受納するということなんかなと思いました。

そこで整理しなければならないのが、空き家と古民家の違いです。「「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」。これは空き家対策特別措置法第2条の1項であり、基本指針では、居住その他の使用がなされていないことが常態であるということの判断基準として、1年間使用されていないことが一つの目安となるという考えが示されました。

次に、古民家というものはどういうものなのか。古い日本の伝統的な建築工法で建てられた建物というのは何となく想像できますが、調べてみると具体的な定義は実はありません。辞書では、建築後100年ほど建った和

風の家、武家屋敷なども含む、年数に決まりはないとされています。

このことから、1年以上使用されていなく建築後100年ほどたった和風の家は、空き家であり古民家であります。

1点目の質問ですが、中能登町への土地や建物などの寄附物件について、寄附の依頼があると思いますが、どのような基準や審査で決めているのか。受納基準、範囲をどう考えているのか、1点目は伺います。

2点目ですが、古民家、丹後邸は来年度予算に調査設計費用を計上しておりますが、寄附受納を決定した経緯や今後の利活用計画について2点目は伺います。

3点目ですが、古民家、丹後邸を新たに町所有の施設として加えることになります。今年度実施した中能登町公共施設に関する住民アンケート及び施設利用者アンケート結果には、今後、公共施設のあり方の回答は、施設数を減らすのが半数を占め、施設数や規模を減らす時期は早期が半数を占める結果となりました。また公共施設の運営費用の負担では、施設統合やコストダウン等を進めるが59%、利用者負担が51%であり、若い世代ほど施設の統合やコストダウン等を進めるが高い傾向であります。多くの住民は、維持管理費がふえ将来負担がふえることを理解している結果だと思います。

このアンケート結果を踏まえ、類似施設の古民家みおやの里がありながら新たに施設数をふやす理由を伺います。

4点目ですが、図書館や体育施設と違って利用目的や利用用途が見えにくい施設が古民家だと思います。現在ある古民家みおやの里の利用状況をどのように考えているのか、4点目は伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 土本議員の寄附受納についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の受納基準についてですが、町

ではこれまでに個人または民間企業及び団体が所有する土地や建物の不動産について、それぞれの申し出により寄附を受けております。合併前においても、それぞれの町の判断により価値のある不動産を寄附を受けてきたところであります。合併後においても数件の申し出がありましたが、全て受領してきたわけではなく、町にとって有益な物件かどうかを検討し、判断をさせていただきました。

寄附を受けるに当たっては、特にこれといった基準は設けていませんが、将来的に有効活用できる不動産であるかどうかを見きわめながら決定をしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、丹後邸の寄附受納を決定した経緯及び利活用計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず過去の経緯として、丹後邸を含むアズマダチの建築物が並ぶ能登部地区の町並みの評価についてご説明をいたします。

これは住宅構法の総合的調査がきっかけになったもので、調査に先立って行われた事前調査では、富山県の氷見市や砺波市、また旧鹿島町などと比較をされた結果、能登部地区が選ばれ、昭和59年の夏に東京大学を初めとした7つの大学の教授や学生から成る総勢30名にも及ぶ調査団により行われました。

能登部地区が選ばれた決め手となったのは、次の5点が大きな理由となっています。まず1点目は、地域色の濃い構法、生産形態が存在すること。2点目は、明治時代以降の各時代の構法が明治、大正、昭和の戦前、戦後と一通り残っていること。3点目は、平屋である町家とアズマダチである農家が両方混在していること。4点目は、集落形態もよく残っていること。最後に5点目は、現在も活気のある地域であること。以上のことから能登部地区が調査地区とされたものであります。

特に能登部地区は、この地域の建物の特徴

として、昭和初期に建てられた建物が多く、
時期的に世界的な大不況のさなかでもあった
にもかかわらず全国的にも大変珍しいとのこ
とでありました。このことから建築学上、文
化財的にも非常に貴重な資源であるとの判断
から、旧鹿西町時代より丹後邸を保存すると
ともに、かねてから、もしよかったら町にご
寄附をいただきたいとお願いをしてきたとこ
ろであります。

また町並みについても、国が指定をする重
要伝統的建造物群保存地区になるよう働きか
けていきたいと考えており、丹後邸はこの地
区の中心に位置し、シンボルとなる施設であ
ると考えております。

こうした中、丹後邸の所有者から町外への
移築を検討しているとの情報があったことか
ら、町としては、歴史的な景観を保護するた
めにも町が建物を取得、保存することが妥当
であると判断をしてお願いを聞いていただい
たわけでございます。

丹後邸は、大正末期から昭和初期に建てら
れたものであり、築約100年近く経過をし、
保存状態も大変いいことから価値のあるもの
と判断し、将来的に有効活用できる建物とし
て受領いたしました。

議員の皆さんもごらんになったと思います
が、伝統ある「あずま建ち」で、使用されて
いる材木なども大変立派であり、大変貴重な
建物であると実感をしていただけたと思いま
す。

次に、具体的な利活用計画ですが、現在、
県外から有識者の皆さんにお越しをいただき
さまざまな角度から利活用計画についての提
案をお願いしています。丹後邸をごらんにな
った皆さんからは、大変いい建物であると、
そんなことも言っておられます。そういう中
で、いろいろとアイデアを出していただきました。
例えば、海外の富裕層の宿泊施設や、
またデザインセンターと連携をした美術大学
生の研修の場、そしてレストランとしての活

用など。今後は、そうした提案を取り入れて
具現化できるよう整備を進めていきたいと考
えております。

次に、3点目の施設統廃合からなる類似施
設の増についての質問にお答えをいたしま
す。

平成26年度において公共施設に関する住民
アンケートを実施し、公共施設の統廃合等
について住民の意見をお聞きしたところであ
ります。この結果を踏まえ、平成28年度に策定
を予定している公共施設等総合管理計画によ
り施設の統廃合を進めていくことになりま
す。

そうした中、今回の寄附物件である丹後邸
について、小田中地区にあるみおやの里と類
似施設であると感じておられますが、丹後邸
については、先ほどの利活用計画で申し上げ
たとおり違った視点からの活用方法を考えて
いるところでありますので、ご理解をいただ
きたいと思えます。

次に、古民家みおやの里の利用状況をどう
考えているかとの質問にお答えをいたしま
す。

古民家みおやの里は、小田中にある旧稲
邑邸を町に譲り受け、御祖地区の町並みの保
存やにぎわい空間の創出を図るため改修した
後に平成24年に開館をしたものであります。

旧稲邑邸は、宿場町として栄えた御祖街道
沿いに明治42年に建てられ、母屋は明治以
降、旧加賀藩の地域で建てられた農家に特徴
として見られる「あずま建ち」と言われる建
物で、およそ70坪の広さがあります。開館し
てからこれまで延べ63件、1,771人にご利用
をいただいております。今後とも多くの方
にご利用いただきたいと思いますと考えて
おります。

なお、古民家みおやの里の利用状況につ
いては担当課長より説明をさせますので、よ
ろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、古民家みおやの里の利用状況についてお答えをいたします。

みおやの里の開館初年度である平成24年度では、17件で747名の利用がございました。また平成25年度から今日までの約3年間の利用ですが、利用件数として年に13件から17件あります。利用人数も314人から356人の利用がありました。

なお、本年度の利用の主なものといたしましては、県外自治体からの区長会の視察研修の受け入れを行っておりますので、中能登町の迎賓館的な使用や県内のお年寄りを支える団体の研修の場としての利用、そして町内の繊維企業と県外のインテリア会社との繊維素材のマッチングの場などに利用してきております。

利用された皆さんは、家ではなく、かつ公共施設のようなかたい雰囲気でもない、古民家ならではの建物の持つ独特の雰囲気が非常に好評を得ております。

そのほかにも、数字には入っておりませんが見学での利用もあります。

みおやの里は、御祖街道のシンボリックな施設として、また最近では親王塚古墳が話題となっておりますので、そちらに来たいとの問い合わせもふえております。

このことから、みおやの里は、御祖街道の道しるべの施設として、そして町外からお越しになる皆さんの利便性を高める施設として重要だと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 今の答弁聞きました、再質問いたします。

2点目の利活用方法、町並みの保存の考えなんです、私自身、能登部地区の歴史というのは余り深いことわかっておらんところもありまして余計違和感を覚えるところなんです

ですが、町並みの保存の考えなんです、私なげ聞きたいかという、ここに「中能登百物語」、この物語の中では、東往来は藩政期には加賀、能登、越中を結ぶ重要な道として利用されており、2つの駅、二宮宿と高畠宿も物流の交通、人の往来の中継地、休憩地、宿泊地として発展しましたと書いてあります。

この歴史を踏まえると、みおやの里付近を重要伝統的建造物群に取り込むほうが自然的な考えなんですけれども、私も知識不足なのかわかりませんが、能登部地区にもそのような重要なことがあるとは知らなかったものであれなんですけれども、これに全然書いてないので、それが一つ腑に落ちなかったところであります。

これはいいんですが、3点目の利用用途が違うということで、みおやの里と利用用途が違うのでということなんですけれども、住民アンケート結果から施設の統合やコストダウン等を進めるのほかに、施設を利用する人や団体が適切な使用料、料金を払うという回答が42%から54%であって、体育館、武道館においては現状を維持し、施設を利用する人が適切な料金を払うという意見が3割、特に鳥屋地区では使用料を払っても維持したいという考えが50%。この結果から鹿島体育館のトレーニングルームは使用料を徴収して維持管理しているのは、私、民意を反映してと勝手に解釈しておったんですけれども。

また、ほかのアンケート、町内にあったらよい施設とのアンケート結果では、1位、健康づくり、2位、園芸、庭いじり、3位、運動、スポーツ活動、4位、外食、飲み会とビデオ観賞と映画とあり、古民家でできそうなのはビデオ観賞と映画ぐらいなんです。

将来展望の基礎となる町民意識アンケートでは、中能登町に愛着や誇りを感じる理由の項目では、上位は近所のつながり、地域コミュニティや町祭、トレイルランであって、昔ながらの町並みの評価は実は低い結果となっ

ております。

また中高生のアンケートでは、昔ながらの町並み21.9%ではありますが、中高生なので昔ながらの町並みといっても伝統的建造物群保存地区をつくるということを指しているのはちょっと考えにくいんですけども。

改めて、町民意識アンケート結果を踏まえて、宿泊地やレストラン等に使う古民家及び伝統的建造物群をつくる施策は住民の意識と整合性がとれていると考えますか、改めて伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 百物語に書いてある。そのとおりで、その時代を旧街道ずっと宿場町であって、そのとおりなんですけれども、現在はその町並みが残っていない。今の建造物を調べたときに、能登、北陸全て調べたときに富山の氷見であったり、また砺波であったりという中で、一番昔の町並みが残っているのが能登部の町並みであると。そういうことで東京大学、早稲田、7つの大学の先生、学生さんが1週間から2週間泊まり込みでずっと調べてくれて、これぐらいのその結果もございます。そういう中で残していかなければならない。そういう中で重要な伝統的建造物群の保存地区にもしも残していくとすれば、能登部地域のアズマダチというようなことで、重伝建と言っておりますけれども、石川県では8つあります。輪島市の黒島の漁港、加賀市の漁港、金沢市の卯辰山山麓、主計町、東山ひがし、寺町台、それと加賀市の峠を越えた加賀東谷、白峰、その8つあります。それを9つ目として重要伝統的建造物群保存地区に申請をして、そして国から指定を受けられればと。そうすれば大きな町の観光の一つのシンボルにもなるのではないかな。その中での丹後邸が核になる。そんな思いでありますし、今いろいろ言われましたけれども、図書館であったり公民館であったりいろんな建物と、またこれは違います。一つ一つ本当に昔

の方が残していただいた。これも一回壊してしまえば、昔の城と一緒に、なくなる。そんな建物でありますし、また中能登町には幾つかどうしても残していただきたい、そんな建物も、まだ住んでおいでる建物ですけれどもございます。そういうものと現在の建物と違いますし、それからまた小中学生にこそ町並みや古来の建物、そういうものを説明をして勉強にもしてもらおう。

アンケートを見て、これとまた違うのではないかな。もっと町としても説明もしなければならぬのではないかな、そんな思いであります。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 町長の熱い思いは理解いたしましたけれども、この質問は、将来的な有効利用は見込めるということなんです。活用方法が決まらないうちに寄附受納したことを問題提起しております。

最後の再質問です。

地方自治法第1条の2に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とあり、つまり住民の福祉とは住民の幸福をいい、その幸福を増加、進歩を図ることを基本としております。そこで私思うことは、伝統的建造物群をつくることで住民の幸福度を増加、進歩させられるのかと思うのです。

また、第2条の14では「最少の経費で最大の効果を挙げるように」とするとともに、第2条の15に「常にその組織及び運営の合理化に努める」とあり、地方公共団体は能率的に行われる必要があります。

この条文から庁舎統合について私は理解しておるんですけども、しかし、古民家の有効利用費の費用はちょっとわかりませんが、最小の経費で最大の効果が上げられるのかについても疑問なのです。

今後、政策や企画が問われることになりました。そういった中でいろいろ調べております

と、地方自治法に唯一、政策、企画の文字がある条文は、第167条、副知事及び副市町村長の職務であります。この中には、「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し」とあります。

簡単に解釈すると、政策及び企画は事務方のトップである副町長の職務であります。地方自治法167条に基づいて、廣瀬副町長に、住んでよかった、住みたくなるまちづくりに向けて古民家の利活用計画への意気込みを伺い、最後の質問といたします。

○議長（甲部昭夫議員） 廣瀬副町長

〔廣瀬康雄副町長登壇〕

○廣瀬康雄副町長 土本議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、町長が述べております丹後邸につきましては、中能登町において唯一無二な建物だというふうに私は認識をしております。

そういうことから、中能登町はこれといった観光施設ありませんし、目玉になるものは、石動山なり雨の宮古墳はありますけれども、宿泊できるとか体験できる場が少のうございます。そういうことから、能登部地区の丹後邸につきましては、景観も生かしたそういう整備をしていきながら、あの町並みを歩いていただけるような施策がとれないかというようなことも含めまして、町全体を周遊できるような、そういう観光面の一つの柱になるものと確信をしております。

そういうことから、今後、整備計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（土本 稔議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 少し早いのですが、ここで1時30分まで昼食のため休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） それでは通告に従い質問をいたします。

まず、多文化共生社会の実現に向けて質問をいたします。

2006年3月、総務省は多文化共生推進プランを発表し、自治体の多文化共生のための活動を促しております。このプログラムでは、多文化共生を国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きていくことと定義をされております。

日本で暮らす外国人住民は、昨年末時点、前年比11万人増で223万人を超え過去最多になりました。石川県では前年比688人増の1万1,343人、中能登町は、ことし1月現在182人、その割合は1.0%です。

外国人住民は、とても少数であります、同じ地域に生きる住民として、地域の担い手としてともに生きていくための施策は必要であります。今後、日本の総人口は急速に減少していくことが予想されております。グローバル化の進展により、人の国際移動がますます活発になる中、社会の活力を維持するためには外国人を含めた全ての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠です。

地域における多文化共生の推進の必要性がより高まってきております。多文化共生の推進は、地域住民の異文化への理解を深め、さらに異文化とのコミュニケーション力に秀でたこれからの若い世代の育成につながります。また、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなります。

す。

そして、これからの地域コミュニティのあり方を考えたとき、少子・高齢化や若者の流出で、地域の存続のためには多文化共生しかないとも言われています。

そこで、私たちの地域の状況はどうなのでしょう。中能登町の1、コミュニケーション支援について、2、外国人住民への生活支援について、3、多文化共生の地域づくりについて、4、多文化共生施策の推進体制の整備についてお伺いをいたします。

1項目めのコミュニケーション支援では、外国人住民にとって必要な情報が入手できるような優しい日本語や多言語による情報提供は行われているのでしょうか。公共施設など多くの住民が利用する場所などの案内表示は、多言語や絵文字などによる表示がされているのでしょうか。また、地域生活の開始時のオリエンテーションの実施、生活環境やニーズに合った日本語学習機会の提供は適切に行われているのでしょうか。

1点目、地域医療における情報の多言語化、2点目、日本語及び日本社会に関する学習などコミュニケーション支援についてお聞かせください。

2項目めの外国人住民の生活支援では、外国にルーツを持つ子供たちは学校に楽しく通えているのでしょうか。多言語で受診できる医療、保健機関はあるのでしょうか。災害時の情報を日本語のわからない人に伝えるための取り組みは行われているのでしょうか。教育、医療、保健、福祉、防災など、外国人住民の生活支援についてお聞かせください。

3項目めの多文化共生の地域づくりでは、地域社会、日本人側への啓発はされているのでしょうか。外国人住民も社会参画ができているのでしょうか。

1点目、地域社会に対する意識啓発、2点目、外国人住民の社会参画など多文化共生の地域づくりについてお聞かせください。

4項目めの多文化共生施策の推進体制の整備では、担当部署は明確化されているのでしょうか。指針、計画の策定はどう考えておられますか。県や近隣自治体、国際交流協会やNPOなど関係機関との連携は行われているのでしょうか。

1点目、担当部署の設置、2点目、指針、計画の策定、3点目、関係機関との連携など多文化共生施策の推進体制の整備についてお聞かせください。

以上4項目にわたり杉本町長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 笹川議員の多文化共生社会の実現に向けてについての質問にお答えをいたします。

初めに、コミュニケーション支援で、地域における情報の多言語化についてであります。現在、中能登町はホームページの多言語化を行っていない状況であります。ホームページの多言語化は、実際に利用されないと意味がありませんので、必要であるという声があれば積極的に取り入れていきたいと考えております。現在ホームページのリニューアルを予定しており、その際に導入を検討しているところであります。

なお、町のガイドブックについては、現在英語版を作成中であります。また、庁舎内の案内表示板等についても今後検討をしていかなければならないと考えております。

次に、日本語及び日本社会に関する学習の支援についてであります。外国人が直面する主な課題として、労働、社会保障、教育等さまざまございますが、言葉の壁にぶつかる外国人が多数であると思います。

そこで、ラピア鹿島において定期的に日本語教室が行われており、中国人の数の方でありますが日本語を教えております。

日本社会に関する学習の支援については、

当町では現在行っておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

2番目の外国人住民への生活支援においてのご質問にお答えをいたします。

初めに教育についてであります。外国人の児童生徒はおりますが、今までに弊害が生じたことはありません。また、全ての外国人児童生徒の学ぶ権利を保障するために、小中学校へ就学させる希望がある場合は、日本人の児童生徒と分け隔てなく手続を行うことができるようになっております。

次に、医療、保健についてであります。町内の医療機関ではありませんが、七尾市の医療機関で最近、外国人患者受入れ医療機関認証制度を北陸3県で初めて認証され、受診体制を整備されております。

また、外国人の方で在留期間が3カ月を超える方、特別永住者の方なども、社会保険等の医療保険に加入していない場合は国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入しなければならず、受けられるサービスについては、日本人と同様に医療給付や子どもの医療費の助成などの福祉医療、健診なども対象となっております。

また、子育て中の外国人の母親支援としては、日本で生活することでの不安に加え、子育てをしていく不安を軽減し、安全に安心して子育てが行っていけるよう、家庭訪問や乳幼児健診等において生活や子育て等に不安はないかを確認し、必要な方については同じ出身国の母親を紹介する等の支援を行っております。

次に、福祉についてであります。福祉分野における外国人住民への生活支援については、永住権を持つ外国人については、制度によっても異なりますが、基本的には日本人と同等の生活支援を行っております。

次に、防災についてであります。防災に係る支援については、外国人は災害時において迅速かつ適切な防災行動をとることが困難

であるため、要配慮者として位置づけされております。

その支援対策として、地域防災計画の中でも定められており、避難誘導標識や避難場所等の表示標識を多言語化すること、また防災知識の普及や防災訓練への参加を推進することとされております。当町においては現在このような対策をとっていませんが、今後、情報伝達体制の整備を図るとともに、地域全体で外国人に対する支援活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3番目の多文化共生の地域づくりについての質問にお答えをいたします。

初めに、地域社会に対する意識啓発についてであります。外国人に対する人権に関する学習や中能登町に多い外国人の言語を学ぶ機会を提供することが地域社会に対する意識啓発であると考えます。

当町においては現在、取り組んでおりませんが、昨年の生涯学習のつどいでは、国際交流をテーマとしてパネルディスカッションを行い、多文化共生について学び合い、町民に理解を深めていただきました。

次に、外国人住民の社会参画についてであります。多文化共生の推進のためには、外国人住民の地域住民としての自覚と自立も重要であります。その上で、外国人住民側が積極的に地域社会に参画することが多文化共生の地域づくりには欠かせないと思います。そのため、さきの回答と重なりますが、日本語及び日本社会に関する学習支援を提供していかなければならないと考えております。

最後に、4番目の多文化共生施策の推進体制の整備についてのご質問にお答えをいたします。

初めに担当部署の設置についてですが、生涯学習課となっております。

次に、指針、計画の策定についてですが、今のところありませんが、今後検討してい

たいと考えております。

次に、関係機関との連携ですが、町国際交流の会や県国際交流協会と協力し合い、ことしの1月には日本・アジア青少年サイエンス交流事業歓迎昼食会が「道の駅」織姫の里なかのとで行われ、中国の四川省の高校生と交流を深めました。

今後も関係機関と連携をとりながら町の多文化共生について理解を深めていくとともに、多文化共生施策についても少しずつではありますが取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） ぜひ今町長も答弁いただきましたが、取り組めることから取り入れていただきたいと思います。

コミュニケーション支援であります。母子手帳とかネットによる医療ツール、日本語教室ハンドブックなど、多言語によるさまざまな分野のツール、パンフレット等は既につくられた自治体、関係機関などありますので、そことの連携から、すぐに取り寄せ利用できるものもございます。

英語はもちろん、中国語、韓国語の対応は必要です。外国人住民の大半は中国人です。観光客も中国、台湾の方が多くなってきております。対応言語の拡大を図っていただきたいと思いますが、先ほどの観光町案内、観光ハンドブックでしたか、英語版をとということでしたが、ぜひ中国語、韓国語の対応も拡充を図っていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

また、日本語教室ですが、今実際ラピアのほうで行われているというお話でしたが、それは受講する側の目的に見合った内容で行われているのでしょうか。日本語教室はあるけれども、受講側の外国人住民が取得を求めている日本語力とずれがあり、目的とする成果がいつまでも得られない、意味のない教室

運営に陥っているという、そういった事例が全国にたくさんあるということもお聞きをしております。適切な日本語教室の指導が行われているのか。この点も再度確認をしたいと思います。

そして生活支援では、外国籍児の就学状況、これは把握をされているのでしょうか。日本の法律では、外国籍でも希望すれば小中学校に通えることになっていますが、教育を受けさせる義務の対象になっておりません。しかし、学ぶ権利を定めた子どもの権利条約、国際人権規約からも就学を促す取り組みは大切であります。就学のための日本語教育の支援が必要とされることも出てくると思われます。対応をお聞かせください。

さらに、防災の分野の取り組みは最も重要であります。多文化共生の活動は、1995年の阪神・淡路大震災で被災した外国人住民への情報提供を機に全国に広まったものであります。この震災で、兵庫県内に暮らしていた外国籍住民の命が数多く失われております。当時の兵庫県、総人口の1.81%を占めた外国籍住民、驚くことに犠牲者に占める外国人比率は3.19%と総人口比の1.7倍です。神戸市中央区に至っては206人中25人で12.14%にも及びました。実に9カ国、174名の命が犠牲となっております。

防災では、災害時外国人対応マニュアルの作成、日ごろからの訓練参加、必要書類の多言語化、支援ネットワークの形成が必要です。対応をお聞かせください。

再質問といたしまして、このコミュニケーション支援の対応、そして生活支援の教育、防災における対応について再度お聞きをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、笹川議員のまず観光パンフレットの関係についてお答えをいたします。

中能登町のほうでは現在、英語のパンフレットをもう一度再構成し直しております。また中国語のパンフレットも現在ございます。これにつきましても、もう一度再構成をしながら今後発行していきたいと思っております。今のところ日本語は当然ですけども英語、中国語というのはございます。

ただし、一青妙さんといろいろと話をさせていただいたところ、もう少し台湾人がどういった言語のパンフレットがいいのかということをもた今後アドバイスを受けながら製作を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
〔百海和夫生涯学習課長登壇〕

○百海和夫生涯学習課長 今ほどのご質問の中で日本語教室の内容というようなお話であったかと思っておりますので、回答させていただきます。

この日本語教室につきましては、元石川県多文化共生推進員の方が実施しているものでございまして、受講生は2名でございます。毎週火曜日の夜と金曜日の夕方に開催をして、いろんなツールといいますかテキストとかカードとかそういったものを利用して日本語教室ということで受講生の方に教えていただいております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 子供の就学の実態についてでございますけれども、対象となる児童生徒につきましては全員就学をしております。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 災害時の外国人対応マニュアルの作成についてでございます

が、現時点では作成はしておりませんが、他市町村の事例などを研究しながら作成に努めてまいりたいと思います。

また、防災訓練への参加などお声をかけをして、地域での実際の行動について理解していただくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） ぜひ取り組みを行っていただきたいと思います。

日本語教室の件なんですけど、実際、現場にもしっかりと足を運んでいただいて状況も確認をしていただければと思います。まだまだ学びたい方もおいでではないかなと。2名というのは少し、せっかく教室あるのにもったいないような気もいたしますので、またしっかりとそういう点でも支援をしていただきたいと思います。

今、外国人住民の増加により、日本の地域における国際化施策は国際交流から国際協力へ、多文化共生へと展開をしております。震災復興、オリンピック等に伴い、建設や介護人材の労働力不足、外国人労働者の受け入れ、国家戦略特区家事労働者受け入れなど、最近の動向からますます目が離せない状況であります。

多文化共生施策は、外国人支援ではありません。多様な住民を大切にすることによって持続可能な地域を目指すことができます。当町における外国人の割合は、技能実習者が最も多く、3年ほどの一時居住者ではありますが永住外国人とともに21世紀の新しい地域の文化をつくる大切な担い手と考えられます。外国にルーツがある人が持つ可能性を地域づくりにうまくつなげていくことで、地方創生、さまざまな課題の解決になるとも考えられます。

オリンピック・パラリンピックの開催、外国人観光客の増加に沸く今がチャンスとも言

えます。中能登町においても多文化共生推進計画、この策定、ぜひ今後の町総合計画に反映していくべきだと考えます。

杉本町長、この件、もう一度ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これからグローバル化に向かって、各国はもちろんですが、県、地域、そんな大事なことになると思いますし、これからもしっかりと町政の中で外国の方が来られてもしっかりと対応できる、そんなまちづくりを目指してまいりたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） ぜひよろしくお願いいたします。

多文化共生を目指すことは、全ての人に優しいまちづくりにつながります。どんな人も安心、安全に、自分らしく生きがいを感じて暮らしていけることにつながります。そして今求められている地方創生そのものではないでしょうか。ぜひ計画を作成し、きめ細かな適切な推進を始めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2つ目の質問です。女性が輝く日本一の町、中能登町の発信について質問いたします。

私たちの町、中能登町は、どの家庭も米づくりをしながら古くから織物が暮らしの中心にあり、栄えてきた町です。そして織姫の里の名があらわすように、多くの女性の力が今日の中能登を築いてきてくれました。女性の文化が息づく町とも言えるのではないのでしょうか。

また、地域と密着した女性の働き方から、ご近所で子育てをする子供たちに優しい地域性があったと思われます。そのことは、現在の手厚い町の子育て施策に反映されているのではないかと感じます。地域の温かな見守りがあり、子供たちも伸び伸びとそれぞれの能

力を発揮できる環境があったものと思われます。

先月、町青壮年団主催の婚活イベントが開催されました。のどかな田園を走る花嫁のれんという名の観光列車、能登上布の機織り体験、農家レストラン、古民家と、女性の感性を大いに刺激する内容を盛り込んだものでした。中能登には幅広い女性にとって魅力的な多くの資源が眠っていると思われます。

今、地域の女性間のつながりの弱体化が全国的な課題とされております。もっと地域の女性が連携できれば、頼もしい大きな力を生み出すことでしょう。女性の生き方は、家庭に、地域に影響を及ぼしていきます。そして女性が生き生きと輝ける地域ほど活力があり発展があります。

中能登町ってどんな町。とにかく母ちゃんたちが明るく元気、女性が生き生きと美しい、それが中能登の大きな魅力ですと女性に焦点が当てられている今こそ、全国に向けその声を上げるチャンスだと思います。

そこで、女性が輝く日本一の町、中能登の発信について4点にわたり質問をいたします。

1点目は、女性が求めるイベント、情報の提供についてです。

今月、育児中の女性向けイベントが金沢で開催され、大変好評だったとのこと。母親の育児ストレス解消と交流拡大が目的のイベントでした。主催者も育児中の母親が中心で、ママたちが求める企画が多数用意され、中でも赤ちゃんにかわいい衣装を着せ写真を撮るコーナーが人気だったそうです。

中能登にもデザインセンターには多くの子供服がそろい、貸し出しも伸びているとお聞きをしますが、まだまだ町のアピールが考えられそうです。また、さきの婚活イベントのような未婚の女性が求めるイベントの企画や情報の提供もまだまだ開拓できるものと考えられます。さらに、大きな機動力である団塊

の世代に向けたものも欠かせません。さまざまな世代に向けて女性が求めるイベント、情報の提供についての当町の考えをお聞かせください。

2点目は、女性起業家の育成です。

町内には、ヘア、アロマなどの美容関連から農産物の育成、加工、販売、食の提供や介護など幅広い分野で女性経営者の皆さんが活躍をされています。しかし本当は私も何かやってみたい、そんな思いの女性の皆さんもまだまだおられるのではと感じます。

女子力を阻む壁はさまざまでしょう。女性が自分らしく自由に羽ばたく環境のための意識改革やサポートが必要です。女性起業家の育成について、当町の取り組みをお聞かせください。

3点目は、地域の女性ネットワークの強化です。

中能登町女性協議会では、各地区の支部は半減をし、会員の激減が続いています。地域の女性力の低下を心配する声が常に上がっております。杉本町長も十分におわかりのことと思います。

しかし一方で、女性協議会からは独立しておりますが、真剣に自分たちの地域のことを考え、活動に積極的に取り組んでおられるさまざまな女性の会の皆さんもおられます。地元で立ち上げた会だからこそその強い結束力があるとお聞きをしております。すばらしいことだと思います。

だからといって、地域だけのつながりでは限界も出てくるのではないのでしょうか。女性の力抜きでは地域は成り立ちません。町の活性化ありません。地域の女性ネットワークの強化について、町長の見解をお聞かせください。

4点目は、女性フォーラムの開催です。

現在、当町には女性の集いとして、毎年、女性協議会主催の催しが開催をされておりますが、形骸化していることは否めません。女

性の皆さんがもっと主体的になって中能登町の内外の女性に幅広く発信をし、女性力のさらなる向上、女性ネットワークの強化につながるものが考えられないのでしょうか。

先月21日には一青妙さんが観光大使に任命をされました。とてもうれしく思ったニュースです。中能登町には、さまざまな分野で活躍をされている町ゆかりの女性の方がおられます。そのような女性の皆さんや女性団体を交え、もちろん外国人の女性住民も交え、町の女子中学生、高校生も運営に携わってもらい、女性の未来を開いていく躍進的な女性フォーラムは開催できないのでしょうか。

毎年の女性フォーラムを起点として、女性が輝く日本一の町をぜひ発信をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

1点目、女性が求めるイベント、情報の提供について。2点目、女性起業家の育成について。3点目、地域の女性ネットワークの強化について。4点目、女性フォーラムの開催について。以上4点にわたり杉本町長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の女性が輝く日本一の町、中能登の発信をのご質問にお答えをいたします。

まず、女性が求めるイベント、情報の提供についてではありますが、確かに女性の求めるイベントも必要かと思えます。それが中能登町の将来に係る人口増加につながる可能性があるかもしれません。

しかし、そのさまざまなニーズをつかむことは大変難しいことかと思えます。女性が何を求めているのかをさまざまな角度から見詰め、何をすればよいのかこれから考えていかなければならないのではないかと考えております。

先般、男女共同参画推進の会の協力を得て青壮年協議会が開催いたしました婚活イベントには、県外からの女性の参加もあり、未婚

女性が求めるイベントとして全国に情報発信ができたものと思っております。これからも女性に関するさまざまなイベントについて、情報発信の重要性を認識しながら対応していきたいと思っております。

次に、女性起業家の育成についてのご質問にお答えをいたします。

中能登町では、来年度より中能登町創業支援事業として、商工会、金融機関等と連携をしながら創業希望者を支援していくことを計画しております。

計画の中では、商工会がワンストップ相談窓口となり、創業希望者が相談しやすい環境づくりを行います。また、支援を受けて創業する方には創業支援補助金の交付も予定しており、財政面での支援の充実も図ります。

現時点で、当町は起業家の多い町という認識はないため、今後の増加に向けて、女性に限定せず、創業する全ての方を対象に支援をしていきたいと考えております。まずは町内での起業家の創出から支援していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、地域の女性ネットワークの強化についてのご質問にお答えをいたします。

笹川議員のご指摘のとおり、町の女性協議会では支部の減少、高齢化等により会員数の減少が進んでいると聞いております。町の女性協議会からも町に対し女性会の強化について要望も受けており、町の職員に対しても地域への参加協力について促しております。区長、また町内会長にも自治公民館活動の中で女性会の必要性を訴えながら、支部の結成や会員の加入促進のお願いをしております。

また、地域のみで活動し、町の女性協議会には加入していない女性会もありますので、こうした女性の情報の共有化を図っていかねば女性のネットワークの強化にならないのではないかと考えております。

次に、女性フォーラムの開催についての質

問にお答えをいたします。

笹川議員のご質問のとおり、町の女性協議会では、毎年11月に女性のつどいを、また2月には町長と語る会を開催し、女性協議会の現状や町への要望あるいは質問、提言をいただいております。

また、企画課の主管する町男女共同参画推進員の会では、男女共同参画推進講演会を開催し、女性協議会の会員のみならず広く町民に参加をいただいております。

また、議員のおっしゃるとおり中能登町ゆかりの活躍をされている有名な女性がもし何らかの縁がありお越し願えるのであれば、そういった躍進的な女性フォーラムを開催し、女性が輝く中能登町を全国に向けて発信していきたいと考えておりますし、また女性協議会とかいろんな団体の一番の原因は、なかなかリーダーになる方が少ないというのが一番の原因でなかろうかと思っております。笹川議員もいろんなところへ出ておりますし、また一人の町議会議員でもあります。どうかこれからも議会の先頭に立ってそれらの躍進に力をかしていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 先日ですが、兵庫県明石市のほうでも女性の活躍を推進しようということで、会社経営者や医療、看護、子育て支援などの分野で活動するパネラーを招いた初の女性応援フォーラムを開催したとお聞きをいたしました。明石市は、このフォーラムをきっかけに今後も交流の場を提供しながら、さまざまな分野で活躍する女性のネットワークを構築していくといった取り組みを始めました。

フォーラムを通して、さまざまな課題の解決に向け、そして女性の活躍に向けたネットワークの構築が期待されます。また、女性に求められるものの発見、起業を志す女性の発掘の場にもできます。

そういう観点からも、当町における女性フォーラムの開催は大変意義のあるものと考えます。再度、今ほどできたらいいなという町長の少し遠慮がちなご答弁でありましたが、ぜひ再度、女性フォーラム開催に向けた町長のご決意をお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町内の女性団体のつながりを支援し、また女性協議会や商工会女性部などの大きな団体を軸に、小さな女性部会なども巻き込み、ネットワークを強化しながら新たな女性リーダーの発掘に努めたいと思います。

また、その活動の中で女性フォーラムの開催などができたらいいのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 開催に向けて、ぜひ町長がご支援いただけるという答弁だと確信しております。

すてきな女性の周りには、すてきな男性がいると言われます。女性が自分らしく自由に羽ばたくためには、男性の意識改革、サポートは欠かせません。杉本町長を先頭に、ぜひ中能登町の女性への力強いご支援、よろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 11番 古玉栄治議員

〔11番（古玉栄治議員）登壇〕

○11番（古玉栄治議員） それでは、私は今回2点について質問いたします。

まず1点目、防犯灯設置について。

中能登町では、5年前から町内通学路のLED化という事業に取り組んでおられます。今現在、町道、県道、至るところほとんどと言っていいくらいLED化が進んでいるよう

に私は感じます。

このような中で、アルプラザ鹿島から越路方面に向かって鹿島バイパス、多くの子供たちが通学に使っております。部活が終わり薄暗い中、帰ってきます。アルプラザ鹿島から越路方面、久乃木に向かって3キロあります。3キロの間に明かりがあるところといいますと、信号が実は4カ所あるんですね。ラピア鹿島、黒氏、徳前、二宮。この4カ所には道路照明がついております。それ以外、一個もありません。

町として、通学路のLED化ということで、今後このバイパスの歩道に防犯灯の設置どのようにお考えか。いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 古玉議員の防犯灯設置についてのご質問にお答えをいたします。

現在、越路地区の中学校の生徒は全学年で約120人おりますが、そのうちバスや電車で通学をしている生徒は3割弱であります。残りの生徒は自転車または家族の送迎で通学をしている状況であります。

今言われたとおり、現在、町では学校への通学路や駅へ向かう幹線道路を中心にLED防犯灯の整備、更新事業を進めております。鹿島バイパスにつきましても、関係機関と協議をし、生徒の帰宅経路の実態をしっかり把握した上で、防犯灯が必要な箇所については設置を進めていきたいと思っております。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

○11番（古玉栄治議員） 町長、関係機関との協議というふうに言われました。実は私、2月、能登国道維持出張所、七尾にありますね。あそこへ行ってきました。初め建設省のほうでつけてくれとお願いしたんですけども、これはつけかかったら切りがないと。そういう場合は町のほうでお願いできないかということでした。つけるならば、あそこには水道管が通っています。もう一つは、光ファ

イバーが入っております。これらに影響さえなければ、つけることに関しては町の要望ならば一切構いませんというような返事を私、実は聞いてきたんです。

そういうことを考えれば、先ほど町長言われました百二、三十人おる子供たちの7割近い子供がああ道路を通っていきます。やはりそういうことを考えると、子供の通る道で一番多いのがあそこでないかなというふうに思うんですよ。鳥屋方面、鹿西方面、全て町道、県道があり、防犯灯がついております。御祖方面に関しても消防署の前から町道、全て防犯灯ついております。唯一残っているのが先ほど私しつこいかもしれませんけれども鹿島バイパスが唯一残っている部分かなと思いますので、しっかりとした協議をしていただき、つけていただくようお願いいたします。

それでは2番目に、定住人口対策と企業誘致について。

中能登町、合併して11年がたちます。この11年の間に定住人口の対策、企業誘致ということについて、町長はどのような判断をされるか。11年間の成果、そしてそれに対する評価をお願いしたい。また、現実を踏まえた中で今後の取り組みについてどのように考えておいでるか。お願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古玉議員の定住人口対策と企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

まず定住人口対策としては、これまで定住促進奨励金制度の制定、宅地造成事業の推進、子育て環境の充実として、18歳までの子どもの医療費の無料化、出産祝金の交付など各方面からさまざまな支援を強化してまいりました。その結果、平成26年5月には日本創生会議から、中能登町は能登半島では唯一、消滅可能性都市ではないとの発表があったことは、これまでの事業の成果に対し評価を受

けたものだと考えております。

次に、企業誘致につきましては、現在、一般財団法人電源地域振興センターの事業であります企業誘致支援サービス事業を利用し、全国の企業の中からおよそ1万1,000社を選び、中能登町への企業立地に関するアンケート調査を実施しております。

また、町のホームページで企業誘致助成制度を掲載して制度の周知を図っているほか、七尾市と中能登町の行政や経済団体等で構成する七尾鹿島経済交流促進協議会を通して、毎年、主に中部石川県人会の経済人の方々と協議を行っております。

なお、3月4日には、新町発足後初めての企業進出として、京都市に本社を置く山中産業株式会社能登工場の竣工式が黒氏地内で行われたほか、3月7日には、花見月地内で大規模なメガソーラー発電所が平成29年春の売電開始を目指して起工式が行われたことは、雇用の拡大はもとより将来の事業規模拡大へも希望が膨らむ明るい話題であります。

次に、現実を踏まえた今後の取り組み方針についてのご質問ですが、定住人口対策としては、現在策定中の中能登町人口ビジョン及び総合戦略に、2060年において合計特殊出生率を2.8人と日本一の出生率になる目標を掲げており、今年度より実施をしている第3子以降の保育料の無料化について、また来年度からは所得要件を設けのものの第2子までに拡充するとともに、小中学生の給食費についても第2子以降を無料化するものであります。

平成25年4月の中能登中学校の開校、今年度の鹿島小学校の開校に続いて、本年度と来年度の2カ年にかけて鳥屋小学校と鹿西小学校の大規模改修を行っております。この大規模改修をもちまして、学校関係のハード事業はようやく全てが終了いたします。今後は、より子育て環境を充実した住みやすい町や教育のまちづくりを目指し、定住人口の増加に

つなげていきたいと考えております。

また、さらなる定住促進策として、平成28年度から中能登町にU I J ターンされた方を対象に中能登町共通商品券の交付を行うこととしております。また、町内での創業を希望される方への指導やアドバイス、財政支援を行う創業支援事業を平成28年度から創設することとしております。このほか、移住者の受け皿となる住宅政策として空き家対策事業をさらに拡充するなど、さまざまな定住人口対策事業を実施することとしております。

次に、企業誘致の今後の取り組みとしましては、これまで実施をしてきた事業を継続しながら、地域に根差して頑張っている企業について、工場の増設や新設に対する財政支援はもとより商品開発や技術開発における各種補助金の申請手続についても相談や支援を行うことにより企業活動の活性化を促し、就業機会の増加や雇用の拡大が図られることで定住人口の増加につながると考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

○11番（古玉栄治議員） 町長、人口対策ということで、住宅あるいは子育て、いろんな面ですごい評価されています、中能登町。実は先日も私と七尾の方と話していて、中能登町すごいねと。そういう面ではすごくほかの県からでもほかの町からも見られております。県内では、私はトップレベルだと思っております。

唯一、一つ物足りない点というのは企業誘致なんです。町長、山中産業、行ってきましたと。今後4月から操業されるということですけども、11年間で実は1社なんですよね。この辺が私どうも、もう少し頑張りが足りないかなと。きのう話したその方とも、実は息子帰ってきたいんだけどなかなかいい働き場がなくてねということを言われると、あら困ったなと。本人は帰りたいという思いがある。親も仕事さえあればいつでも帰

ってくると言っているんです。けれども働く場がない。

いろんな分野の企業。創業ということも大事ですけども、創業を支援する、これは当然やらなければいけないんですけども、もっといろんな企業の方と話をして、中能登町へ、製造もいいでしょう、いろんな企業があります。そういう方と話し合いをする場がないのかなと。

町長、七尾の経済同友会と1万1,000社を対象にどうこう言われました。私もっとすごい話し合いのできる場があると思うんです。県の町長会の会長、全国の副会長という大変すばらしい地位においでますよね。そういう中で、そういう企業のトップの方々とお話ししながら、中能登町はこういう町だと。ぜひそういう企業と会わせてもらえないか。町長のトップセールスを実は期待しているんですよ。町長が、よしわかった、どんどんそういうところへ出かけてこれからトップセールスをして1社でも2社でも、今まで11年で1社だったけれども、ことしはもう1社でも2社でもどこか来てくれる人を話しに行ってくださいとかという、その思いありますか。いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 再質問にお答えをいたします。

トップセールスとはこのことですけども、私自身、ふだんから町長という職務を通して中能登町の活性化が図れるよう宣伝活動を行っております。特に関西方面で開催される郷土出身の会が開かれるときには、いろんな方々とトップセールスの気持ちを持って会合に臨んでおりますし、また会社経営者の方々ともさまざまな場所や場面でお話しする機会が多々あります。

こうした人と人との出会いの中で、中能登町の行政運営について多くの皆様方のご理解とご協力のもとにお支えをいただいております。

のと思っております。

また企業誘致は、さまざまな条件がそろって実現されるものでありまして、今回の企業進出においても関連企業が中能登町で経営基盤を確立され操業されていたことによるものであります。このことから、町民が一丸となって取り組んでいく必要があると考えておりますし、ご理解をいただきたいと思えます。

また、県外からの山中産業、第1号でありますけれども、これまでにマルサン精密であったり丸羽さんであったり丸井織物さんであったり良川織物であったり、かなりの中能登町の有力企業が増設をされ、また企業誘致の支援もしているところでございますし、いろんな中でお話をされる中で、卵が先か鶏が先かという議論がありますけれども、この50人の企業が来たら責任持って働く方おいでますかということ、そこでなかなかはっきり言えんというところもございますし、山中産業さんも10人、新しく雇用されましたけれども、大変いい方に来ていただいてとってこの間、会長さん喜んでおいでましたけれども、かなり10人でも苦勞もされたそうであります。

そういう中でのこれからいろんな方々とお話しながら、また県の方々とお話しながら、トップセールスとして企業立地に頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

○11番（古玉栄治議員） 今ほど町長言われました。言われることもわかります。ただ、先日、中学校の卒業式166人でしたか。その中で中能登町へこういう仕事があるから戻ってきたいというような子供というのはすごく少ないんですよね。思いでは持っているけれども、高校へ行ったり大学へ行ったりすると中能登町、何があるだろうなというふう子供は考えるんですよ。

宅地ではかから来られる方、たくさんおい

でます。ただUターンされる、今の子供たちが我が町へ帰ってくるための準備をしなければいけないのではないかなと。そのためにはやはり働く場所というのは一番大事なんですよ。

私、去年9月、まちづくりということで町長に、中能登町だけでは大変だけれども、中能登地域で少しでも多くの企業をトップで話しながら企業誘致をできないかということをお願いしたはずなんです。その後、町長、例えば中能登地域のトップの方々、羽咋、志賀町、七尾、そういうところのトップの方々と企業誘致、これからの若い人たちが帰ってきやすいようなものについて何かお話しされたことがあるでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 羽咋や志賀町の方とはしておりませんが、中能登町の企業の方々とは常にお話をさせていただいております。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

○11番（古玉栄治議員） 町長、中能登町のそういうトップ企業の方々というふうに言われましたけれども、中能登町だけではなく幅広く、先ほど私、全国の副会長をしておいでるということで、いろんなところの方ととにかく話をさせていただいて、一つでも多くのものを引っ張ってきていただき、中能登町の今の若い子供たちが中能登町いいとこだな、帰ってきたいなと思うようなまちづくりをしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで2時40分まで休憩をいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 南 昭栄議員

〔6番（南 昭栄議員）登壇〕

○6番（南 昭栄議員） 今回、2点ほど質問させていただきます。

初めに非常時の告知端末の活用についてありますが、近年、災害は多様化し、地震、豪雨や竜巻などの強風がいつどこに起こるかわからない状況下であります。先般には北朝鮮がミサイルを発射させ、日本の近海を通過し、日本を初め各国からも非難をしております。

さて、音声告知端末の件であります。寒い冬場などでは家に閉じこもりになり、野外の防災行政無線も聞こえない状態も考えられます。災害に関する避難などや他国からの武力攻撃などの緊急事態が発生したときなどに必要な情報を音声告知端末により、より早く町民の皆様に伝達する大切な装置であります。

そこで、町内の方に9番ダイヤルで電話しても通じない一般家庭がありますが、考えられることは、室内配線がされず音声告知端末が接続されていないか電源スイッチが切りにしてあるかだと思います。接続してないか電源スイッチが切りの状態だと、町民に災害に対する必要な情報が伝達されません。

そこでお聞きします。4点ほどお願いします。

音声告知端末の町内の全世帯の整備状況と完全に整備となっているのか。そこで何%ぐらいなのか。その際、音声告知端末放送の音量を小にし聞き取れないようにしてある家庭もあると思いますが、実際の活用状況は何%と考えておいでなのかお聞きしたい。

2つ目に、近年は携帯電話があるので固定電話を引き込まない家庭もあるとお聞きしますが、このような家庭の音声端末配線の接続はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

3点目は、音声告知端末を接続や電源スイッチが切りになっている家庭の非常時の情報提供をどのように考えているのかお聞きしま

す。

4点目に、音声告知端末が接続していないと町からの通常の放送もされません。広報等や地区自主防災組織の集会や訓練等に町から出向き直接指導してはどうかと思いますが、以上についてご答弁をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 南議員の非常時の音声告知端末の活用についてのご質問にお答えをいたします。

まず音声告知端末の整備状況についてですが、音声告知端末は、平成18年度に実施をしたケーブルテレビ施設整備事業により町内の希望する全家庭に設置をいたしました。これにより、各家庭では町からのお知らせを聞いたり、また町内無料電話をかけることが可能となりました。その後も現在まで申し込みのあった世帯に1台目は無料で設置をしておりますが、介護施設に住民票を移されたり、また町外の病院や施設などに長期入院、入所されて空き家となっているなどの理由から音声告知端末が設置されていない世帯も少なくありません。そのため平成28年1月末現在の接続率は約90%となっております。

次に、音量を小さくして聞こえないようにしている家庭があるとのことですが、音がうるさい、赤ちゃんが目を覚ますなど、それぞれの事情により音量を絞っている家庭もあるかと思われます。ただ、実際どのように利用されているかについてまでは町で把握していないのが現状であります。

また、固定電話を引き込んでいない家庭での音声告知端末の未接続の件ですが、音声告知端末の接続には固定電話の引き込みは必ずしも必要ありません。固定電話がなくても申し込みをいただければ音声告知端末をご利用いただけます。また、電話機を用意していただければ専用の番号を割り当ていたしますので、町内無料電話もご利用いただけます。

次に、音声告知端末が接続をされていない、あるいは電源スイッチが切りになっている家庭に非常時にどのように伝達するかとのご質問ですが、音声告知端末は、平常時どれだけ音量を小さく絞っていても緊急放送時には自動的に最大の音量で放送が流れるようになっております。このため電源だけは必ず入れておかねばなりません。

なお、電源が入っていないなどの理由で、もしものときに音声告知端末が利用できない場合でも、町では屋外拡声器や登録制メール、広報車などの伝達手段も考えておりますが、冬場など窓を閉め切っている場合は聞こえないこともあります。このため町民の皆さんには常日ごろから電源を入れておくことを心がけていただきたいと思います。

次に、音声告知端末の接続や電源を入れておくことの周知についてですが、広報なかのとや回覧板などのお知らせに加え、町や地区の防災訓練時に区長さんや防災士から呼びかけていただくなど、災害時における音声告知端末の必要性について周知徹底を図りたいと考えておりますので、議員の皆様にもぜひご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭栄議員） 今、町長さん90%ほどと言われたね。それと、無料と有料との違いはあると思いますけれども、無料なので今どこの家庭が使用しているということは情報課ではわからんわけですね。担当課へ、ちょっとその説明だけ。

○議長（甲部昭夫議員） 町田情報推進課長
〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 南議員のご質問ですが、現在どこが電話しているかまでは把握はできませんので、よろしくお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭栄議員） では確認して、全世帯が接続するようにしていただきたいと思います。

います。

2点目に入ります。

次に、町道T-90号線の積雪時の通行どめについてであります。町道T-90号線は瀬戸地区の通称伊助谷地域への生活道路なのですが、積雪時から3月まで除雪がされず通行どめになるのであります。この道路は、瀬戸地区の住民が生活必需品の買い出し、役場への用件等や町、区からの配布物、高齢者のひとり暮らしの安否確認にも必要な道路なのであります。

今年1月24日の夕方には45センチの降雪と25日には75センチの積雪となり、町道T-90号線の除雪がされないために通行できず、伊助谷地域から七尾市七原町、そして七尾市伊久留町を通り瀬戸地域へとりましたが、七尾市の市道除雪は1月26日の午後まで自動車がやっと通れる幅で、自動車同士の交差もできない状態の除雪でありました。

そこで質問なのですが、

1つ目に、町道T-90号線の一部区間が積雪時に通行どめとなり、七尾市の市道を利用しなければならず、遠回りや勾配や急なカーブが多い市道を利用しなければならないのか。それと、前年度は除雪されていたのに今年度はなぜ除雪できなくなったのかお聞きしたい。

2つ目に、この道路、町道T-90号線の一部区間が積雪時に通行どめとなることについて、地区住民の一女性に了解をもらい決定されたというふうに聞いていますが、このように簡単に決定されてもよいのか、ご答弁願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 南議員の町道T-90号線における積雪時の通行どめの質問については、個別の除雪計画路線に関する質問でありますので、担当課長から説明をさせます。

よろしくお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建

設課長

〔高橋孝雄参事兼土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 南議員の町道T-90号線におきます積雪時の通行どめについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、積雪時になぜ七尾市の市道を利用しなければならないのかとの質問であります。瀬戸区の伊助谷へ向かうには、中能登町の町道T-90号線を利用する場合と七尾市の伊久留から市道を利用する場合の2つのルートがございます。

議員ご指摘のとおり、伊久留から伊助谷へ向かうルートにつきましては、T-90号線に對しまして距離は長いわけであります。しかしながら、町道T-90号線は、道幅も狭く、積雪がないときでも車両のすれ違いが困難な区間が多くございます。これに對しまして、七尾市の伊久留からのルートは、七尾市のコミュニティバスが運行されている区間もあり、ある程度の幅員が確保されております。

また積雪時の除雪につきましては、伊助谷の奥まったところに七尾市の水道施設があることから、全て七尾市の負担で除雪を行っていただいているところであります。

このことから、中能登町の除雪経費を節減する上でも、T-90号線の積雪時における通行どめはやむ得ないものと考え、通行どめとさせていただきます。

なお、通行どめ及び迂回路の案内につきましては、瀬戸地内に看板を設置し、道路利用者に周知を図っているところであります。

次に、昨年は除雪していたが、ことしはなぜ除雪しないのかとのご質問でございます。

この件につきましては、七尾市の昨年度の除雪作業がおくれたことによりまして伊助谷への道路交通の確保ができなかったというふうに判断をしております。このため町では早急に伊助谷住民の生活道路を確保する必要があると判断し、緊急的に瀬戸比古神社から伊助谷地区までの除雪を行うことといたしました。

た。

次に、積雪時の通行どめについてであります。このことについては、平成24年度から冬期間、積雪時、通行どめにさせてもらっておりますが、特に伊助谷に住んでおられる方のご意見をお伺いして積雪時には通行どめにするということで了解を得ております。

なお、さきにも申し上げましたが、七尾市の除雪がおくれ、伊助谷地区が孤立してしまうおそれがある場合には除雪の実施について適切に判断し対応いたしますが、基本的には引き続き七尾市に除雪をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭栄議員） 今課長が言われたことはわかりますけれども、何か緊急時があればどけるということですね。そこら辺、もう一回。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建設課長

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 南議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、伊助谷に住んでおられる方が孤立するというようなときには緊急的に町であけるということで、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭栄議員） さっきから90号線ばかり言っていますけれども、その年によって通行量が少ない、除雪料がかかるということで、どけない道路があるのですか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建設課長

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 お答えをいたします。

町道路線延長については約400キロございます。このうち現在、町で除雪している路線

の延長については約255キロの除雪を行っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭栄議員） また次年度からは七尾市と、また区長さんと相談して、できたらどけていただきたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、7番 諏訪良一議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 税など滞納の現状と滞納整理について質問をいたします。

税などという表現を使ったのは、滞納は税のみではなく、いろいろな料金も含まれているということから、税などという表現を使ったわけです。

市町税、国民健康保険税、介護保険料等いろいろ滞納額の問題が県下19市町、多少の差こそあれ大きな問題として取り上げられております。当町におきましても例外ではありません。町税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料等、まだほかにもありますけれども、我々町民サイドにとっては義務として当然納入すべき債権、公的負担ですが、であるものと考えられます。

したがって、仮に滞納が生じているとすれば納期を守って納めておいでの方々との間に不公平感が生ずることにもなり、加えて、その年度における町の歳入、収入が減少する。そして滞納額が繰り越されて累計額がさらに大きくなるようでは、税収による増税が見込まれないきょう現在では財政運営上にも厳しさを来し、さらには行政サービスが停滞することにもなるのではとも危惧して質問をするものです。

そこで、滞納の現状はどのようになっているか。それから、専門知識を持った職員の育成がどのようになっているか。納税意識の向

上にどのように対処しているか。徴収力向上にどのように対処されているか。以上について質問します。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の税等滞納の現状と滞納整理についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町の財政基盤の根幹である税金の滞納の現状についてであります。平成28年2月末現在の滞納繰り越し分は、町税が1億3,353万円、また国民健康保険税は9,641万円であります。

なお、町税の内訳及び料金等については、後ほど担当課長から詳細な説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

次に、専門知識を持った職員の育成についてであります。現在は、平成26年に設置されました中能登地区地方税滞納整理機構に毎年職員を1名派遣し、徴収のノウハウがある県職員と市町の職員が協力をして徴収事務を行っております。今年度は、町に戻った職員が中心となり、他の職員とともに給与調査や預金調査あるいは金融機関に出向いての預金差し押さえなど、実務を通して実践的な能力を育成しております。

徴収事務に精通した職員の育成は極めて重要であることから、今後とも職員に専門知識や実践的な徴収能力を身につけさせ、税のスペシャリストを育成していきたいと考えております。

次に、納税意識の向上にどのように対処しているかについてであります。

納税は国民の義務であります。小中学生を対象に税の大切さを教える租税教育を定期的に実施したり、また税に関する習字やポスターを募集し作品展を開催し、子供のころから納税意識を高めております。

また、口座振替の推進や平成26年度からコンビニ納付も始め、納税しやすい環境づくり

にも取り組んでおります。

次に、徴収力向上にどのように対処しているかについてであります。税務課では、悪質な滞納者については、滞納整理機構へ徴収事務を移行し厳しく滞納処分を行っております。また現年課税分については、文書催告、電話催告等を強化するなど早期対応を行い、新規滞納者の抑制に努めております。

その結果、平成25年度と滞納整理機構が設置された平成26年度を比較しても、滞納繰り越し分の町税では徴収率が平成25年度は12.5%に対して平成26年度は19.6%と7.1%上昇し、確実に滞納額が減少しています。

また、町では税務課及び町税以外の債権の主管課との協力、連携の強化を図り、担当職員による債権管理の研修会を行い、全庁的に収納対策に取り組んでおります。

今後も公平、公正な税等の負担及び税收等の徴収率のアップに努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 古川税務課長

〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 滞納の現状について、平成28年2月末現在の税及び料金等の詳細を一括して説明いたします。

税務課所管の町税の内訳としまして、個人町民税は1,888万円、法人町民税は94万円、固定資産税は1億1,167万円、軽自動車税は204万円です。国民健康保険税は9,641万円です。住民福祉課所管の保育料は389万円です。教育文化課所管の給食費は63万円、学童保育負担金は、ありません。土木建設課所管の町営住宅使用料は36万円です。保健環境課所管の後期高齢者医療保険料は59万円です。長寿介護課所管の介護保険料は1,151万円です。上下水道課所管の水道料金は2,024万円、下水道分担金は3,556万円、下水道使用料は343万円です。情報推進課所管のケーブ

ルテレビ使用料は、ありません。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 今ほどの滞納状況をお聞きしますと、億の金額ですね。大変大きな額でなかろうかと思うんです。

そこで、徴税と対比してどうなのか。28年度の歳入編成からいくと16億1,700万円が検討された予算編成の額ですが、これに対して1億以上という金額ですと大変大きな金額になってくるわけですが、この程度ですと、あるいはこの額におさまりますと、特に住民サービスへの停滞というものは考えられることはないのでしょうか。これが1点ですね。

それからもう1点は、滞納問題が大きくなってきている要因の一つには、やはり納税者と担当者との対話がないということです。各集落単位で納税組合をつくっていたころには、徴収歩どまりによって返戻金があったということで、滞納のないように我々も競争して徴収したものです。それが時代が変わりまして、とにかく謝礼を出しての行政が税の徴収をすべきでないということで、なくなってから滞納がふえてきているように理解しているわけです。

ですからやはり徴収に対しても、とにかく滞納者との対話が大変大事であろうと思います。振り込んでくださいでは、うまくは徴収できないのではないか、このように考えるわけです。

それから、税知識のレベルアップの問題ですけれども、滞納の問題は半数以上の課に該当しております。そんなことから、税務課の職員方だけのレベルアップでは十分ではなかろうと。滞納整理にかかわっている各課担当者一体となつてのレベルアップでは、税務課を中心とした各課の連携、そして情報の交換、このようなことでレベルアップを図っていかないと、税務課職員だけの滞納整理機構

との情報交換あるいは知識の向上、勉強といったようなことでは十分ではないのではないかと、こんなように思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 古川税務課長

○古川利宣税務課長 諏訪議員の質問にお答えいたします。

滞納が1億円以上あることにつきまして、住民サービスの停滞がないかということですが、滞納額につきましては確実に減少しております。ということで、そういった停滞があるかないかということであれば、ないと考えております。

次に、滞納が多くなってきた要因といたしまして住民との対話が少ないのではないかと、対話が大切ではないかということでございますけれども、それにつきましても税務課初めほかの徴収している課につきましては、文書の催告であったり電話の催告であったり、また滞納者のところへ訪問したり、また庁舎のほうに来ていただいたりして納税相談等を行っております。

納税相談を行っている中でも、我々としても非常に重要視しているところは、納めたくても納められないのか、納められるのに納められないのかということを十分調査した上で、納めたいのに納められない人につきましては徴収の猶予とか換価の猶予といった制度がございますので、そういったことを活用して相談を受けながら納めていただくようにする。そして納められるのに納めない方につきましては、差し押さえであったり不動産の公売等を行いながら強制的に徴収をしていきたいというふうに思っております。

また先ほども言いましたけれども、平成26年度からはコンビニ納付も始まっておりますので、非常にコンビニ納付で納付する方がふえておことは事実であります。

次に、税知識のレベルアップで、ほかの徴収課との連携といいましょうかということ

ですけれども、先ほども申しましたように、これにつきましては税務課が中心となりまして、ほかの課と連携強化を図りながら研修会を行って全庁的に収納対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 税ということになってくると、すぐ法律にかかわりが出てくるわけです。そんなことからいきましても、ある程度は専門的な職員を育成していかないとうまく整理ができないのではないかと考えるわけです。

そこで町長にお聞きしますけれども、異動ということが大変難しいのではないかなと思うんですね。ということは、専門知識をある程度勉強しようとするときには、実務の年数がそこそこ身につかないと、定期的にただ単に異動しているのでは即戦力というわけにはいかんのではないかと。こんなように思うわけです。

そんなことから考えましても、ある程度専門知識を持った職員の採用ということもこの際考えてもらってもいいのではないかなと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 職員の異動につきましては、税だけでなしに土木であったり下水道であったり、また専門のところがあるわけでございます。全て異動ということでもありませんし、それらを勘案しながら税なら税、一生懸命勉強してある程度育ってきた、そしてその方が異動するときには次の方が育っている。そういうようなこと全体を考えながら異動しております。

そういう中で、専門にそんな人だけを税務に入れて、ずっと30年、40年と入りますと続くわけでありますので、職員の中だけでなしに、今言った土木であったり農林であったり下水道であったり水道であったり、そういう

人間を育てながら、また全体を見ながら異動いたしております。

そういう中で、今言った税にいたしまして、も整理機構のほうへ毎年行って勉強もして、そしてまたいろんな他の市町のやり方も勉強もしながら、滞納を少しでもなくするようというように、職員の方々が頑張っているわけでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 行政サービスは、まず見積もりどおりの歳入の徴収がスタートでなかろうかと思えます。そんなことから、やはりこの問題は全職員が各自の問題として捉えて、少しでも滞納が縮小されることを願って、質問を終わりたいと思えます。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、13番 坂井幸雄議員

〔13番（坂井幸雄議員）登壇〕

○13番（坂井幸雄議員） 7番目でございます。大変皆さん緊張してお疲れだと思えます。すけれども、いましばらくお聞き願いたいと思えます。

それでは質問させていただきます。

投票機会の拡大ということですが、大まかに選挙年齢の引き下げ概要、また公職選挙法による改正など、また遠隔地の投票の方法の手順など、投票所と期日前投票所の増設ということになります。

投票の機会の拡大ということですが、これは投票率の向上アップを願ったことだと思います。

現代の民主主義の社会では、地方の地域の投票率のパーセンテージはそのまちの文化のバロメーターとも言われております。国では選挙権が18歳以上に引き下げられることに対して公職選挙法の改正をとっておりますが、投票環境の整備を図ることで投票率の低下の傾向を歯どめしようということになります。

世界的には、18歳以上の投票のあれは90%あるそうでございます。

当町の最近の投票率でございますが、平成25年の7月21日に行われた参議院選挙の投票の結果は59.35%、また22年の7月11日に行われた参議院の選挙は61%であります。60%以上はそこそこであると思うんですけれども。

それとあわせて平成27年度の4月12日の県議会議員の選挙では当町は42.28%であり、大変低いパーセンテージでございます。特に20代の前半の方、後半の方が30%を割ったような数字であろうかと思えますし、また60代から70代の方々の投票は大体70%前後であります。それをあわせていうと若い方の投票率がえらい少ないかと思うんです。

ここで今回の参議院から18歳以上の投票ということになりますので、できるだけ投票率のアップを図って、文化のバロメーターである文化のある町ということであっていただければ幸いです。

そこで、曾我選挙管理委員長さんが来ておられますが、最近ちょちょこと物事が変わっております。きょうのある新聞の見出しでは、高校3年生の選挙運動、同級生では差があると。18歳は解禁で17歳は禁止ということで、選挙運動のことをきょうの新聞で書いてあります。ころころと変わっておりますが、できるだけ多くの住民に政治に関心を持ってもらうということで、このようなことであろうかと思うんですけれども。まだ確定したことがもうちょっと先になろうかと思えます。

そこで、委員長さん、選挙年齢引き下げに伴う対応ということでひとつお願いしたいと思うんですけれども、これは中学校や高校で模擬投票などをやっておられる知識だと思えますけれども、この間、中能登中学校の卒業式で行ったんですけれども、玄関のところには生徒会長の投票が張っておりました。それぞれの公約も書いてありました。そういう

ことを通じて選挙に関心を持ってもらうということであろうかと思うんですけども。

このことに関して、今まで、まだ選挙管理委員会が開かれておられないと思うんですけども、思いがあったらよろしく願います。

それと、公職選挙法についての内容は、新聞にはいろいろと報道されておりますが、私は、ころころ変わるというとおかしいんですけども新たなことが出てくるので、その点わかりませんので、あえてご報告をお願いしたいと思います。

それと、遠隔地の投票の方法の手順なんですけれども、大学生で住民票を地元において本人は学校へ行くという、そういう方々の投票の方法はどのような方法でやればいいのか教えていただきたいと思いますし、また投票所と期日前投票の場所の増設を考えておられるかどうかということでございますが、選挙管理委員会が開かれていないんだと思うんですけども、思いだけお知らせ願いたいと思います。

よろしく願います。

○議長（甲部昭夫議員） 曾我選挙管理委員会委員長

〔曾我輝男選挙管理委員会委員長登壇〕

○曾我輝男選挙管理委員会委員長 坂井議員の投票機会の拡大についてお答えします。

まず選挙年齢引き下げに伴う対応についてですが、町選挙管理委員会としましては、今年度実施した中学3年生を対象とした模擬投票を来年度以降も実施し、将来の有権者要請に努めてまいりたいと思います。また、県選挙管理委員会が進める高校での模擬投票などの出前講座や啓発活動についても積極的にしてまいります。

次に、公職選挙法改正についての内容ですが、現在国会で審議されています改正案は3つあります。

1つ目は、共通投票所制度の創設であり、

これは、通常、投票日当日、決められた投票所以外での投票はできませんが、どの有権者でも投票できる共通投票所を新たに設置することができる制度です。

2つ目は、期日前投票所の投票時間について、2時間以内の開始時間の繰り上げと終了時間の繰り下げが可能となるものです。

3つ目は、投票所に入ることができる子供の範囲を幼児から18歳未満の者に拡大したものです。

今回の改正案に対する町選挙管理委員会の対応としましては、共通投票所の設置については、二重投票防止のオンラインシステムの構築が必要となること。期日前投票時間の繰り上げ、繰り下げについては、期日前投票最終日に行う選挙人名簿作成等の業務が遅くなり投票日当日の準備に影響が及ぶなど懸念される事項もあるため、現段階では実施は難しいものと考えております。この件につきましては、今後、他市町の動向や当町における導入効果について十分協議した上で検討していきたいと思います。

次に、遠隔地での投票方法の手順についてですが、選挙期間中に遠隔地にいる方は不在者投票による投票ができます。不在者投票の手順ですが、有権者は投票用紙請求書を記入し、中能登町選挙管理委員会へ送ります。後日、町選挙管理委員会から投票用紙と投票用封筒などの必要書類が届きますので、この書類を最寄りの各市町村の選挙管理委員会へ持参し、投票を行います。なお、投票用紙は、郵送で町選挙管理委員会へ送られ、投票日当日、投票所の投票箱に入れられます。

最後に、投票所と期日前投票所の増設の考えについてですが、昨年の6月定例会の一般質問でも坂井議員にお答えしましたとおり、現在の投票所は有権者数や地域の特性、バランス、利便性を考慮して選定しておりますので、現段階では増設の考えはありませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 選挙管理委員長さん、いろいろと答弁ありがとうございます。

そこでもう一つだけ、不在者投票なんですけれども、参議院の選挙では日がたくさんありますからできますけれども、本人から町の選管へ依頼して、町の選管が本人に投票用紙を送って、それをまた本人が町の選管へ返すということだと思うんですけれども、そのように考えてよろしいですか。

1週間ほどあればやりとりができるんですけれども、小さいときにはなかなか難しいんですけれども、そのときには地元に来て不在者投票をしなければいけないということですね。

それとあわせて、もう1点ですけれども、大学生が県外に異動して住民票を移した場合には、移したらすぐ投票権がないですね。その期間というのは3カ月ほど考えればよろしいんですか。その点よろしくをお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内選挙管理委員会書記長

〔堀内浩一選挙管理委員会書記長登壇〕

○堀内浩一選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

3カ月以上の期間がたっていない場合は、もとの住所地で登録されて、そこで選挙ができるというそういう仕組みで、期間は3カ月でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 先ほどの投票所、当町では9カ所あると思うんですけれども、そのときには新たな開設できないという話なんですけれども、今の選挙法の改正で共通投票所ということであるんですが、その点はどうのような考えでおられるか。これは町長に答弁か誰か答弁したいと思いますけれども。

ただ、最近は大学で、構内で共通投票とか商業都市で共通投票所を開設するとかという

話題がありますが、選挙制度が変わった場合には一つぐらい共通投票所が増設されてもしかるべきであろうかと思うんですけれども、その点どのような考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内選挙管理委員会書記長

○堀内浩一選挙管理委員会書記長 共通投票所の設置につきましては、まだ制度ができるということでありますけれども実施事例がないわけで実績がないわけですね。一番懸念されるのは二重投票。それをいかに防ぐか。また、それに伴って対応する職員もふやす必要も出てくることも考えられます。

ですので理想的にはそういうことによって投票率を上げることは必要かと思いますが、システムの構築、先ほど選管の委員長さんからも説明があったと思うんですが、そういうシステムの構築につきましても日数等も必要かと思いますが、経費的な面も必要で、それが国からどのように補助されるか、そういうことも考え合わせていきますと、現時点ではまだ難しいのではないかと。間違いがあってはなりませんので、今後、他市町の実施されるような状況を見ながら、今後の検討課題としていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 答弁は結構ですけれども、自分の思いだけ述べさせていただいてもよろしいですか。

高齢者の方々は、いろいろと問題あると思うんですけれども、道の駅を経由して循環バスも通っておりますが、道の駅に共通投票所をいかなものかなと思うんですけれども。投票券を持っておられたら、循環バスに乗られてそれをお見せすると無料とか、投票終わってから帰りの券をあげるとかということで、一つ何かアクションをとったほうがいい

のではなかろうかということ。道の駅も大変狭うございますが、難しいと思うんですけども、ひとつ検討だけしていただければ幸いかと思うんですけども。

答弁は要りません。

その次に、水道のスケールの問題でございますが、水道事業の原水の硬度スケール、難問だと思うんですけども、この問題についてお尋ねいたします。

平成26年12月の定例会において、作間議員さんが住民の声をエコキュートによるふぐあい、故障などについて意見を取り上げておられました。それとまた住民の意見は最近、当町でも1,041のエコキュートがあるそうでありますので、いろいろと故障なりヒートポンプの目詰まりなどあって、いろいろとメーカーさんと話し合っておられますが、なかなか解決に行かないわけでございます。

そこで、その当時の作間議員さんは、27年度の予算を計上して、その計上でもって調査費を捻出して、原水の硬度のスケールの問題に対する試験的なデータやら各メーカーへ出向いた対応、また鹿島庁舎にメーカーさんが集まっていたアンケート調査やヒアリングなどをして、そのような原水の硬度スケールに関する対策を練っておられます。

そのことに関しては、膨大な資料が上下水道から提出されまして、私ら議員は皆さんいただいておりますが、この膨大な資料であります、県水を受ければそれで終わるんですけども、県水はいろいろと規約がありましてそんなわけにもいかないし、また自家水を持っていないと、万が一災害の場合には県水に頼っているわけにいきませんので、ぜひ自家水も必要だと思うんですけども、その件に関して、これだけの資料がありますので、新規の水源開発の考えはあるのかどうか。検討ですが、あるのかどうかということでもありますし、県水の受水量の上昇を考えているかということ、今現在の硬度スケール

が高いところを県水と混合にすれば少し低くなるのではなかろうかという単純な思いでありまして、県水の増水ができるかできないかということではありますが、前回は70%から60%、県水の負担率が下がったらしいんですけれども、そればかりには頼っておられない。緊急の場合のしのぎということで、いかなものかなということでございます。

それと昭和40年の後半ごろから水道が施行されまして、その当時は塩化ビニールがまだ普及しないときなんですけれども、鉛製の配管があったような思いがあります。相当日がたっておりますので、平成元年ごろからは塩化ビニール並びに鋳物の管とかに配管を変えておりますが、それでも中能登町では相当、下水道の設備とともに配水管の入れかえをしておるんですが、このことについて鉛管の使用の実態があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 坂井議員の水道事業のスケールの難問についてのご質問にお答えをいたします。

スケール対策につきましては、本当に難しい問題だと認識をいたしております。町といたしましても、日常生活に支障を来していることを踏まえ、今年度、町独自で対策を検討するため、春木の浄水場内において故障の原因となるスケール除去装置を設置し、硬度除去性能の確認のための実証実験を行いました。

また、硬度成分の違いによるスケール付着状況の実験も行っております。その結果、実験機では総硬度の一番高い春木3号水源を除き、その他の水源については県水レベルまで低減できることがわかりました。また電気ポット実験では、県水はスケールの付着は全くなく、井戸水は硬度が高い水ほどスケールの付着が多いことが確認され、使用水量によっ

てスケール付着が多くなることも確認できております。

対策方法は幾つか考えられますが、まず、ご質問の新規水源開発の考えはあるかですが、硬度成分の低い井戸を新設する計画になります。総硬度が低い春木浄水場周辺にある消雪井戸の硬度成分の調査をした結果、低い硬度成分であることから、硬度の高い春木2号と3号水源、在江1号と2号水源を廃止し、新たに4つの井戸を春木浄水場付近で設けることでスケール付着を抑制するものであります。目標とする硬度成分の水が確実に得られる保証はありませんが、その新設井戸の整備費と管路整備費で約5億7,000万円が必要となるものです。

次に、県水への受水量増量の考えはあるかとの質問ですが、現在、県との協定水量は日量1,350トンであります。町内全域を県水で賄うためには新たに8,250トンの受水量を確保することが前提となります。現在、県水側の供給可能量に余力がなく、仮に町へ供給可能となった場合でも、町内全域を賄うには現在の施設規模では不可能であり、施設を改良するには莫大な整備費が必要であります。さらに県水受水費で年間約3億5,000万円の支出が必要となります。

いずれも施設導入には多額の費用が見込まれますが、エコキュート設置世帯に限定する場合は、町内の給水戸数約6,600戸のうち全体の16%の世帯での使用であり、設置をされていない世帯にも水道料金の大幅な値上げを行うなど多大なご負担をいただかなければなりません。そういうことなので、現段階では改善に向けた施設導入は困難であると考えております。

なお、スケール付着による機器の故障はメーカー側の責任であると判断をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、現在の鉛製の給水管の使用状況はあ

るのかのご質問にお答えをいたします。

町内の水道本管からメーター器までの間には鉛管は使用はされておられません。また、各家庭内の配管につきましては町では把握をしておきませんので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 県水の一時しのぎの増量ということではありますが、大変数量の制限がありまして難しいんですけれども、先ほどの一番最初の新規の水源開発という考えではありますが、3号機、2号機、在江の1号機、2号機の代替ということで三ツ池周辺で新たな水源地を求めるということがあって、5億7,000万かけるということではありますが、きのうも春木の周辺の消雪装置のところを回ってきましたけれども、三ツ池周辺の消雪装置は、確かに硬度は違いますけれども、深さが違いますけれども、本当の水の出るところだけ赤くなって、あとは良川や金丸さんやら地域のカラー舗装になったような状態ではなかったと思います。

そこで、三ツ池周辺では前に健康の広場が三ツ池の本当の横ですけれどもあったと思うんです。あれは町の地面だと思うんですけれども、見てきたら、つばき工房の竹炭の形跡があったんですけれども、まだ十分に用地があいていますから改めて求めることもないと思いますし、いい水が出るか出ないかは定かでないんですけれども、そこら辺でもやってみて、できたら硬度の高い水をできるだけとめてもらって、エコキュートに少しでも対応できるような町の水ということであつたらいいんじゃないかなと思います。

そこで、上下水道課は、バイオマスのことに関してでも大変投資をしておりますが、なかなか金額投資は難しいと思うんですけれども、新規の水源の開発だけやって、これは永久に、永久ではないんですけれどもしのげると思うんですけれども、その点よろしくお願

いいたいと思います。

もう一つだけ、1点ですけれども、これはスケールの問題でありましたけれども、今度、水道料金の話なんですけれども、下水道もあわせて水道料金の変更はあろうかと思うんですけれども。

ちょっと話は横へずれますけれども、うちの町の水道料金は……。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井議員、通告外だと受けとめるので。

○13番（坂井幸雄議員） それからちょっと入っていきますので。

水道料金も今のままでは上がっていきますので、できたら原水で補給をしながら水道料金を守っていただきたいと思います。

当時、全国平均としては3,200円が水道料金であります。うちの町も水道料金は20リッターを基準として2,862円ですか。できるだけ原水を使っていただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで4時5分まで休憩します。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 中川秀平議員

〔3番（中川秀平議員）登壇〕

○3番（中川秀平議員） それでは、最後の一般質問になります。通告により質問をいたします。

まず最初に、ふるさと納税の推進についてということで、ふるさと納税、どう拡大していくかという質問です。

昨年の年末に新聞で、ふるさと納税、成果に差。これは石川県の能登地方のふるさと納税のどこにどれだけ寄附されたというような、ふるさと納税、開始されてから8年たっ

ているんですけれども、どこのまちがどれだけふるさと納税で寄附をもらったかというような数字が出ていました。

それを見ましたら、何と輪島市は3億円を超えるふるさと納税額を寄附されています。特に今年度、その中で2億円ということで、「まれ」がとても効果的に、それじゃ輪島を応援しようという人がたくさんいた。それに便乗じゃないですけれども、それにあわせて輪島市は輪島塗のお箸のセットだとか、100万円以上でしたか、すごい輪島塗の立派な建具みたいなのをお礼として出しているというのがありました。

これ見たときに中能登町はどうなのかなと見ましたら、中能登町は2,915万円というふうにして出ていたんですけれども、これはふるさと納税が始まってからの金額ですので、8年間でそれだけだったということです。

じゃ中能登町は、ふるさと納税に対してどんなことをしているかというのを調べました。そうしましたら、中能登町ふるさと応援寄附金、「皆様からのあたたかいご支援を心からお待ちしています」というのがホームページからダウンロードできるんですが、「ご寄附をいただいた方には、特産品を贈呈いたします。道の駅「織姫の里なかの」と内の産直館「織姫市場」より、地酒やお米などの特産品セットをお送りします」。

寄附された金額に合わせて約2割相当の特産品セットを贈りますというふうになっていて、お酒ですとか写真も載っているんですが、ほかのところ、たくさん寄附をもらっているところはカタログショッピングの乗りですね。幾らまでの寄附ならば、この中から選んでください。それは金額の倍数に応じて何個もらってもいいですよ。一律何か送ったら一つ戻ってくるんじゃないくて、幾らずつにつきこの品物が一つずつ買える。どれだけでも選んでくださいというようなやり方をやっています。

ふるさと納税が始まったときには、ふるさと納税の趣旨というのは、たくさんの人材を送り出している中能登町のような町が、町に対して外に出ていった人が恩返しをする。中能登町を助けてください、応援してあげようという気持ちがふるさと納税の趣旨だったと思うんですが、結果として、いい悪いではなくて、きちんとした幾らもらえたら幾ら返しますよというのが堂々とホームページに載っています。

それがいい悪いではなくて、そこにきちんと乗れたまちは寄附をたくさんもらっているんです。中能登町も、きょう現在は少なくともふるさと納税を一生懸命進めようというのが次の予算にも乗っかっていますが、ぜひそれをうまく推進して、寄附ですけれども町税の一部だというような気持ちで、どんなことをすればどんなふうに寄附がふえるのかというようなことについて、町の特に総務課だと思うんですけれども一生懸命知恵を絞って、どんなふうにすれば中能登町にある関係の方がそれじゃ中能登町に寄附をしようかという気持ちになってもらえるかという営業めいたそんな話だと思うんですけれども、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

中能登町の町税が今年度の見込みで16億3,000万というふうになっています。輪島市は2億円寄附を集めています。そこまでは行きませんが随分大きなお金が動くことになります。ぜひうまく進めるようにしていただきたいと思います。

質問に入りますが、ふるさと納税の拡充、昨年度から住民税の1割から2割まで、ふるさと納税に充てれる金額が倍になりました。それに合わせていろいろなカタログショッピングめいたのがふえてきたんですけれども、中能登町はこういう現状を見て、今まではどういうことをしてふるさと納税を進めてきたのか。結果として県内でも能登地区では余り寄附が集まってない町だと思うんですけれど

も、これからどうそれをふやしていくのか。あるいは、中能登町はこういうポリシーなので、そういうところにはくみしませんというのがあるかもしれません。ただ、それだけいろいろ応援する人をふやすという努力で町の財政が豊かになるというやり方ですので、ぜひ進めてもらいたいと思います。

それで質問なんですが、1番目、ふるさと納税の拡充が行われています。中能登町の寄附の状況はどうでしょうか。能登地区のほかの地区のふるさと納税、幾ら寄附をもらったかという情報もあると思うんですが、それと比べて中能登町の推進状況はどうであるかというのを答えてください。

もう一つは、輪島市とかたくさん集めているところもあります。中能登町、これからふるさと納税をふやすためにどんなことをしていくのかということの答弁をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長
〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 中川議員のふるさと納税の推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、昨年からのふるさと納税の拡充につきましては、当町では、ふるさと納税推進のために、今年度の4月より皆様からのご寄附に対し寄附金額のおよそ2割程度の返礼品を贈呈する取り組みをしてまいりました。返礼品の内容につきましては、「道の駅」織姫の里なかのと内にあります産直館の織姫市場の販売品から選択した特産品のセットとしております。

次に、当町への寄附の状況についてですが、今年度は、2月末現在で36件、254万2,000円のご寄附をいただいております。近年の寄附金額は、ふるさと納税制度が創設されました平成20年度当初に比べて低調な傾向が続いておりましたが、今年度は、2月末現在、前年度と比べて1.7倍程度となっております。

ります。

次に、能登地区の他の自治体と比べ寄附額、推進策の状況はどうかとのご質問ですが、県内では輪島市が最も多く、12月末現在3億円を超えており、また能登町や穴水町も1億円を超えているということでもあります。

輪島市の寄附金額が群を抜いている要因は、NHKの連続テレビ小説「まれ」の放映効果により全国から注目されているという追い風もありますが、輪島塗など返礼品の拡充やクレジット決済の導入、またインターネットで申し込みができる仕組みを取り入れたことが寄附金額の増加につながった要因だと思われます。

次に、2点目の今後のふるさと納税拡充についてどう推進していくのかとのご質問ですが、来年度から大きく2つの点で変更を考えております。

まず1点目は、寄附金の納入方法の拡充にあります。これまでは窓口での現金納付のほか銀行振込や現金書留、郵便局での振り込みで納付をいただいておりますが、これらに加え、クレジットカードによる決済やコンビニエンスストアの納付を導入する予定です。クレジットカード決済につきましては、自宅のパソコンやスマートフォンから寄附の申し込みができ、役場や銀行などに出向かなくても寄附ができるため、より気軽に簡単な手続で申し込みをすることができるようになります。

2つ目の変更点ではありますが、ご寄附をいただきました方々への返礼品の見直しを行います。これまでは寄附金の2割相当額を道の駅の特産品をセットにして返礼しておりましたが、来年度からは、ご寄附される方が特産品の返礼品リストの中から金額に合わせてご自身で欲しいものを選択していただけるような方法を考えております。

また、土本議員の質問でもお答えをいたしました。定住奨励や子育て支援など具体的

な事業に対し寄附金を募る選択肢を設け、町の取り組みに対し応援をしていただく方法も考えております。

さらに、ホームページにおいて当町のふるさと納税の特設ページを設け、町内外に当町の魅力を発信することにより多くの方々に中能登町を応援していただき、また、特産品の販売増加を通じて地場産業の振興にもつながることを期待しております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 来年度からの取り組みのお話を聞かせていただきました。その中で、クレジットカード、随分効果があると思います。

もう一つ、特産品をリストから選べるようにするというのも効果はあると思います。ただ、輪島市とか穴水、能登町なんかもそうですねですけども、能登の本当にたくさんの生鮮の魚だとかいろんなものがたくさんあります。輪島市の一番お手軽な景品は、2,000円の寄附で珠洲の塩を100グラム送るというのまであります。もし中能登町の特産品だけで欲しい人に欲しいものが行けるようになるとすると大変難しいと思います。そのところは能登ということで、能登一円の特産品、できれば中能登町のお米だとか、中能登町はこれを推していますよというのがあってもいいんですけども、カタログの中には能登一円のおいしいものが載るべきだと思います。

もう一つは、ここまで進むと、金沢市とか割と財政が裕福なところは多分こういうことには余り乗ってこないんですけども、そうじゃないところ、一生懸命とにかく応援してもらって、それで町をよくしていこうと思うところは大体同じことをしていますので、その先を見込んだ施策、どうすれば中能登町を応援してくれる人が多いだろうか、どうすれば一回してくれた人が次の年もしてくれるかというような知恵の比べっこになると思います。

す。

そういうときに私がじゃどうすればいいのかなと考えましたら、中能登町出身の人に、何とか中能登町はこういうことで頑張っているので応援してくださいというのを届ける仕組みが要るだろうと。じゃどうやって届けようかとなると、うん？と考えたんですけども、中能登町の中学校ぐらいの同窓会、きちんと何年に一遍か同窓会をやっているところもあります。私のところもこの年になってもやっているんですけども、何年に一遍か。そんなところで例えば幹事さんに、中能登町はこういうことでふるさと納税を募集しています、お願いしています、ぜひ協力してくださいというようなことをする。あるいは、中では高校ぐらいの同窓会の便りを出しているところに、中能登町としてふるさと納税のお願いの広告を出す。あるいは、いろんなところに町長さんも出かけるときがあると思うんですけども、ふるさと納税のことをまたお願いしてくる。それも今まで何回もそういうことでお願いしているというのを聞いていますけれども、さらにもお願いをずっと続ける。町の職員も例えば同級生とかにお願いするというようなのを町を挙げてお願いする。結果的には誰かから無理を言ってお金を出してもらうのではなくて、自分が払う税金の一部を中能登町に分けてくれないかという話ですので、中能登町が私にたかるとかそんな話じゃないので、堂々と中能登町を助けてくださいと。それは中能登町の広報の中でも、中能登町の町民の皆さんにお願いもできるだろうし、進めていけることだと思います。

そんな中で、もう一つは、ふるさと納税、今は多分、ふるさと納税します。ありがとうございましたで終わっていると思います。それが普通のカatalogショッピングですと、今度はこんなものが出ましたよ、どうですかとか、そろそろ1年たちましたが次はどうです

かというような、メールでやりとりする、あるいははがきでやりとりするとしたら、送ったものはお気に召しましたでしょうかとか、本当の営業行為に近いようなアピールをずっと続けるということも効果があると思います。

そんなふうにして、今ここでやっていることは、費用対効果といいますと随分高い成果が見込める作業だと思います。ぜひふるさと納税、ほかのまちに今は追いつけだと思いうんですけども、追いついて追い越して、中能登町はこんなアピールをやっているよというふうになればいいと思います。

同窓会に対してお願いをしてみる。広告を出したらどうかということについて、それが可能かどうかということをお聞きいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 今ほどご提案いただきました各種の施策につきまして、今ここで即できますとかやりませんか、そういうことは申し上げません。また検討させていただきたいと思いますし、また、その検討の場にできれば中川議員や土本議員も入っていただければなお幸いかと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 多分ほかの議員さんもいろんな意見を持っていると思いますので、いろいろ知恵を出して、とにかく中能登町を頑張っているというのを皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。

中能登町の広報3月号に一青妙さんの「一青妙さん 心の故郷を語る」という記事が載りました。大変興味深く拝見しました。

そこからの話なんですけれども、今、世界

情勢という大げさ過ぎるんですが、割と日本の国、日本と中国、あるいは日本と韓国、いろいろな近隣の地区と、いさかいじゃないですけども、いろいろなヘイトスピーチだったり、中国人は絶対嫌いだ、あいつらは何するかわからんというようなネットでの記事もよく目につくようになりました。

そんな中で、日本という国は、ほかの国と戦争するんじゃない、戦争で勝った負けたじゃないと。一緒に進んでいこうよというふうなことでやっている国だと信じています。

そんな中では、ここで出てきたのは台湾と中能登町との交流の話でした。そこからいきますと、中能登中学校が台湾の基隆市の成功国民中学校で姉妹校のことをやっています。一青妙さんというまた新たなつながりも出てきました。今は中学校の姉妹校の提携だけなんですけれども、それをもっと進めて、すぐにはできないかもしれませんが中能登町と基隆市、あるいは基隆市のある一部になるかもしれないですけども姉妹町、そういうことをできるようにまで関係を深めるということができないかどうか。

今の中学校同士の交流はどんなふうに進んでいるのかということを最初にお聞きします。

その次に、今は私が知っている限りでは、台湾との交流なんですけれども、本当の近いところ、韓国ですとか中国にも多分ビジネスの関係で交流を持っているところもあるでしょうし、できるだけいろんなところの人、人と人。国と国じゃなくて、どこどこの国の誰それさんを私は知っているよ、うちに来てホームステイしていったよという関係をどんどんふやすことで、世の中は平和になれるこそすれ戦争することはなくなると思います。そういうのをどんどん進めていってほしいと思います。

台湾との関係ではなくて、ほかのところへの関係を持つという推進について、どうお考

えになるか。

ちなみに私、自治体国際化協会というホームページで調べましたら、石川県では金沢市とか七尾市とか小松市とか市が多いんですけども、いろいろ関係を持っています。特に石川県ですと、ロシア、中国、韓国、台湾というところに姉妹都市の提携を結んでいるところがあります。日本全体で見ますと、韓国と姉妹都市、姉妹町をしているところは160カ所、台湾では16カ所、中国では362カ所、ロシアとは45カ所、たくさんあります。こういう姉妹都市の縁組を契機に、人と人とが交流することで平和な世界というお大げさ過ぎますが、あの人がいるところとは争いたくないというのを進めることになると思います。

ぜひそのようなことを進めてもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 中川議員のアジア地区近隣諸国との交流推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の台湾の基隆市との交流が進んでいるが、町として姉妹縁組などの関係強化の考えを聞くという質問についてであります。

台湾基隆市の成功国民中学校とは、旧鹿島中学校の時代であります平成5年から交流が始まりました。町の合併後に中能登中学校となった現在も、毎年、中能登町と基隆市を交互に訪問し合い、通算23年にわたり交流が続いております。この間、平成25年8月には姉妹校提携を締結し、近年は相互訪問に加えテレビ会議システムを利用した交流も行っており、より親交を深めやすい環境を整えております。

このような生徒同士の交流が進む中、昨年夏の町祭の折には、中学校交流事業の団長として基隆市長が中能登町を訪問し、中学校の枠を超えた交流関係も始まっております。

また先般、台湾出身の一青妙さんを中能登

町観光大使に任命いたしましたので、これを契機に台湾との交流が深まることを期待いたしております。

ことは基隆港の開港130周年記念式典が6月25日に行われる予定で、正式な文書はまだ届いておりませんが、私へ出席依頼の話が届いております。その折には基隆市長を表敬訪問し、親交を深めたいと考えております。

また、7月21日から3日間、同じく基隆市で国際シンポジウムが開催され、中能登中学校校長への参加の依頼も届いているところであります。

今後は、これまで長年にわたり中学生の交流で培ってきた信頼関係を土台として、広く世代を超えた交流に発展することを願い、姉妹都市提携を視野に入れた話を進めていきたいと考えております。

また、基隆市との姉妹都市提携が実現したとすれば、教育を初め芸能、文化、スポーツ、特産品などさまざまな分野で情報を交換し、国際交流の裾野を広げていきたいと考えております。

次に、2点目の近隣諸国として中国、台湾などもあるが、国対国としての関係を超えての草の根交流の推進についてどう考えるかという質問であります。

近隣諸国、とりわけ中国とは、近年、尖閣諸島などの国境付近での問題を抱え、国家同士の間では緊張状態にあり、友好的関係とは言えない面があります。しかし観光面では、石川県へも中国を初め東南アジア諸国から多くの人々が旅行に訪れており、民間人の動きは直接国家間の政治的関係と連動するものではないと思っております。

文化、スポーツなどの民間交流は国と国との関係を超えるものであり、中能登町としていわゆる草の根交流を進めていくことは、町民の視野を広げ、国際感覚を養うことにつながると思います。

また、町民レベルでの交流を進めるには互

いの意思の疎通を図ることが重要となりますが、その際、壁となるのは言葉の問題であります。この点で最も効率的な方法は、お互いが英語を共通の言語とすることだと考えます。現在、中学校では英語検定の資格取得を勧めておりますが、その成果を草の根の国際交流に活用することを期待いたしております。

国際交流につきましては、まずは長い交流のある台湾の基隆市との姉妹都市提携から始め、できることから一步步進めていければと、そう思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 基隆市との姉妹都市提携も視野に入れてということで、ありがとうございます。ぜひ時間はかかるかもわかりませんが進めていってください。

もう一つ、言葉の問題なんですけれども、台湾からの中学生が日本に来る。中学生ですので、日本の一般の家庭のところにホームステイというふうに入りますと、なかなか身ぶり手ぶりでは難しいという話を聞きました。中には家庭に来て何も言葉が通じない。それで二度とホームステイは受けたくないという人もいるというふうに聞きました。

そういうのを聞きますと、基隆市の中学生との交流というのは言葉の問題で難しいのかなと思うんですが、それよりも別の方法、例えばジャパンテントですと、ほとんどの学生さんたちが片言だけでも日本語が話せるという人が多いです。ぜひそういう言葉の問題をちょっとでもクリアするために、まずジャパンテントで一回、大抵の人は片言だけでも日本語が話せますよというのでクリアしてもらって、意思疎通ができてちゃんと話ができたよという経験を町の皆さんに積んでもらう。その上で、例えば中学生が来るときには1つの家庭に2人ずつ行ってお見合いするというやり方ではなくて、どこかの公民館で英

語がちょっとできる人も中に入ってもらって鍋をつつくだとか、大人数で盛り上がるというやり方もあると思います。

私のところにも台湾の子とかたくさんジャパンテントですとか来ましたが、小さな子がいると抱っこする、おんぶする、馬になるとかいうので、あっという間に言葉を超えて仲よくできるというのが体感できます。ぜひそんな体感をふやして、言葉はなかなか通じないけれども、同じ人間だ。うれしいことはうれしいし、悲しいことは悲しいし、日本人でも外国人でもずるをする人もいるし。ただ同じ人と人として、言葉は違うけれども同じ世界の中で生きていて、たまたま人と人との関係を結んでいくという繰り返しが世界平和には、大げさ過ぎるんですけども一番の効力があると思います。

ぜひ今やっている国際交流を進めて、どんどん、あの人に今度会いにいくんだとかいう関係を広げて、少しでも町の活性化につながっていくように期待しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の日程は終了しました。

これをもって一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 43 分 散会

平成28年 3 月18日（金曜日）

○出席議員（13名）

1 番	土 本	稔	議員	8 番	宮 下	為 幸	議員
2 番	林	真 弥	議員	10番	甲 部	昭 夫	議員
3 番	中 川	秀 平	議員	11番	古 玉	栄 治	議員
4 番	山 本	孝 司	議員	12番	若 狭	明 彦	議員
5 番	笹 川	広 美	議員	13番	坂 井	幸 雄	議員
6 番	南	昭 榮	議員	14番	作 間	七 郎	議員
7 番	諏 訪	良 一	議員				

○欠席議員（1名）

9 番 亀 野 富二夫 議員

○説明のため出席した者

町	長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	加 賀 忠 夫
副 町	長	廣 瀬 康 雄	上下水道課長	北 野 均
教 育	長	池 島 憲 雄	住民福祉課長	平 岡 重 信
参事兼総務課長		堀 内 浩 一	長寿介護課長	道 善 まり子
参事兼土木建設課長		高 橋 孝 雄	会 計 課 長	正 谷 智
参事兼保健環境課長		長 元 健 次	教育文化課長	植 田 一 成
企 画 課 長		高 名 雅 弘	生涯学習課長	百 海 和 夫
情報推進課長		町 田 穂 高	教育文化課担当課長	林 大 智
税 務 課 長		古 川 利 宣		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第 3 号）

平成28年 3 月18日 午後 3 時00分開議

日程第 1 議案第 4 号から議案第37号（質疑・討論・採決）
請願第 1 号から請願第 3 号（質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第38号から議案第45号（質疑・討論・採決）

日程第 3 閉会中の継続調査

(追加日程 1)

議案第46号 工事請負契約の締結について
(平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメ
タン発酵施設機械電気設備工事)

議案第47号 工事請負契約の変更について
(平成27年度鹿西公民館解体工事)

同意第 1 号 教育長の任命について

(町長提出・質疑・討論・採決)

(追加日程 2)

発議第 1 号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

発議第 2 号 北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の早期解決を
求める意見書

発議第 3 号 将来展望に立った農業政策を求める意見書

(議員提出・質疑・討論・採決)

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（甲部昭夫議員） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（甲部昭夫議員） 日程第 1

これより、本定例議会から付託をしておりました議案第 4 号から議案第37号まで及び請願第 1 号から請願第 3 号を一括して議題とします。

以上の案件に関し、各常任委員会における審査の過程並びに結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、教育民生常任委員会委員長 南昭榮議員

〔教育民生常任委員会委員長（南昭榮議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（南昭榮議員）

教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果について報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案13件、請願 1 件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。審査の過程における質疑、意見など主なものについて申し上げます。

議案第18号 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について、第 2 子の保育料が無料となるということだが、対象人数とそれに伴う町予算額がどれだけ増加するか質疑がありました。これについて、対象者は約200人であり、費用は4,800万円を見込んでいたとのことでした。

次に、議案第22号 平成27年度中能登町一

般会計補正予算、歳出、第 3 款民生費の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、支給対象者と給付率について説明を求めました。臨時福祉給付金については、当初予算で約4,000人の給付対象者を見込み、申請があり給付した方は3,541人で、給付率約89%、子育て世帯臨時特例給付金は、当初予算で約2,700人の給付対象者を見込み、申請があり給付した方は2,254人で、約83%の給付率であったとのことでした。

次に、同じく議案第22号、第 3 款、保育園運営費、負担金、委託児童1,700万円の減額補正について、児童12人の減とのことだが、児童数の減少などが特にあったのか質疑がありました。町外の保育園へ通っている児童は40人から50人で推移しており、特に大幅に児童が減少しているということではなく、保護者の都合により通園しているとのことであり、また大きな減額となったことについて、児童の年齢によって保育料の単価が決まっており、負担金の大幅な減が大きな人数の減になるとは限らないとのことでした。

次に、同じく議案第22号、第 3 款の児童館運営費、光熱水費28万8,000円の増額補正について、特に時間延長などしたために増額となったのか質疑があり、これについては、時間延長など運営に変更があったわけではなく、個々の施設利用で不足額が生じたため増額補正となったとのことでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案13件につきましては、全会一致で可決いたしました。

続いて、請願 1 件につきましても全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの結果報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、総務建設常

任委員会委員長 若狭明彦議員

〔総務建設常任委員会委員長（若狭明彦議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（若狭明彦議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案22件、請願2件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

まず、議案第7号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定について、特定空き家の発見に対して町がどのようなパトロールを行うのかとの質疑がありました。これについては、本条例では、町民みずからが生活環境の保全を図るべく空き家などの増加防止のために空き家などの情報提供を求める努力義務を規定しており、制度の周知を図るとともに町民や区長さんとも情報を共有しながら空き家対策を講じていきたいとの説明を受けました。

次に、議案第16号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、給料表の6級から7級へ移行すると全体的にどうなるのかとの質疑がありました。これについては、現在職務の直近に移行するのが原則で、金額的にはほとんど変わらないとの説明を受けました。

次に、議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算、歳出、第2款総務費、地域おこし協力隊事業、加工用原料費の9万7,000円の減額補正について内容説明を求めました。これについては、地域おこし協力隊みずからが町の特産品を開発するときの材料購入するための予算であったが、現段階では執行する予定がないため減額したとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第6款農林水産業費、農業振興費、魅力ある園芸品目育成事業の補助金10万円の増額補正について内容説明を求

めました。これは、JA能登わかばが道の駅への農産物出荷増を目的に臨時雇用した七尾市在住で県中能登農林総合事務所OBの方1人分の賃金で、町とJAが各2分の1ずつの助成であり、中能登町の農産物をつくる方に直接指導し、道の駅でのカラー野菜や健康野菜など特価販売し、まちおこしを図る目的であるとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第7款商工費、商工振興事業費の補助金、魅力商品開発支援事業500万円の増額補正について内容説明を求めました。これは、繊維の町中能登をキーワードに、地方創生加速化交付金を使って、企業や学校のユニホーム、キッズドレスのファッションを初め、スポーツやクロス素材などの新商品の開発支援や販路拡大などの支援していくものとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第7款商工費、観光振興費、トレイルランニングの参加目標人数はどれくらいかとの質疑がありました。これについては、ことしの目標人数は777人であり、ボランティアのユニホームを中能登町の素材を使用する計画があり、開催日は11月6日日曜日を計画しているとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第7款商工費、企業誘致事業費の補助金2,670万円の増額補正は山中産業への企業誘致助成金ではないのかとの質疑がありました。これについては、丸井織物株式会社黒氏工場への助成金で、土地、建物及び生産設備代金の合計投資額の5%相当額を補助し2,650万円、さらに中能登町内の新規雇用従業員1名分の20万円を加算したものであるとの説明を受けました。

また、当委員会終了後に丸井織物株式会社黒氏工場の視察見学を行いました。

山中産業への企業誘致助成金は、28年度の当初予算案には計上済みであるが、企業誘致委員会を設けて、現在建物のみ完成しており、再度事業が立ち上がった段階で精査し金

額を決定したいとの説明を受けました。

次に、議案第34号及び議案第35号、指定管理者の指定について、中能登町は契約期間を5年としているが年数の変更ができるのかとの質疑がありました。これについては、双方で話し合いにより1年でも3年でも可能であるとの説明を受けました。

以上、質疑の主な概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案22件については、全会一致で可決いたしました。

続いて、請願2件につきましても全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第4号から議案第37号まで及び請願第1号から請願第3号について一括して討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、採決を行います。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第5号 中能登町行政不服審査会条例の制定について

議案第6号 中能登町行政不服審査関係手数料条例の制定について

議案第7号 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定について

議案第8号 中能登町職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第9号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

議案第10号 中能登町農林事業分担金等徴収条例の制定について

議案第11号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について

議案第18号 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第19号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第20号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第21号 中能登町福祉等基金条例を廃止する条例について

以上の議案18件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号から議案第21号までの議案18件は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、

議案第22号 平成27年度中能登町一般会計補正予算

議案第23号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第24号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第25号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第26号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第27号 平成27年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第28号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

以上の議案7件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第22号から議案第28号までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、

議案第29号 指定管理者の指定について（在宅複合施設「ほのぼの」）

議案第30号 指定管理者の指定について（デイサービスセンター「いこい」）

議案第31号 指定管理者の指定について（グループホーム「しあわせの里」）

議案第32号 指定管理者の指定について（デイサービスセンター「ひまわり」）

議案第33号 指定管理者の指定について（老人福祉センターゆうゆう）

議案第34号 指定管理者の指定について（能登上布会館）

議案第35号 指定管理者の指定について（姫塚いきいき公園）

議案第36号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託の廃止について

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

以上の議案9件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第29号から議案第37号までの議案9件は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、請願第1号

児童虐待防止対策の抜本強化を求める請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択することに決しました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、請願第2号
北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人
拉致問題の早期解決を求める請願を採決しま
す。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第2号は、採択することに決
しました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、請願第3号
将来展望に立った農業政策を求める請願を
採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で
採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第3号は、採択することに決
しました。

◎予算審査特別委員会委員長報告

○議長（甲部昭夫議員） 日程第2

本定例議会から付託をしておりました議案
第38号から議案第45号を一括して議題としま
す。

以上の案件に関し、委員会における審査の
過程及び結果について予算審査特別委員会委
員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 作間七郎議員

〔予算審査特別委員会委員長（作間七郎
議員）登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（作間七郎議
員） 予算審査特別委員会における審査の経
過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る3月10日、11日並びに15
日の3日間にわたり開催し、町執行部の出席
を求め、本定例会より付託を受けました平成
28年度各会計予算の議案8件について慎重に
審査を行いました。

まず、付託議案における委員会採決の結果
についてご報告いたします。

議案第38号 平成28年度中能登町一般会計
予算

議案第39号 平成28年度中能登町後期高齢
者医療特別会計予算

議案第40号 平成28年度中能登町介護保険
特別会計予算

議案第41号 平成28年度中能登町国民健康
保険特別会計予算

議案第42号 平成28年度中能登町下水道事
業特別会計予算

議案第43号 平成28年度中能登町分譲宅地
造成事業特別会計予算

議案第44号 平成28年度中能登町ケーブル
テレビ事業特別会計予算

議案第45号 平成28年度中能登町水道事業
会計予算

以上8件について審査を行いました。

議案第38号 平成28年度中能登町一般会計
予算は、賛成多数で可決です。議案第39号か
ら議案第45号までの各特別会計及び水道事業
会計予算の議案7件については、全会一致で
可決と決定をいたしました。

次に、委員会の審査の過程において委員各
位より出された質疑、指摘、要望等について

主なものを取りまとめましたので申し上げます。

まず質疑では、平成28年度中能登町一般会計予算の歳入で、観光振興施設整備事業債の説明を求めました。これについては県の事業で、名称を新はっと石川観光プラン推進ファンドとして、県が100億円、市町で50億円、市場公募債で50億円、合計200億円を資金として、その利子の運用で各種観光施策を行うとのことでした。

次に、歳出について、第2款総務費では、一般管理事業、報償品で、ふるさと応援寄附金返礼品50万及びふるさと納税PR委託料140万円の内容等について質疑があり、インターネット媒体を用いて返礼品を選択できるようにするなど、今後取り組むとの説明を受けました。

次に、結婚推進事業、報償金、講師謝礼233万3,000円について、どのような内容において講師に支出するのか。また、婚活イベント開催事業において結婚推進員と連携して事業に当たるのかという質疑がありました。これに対しては、講師謝礼は、新たな結婚推進員を募集しながら結婚支援セミナーなどを開催し推進員の育成を図るほか、今後は推進員も婚活イベントに参加していただき関係を持って進めていき、また婚活イベントでは、独身男女の結婚に対する意識を高めるためのセミナーにおいても講師を招き開催したいとのことでした。

次に、町祭費2,165万3,000円で、費用対効果や予算の増加傾向の要因について、また四季のイベントの50万円増額理由について質疑があり、町祭のあり方については、さまざまな意見もある中、継続した流れもあるため協議を重ねながら進めたいとのことでありました。また予算の増加については、四季のイベントを昨年は違う項目で予算計上していたが、今年度よりこの町祭費で計上したことがその要因の一つであるとのことでした。四季

のイベントでは、新イベントとして5月25日に町内若者の音楽フェスタ開催や、道の駅でクラシックカーが集結するイベントも現在誘致を進めているとのことでした。

次に、参議院議員選挙費1,204万7,000円について、投票時間や共通投票所の設置の考えについて質疑があり、投票時間の延長は現在のところ考えておらず、また共通投票所については新たなシステムを導入する必要がある、実施は難しいと考えているとのことでした。

次に、第3款民生費、児童手当等支給事業、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業委託料56万4,000円について詳細な説明を求めました。これについては、県補助事業として町が社会福祉協議会に委託して行い、教師OBの方などの協力を得て小中学生等に学習支援を行うものであるとのことでした。

次に、第4款衛生費、環境衛生事業、スズメバチの巣の駆除補助金10万円について、予算計上の理由について質疑があり、区などからの要望があり新たに予算計上したとのことでした。

同じく第4款、母子保健事業、未熟児子育て支援事業について、当町における新生児数と未熟児の人数について質疑があり、新生児においては120人から130人で近年推移しており、そのうち未熟児の人数は多いときで十二、三人、少ないときは1桁台であるとのことでした。

次に、第6款農林水産業費、農業振興費、魅力ある園芸品目育成事業補助金280万円に係る道の駅での販売体制、組織育成のほか、道の駅活性化について質疑がありました。これについては、これまでJA能登わかば主体の運営から、生産者が主体となって行う組織として織姫ファイトプロジェクトが立ち上がり、自主的な野菜づくりに取り組んでいること。また、JA能登わかばが中能登町の道の駅へ出荷栽培される農家へ直接営農指導され

る指導員を配置するなど、今後の活性化につなげていきたいとのことでした。

次に、第7款商工費、商工振興事業費、商工業振興事業補助金1,805万円において、昨年度と同額計上の理由や補助金の用途や成果について質疑があり、成果として、会員数が増加したこと、また商工会からの要望もあったこともあり同額計上としたとの説明を受けました。今後は商工会としても創業支援など行っていくとのことであり、町商工業事業者を支えられるよう指導していきたいとのことでした。

次に、第10款教育費、学校教育事務局費、嘱託職員賃金558万円において、図書館司書人数が2名から3名に増員したことにより、その人数と時間配分について質疑があり、中能登中学校と鹿島小学校は常時1名を配置し、鹿西小学校と鳥屋小学校は1名が両校を交代で勤務することになるとのことでした。

同じく第10款、学校給食管理費、学校給食費助成金5,000万円の計上について、予算計上理由と対象を第2子以降から無料とした理由は何かとの質疑がありました。これについては、中能登町は子育てに優しいまちづくりを政策としていることから、出生率の向上や保護者が安心して子供を産み育てることができる環境づくりとして実施することとしたとの説明を受けました。

次に、議案第40号 平成28年度中能登町介護保険特別会計予算の歳出、第3款、地域支援事業費、「食」の自立支援事業及び高齢者みまもりコール事業の委託料の減額理由について質疑があり、「食」の自立支援事業は、配食の見込み数の減少、高齢者みまもりコール事業は、対象となる課税世帯の減少によりそれぞれ減額となったとのことでした。

次に、議案第41号 平成28年度中能登町国民健康保険特別会計予算では、特定健診の受診率について質疑があり、今年度の受診率の見込みは47.8%であり、28年度は52%を目標

としているとのことでした。

次に、議案第42号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計予算の歳出、第1款総務費、公共下水道施設管理費、汚水処理施設維持管理委託料4,700万円において、前年度対比200万円の増額理由について質疑があり、労務単価が上昇したため増額となったとのことでした。

次に、議案第43号 平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算の歳出、第1款総務費、一般管理費、広告料21万6,000円において、前年度と同額計上であるが地方創生の取り組みに鑑み増額等必要はないかとの質疑があり、地方創生総合戦略は27年から31年までの計画であり、ニュータウン良川の残り区画が12区画であることから、十分に完売が見込めるため同額計上としたとのことでした。

次に、議案第45号 平成28年度中能登町水道事業会計予算の収益的収入及び支出において、材料費に量水器として228万6,000円の計上について、休止の取り扱いや空き家での対応について質疑があり、休止や空き家でも量水器は8年に一度全て交換されるものであり、また休止期間が長い場合は量水器を取り外しするなど、その対応はケースによって異なるとのことでした。

また、指摘及び要望事項として、1、町祭「織姫夏ものがたり」では、費用対効果を十分検証し、従来どおりの内容にとどまらず、新たな取り組みを行うこと。

2、結婚推進事業では、推進員と婚活イベントとの連携を図り、実りある事業を展開すること。

3、子育て支援事業については、出産から育児におけるさまざまな事業の周知を行い、事業実施後には事業成果等に応じ予算の配分について十分検討を行うこと。

4、道の駅での活性化が町の農業振興につながるよう、生産、販売体制及び組織育成等

十分な取り組みを行うこと。

最後に、まち・ひと・しごと創生法の制定を受けて、中能登町においても地方創生にしっかりと取り組んでいかなければなりません。先般、町当局から議会に対し、中能登町人口ビジョン、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）が示され、議会としても審議したところであります。今後これらの計画に基づき着実に事業を推進、達成するように求めるとともに、地方交付税が段階的に縮減され厳しい財政運営が強いられることから、費用対効果を十分に見きわめながら予算の執行、計上を行い、適正な行財政運営がなされるよう求めておきます。

なお、今回ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（亀野富二夫議員） 質疑がないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第38号から議案第45号について一括して討論を行います。

討論の方はありますか。

2番 林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 私は、議案第38号平成28年度中能登町一般会計予算の中の学校給食費助成金という、この部分について反対の意見を持っておりますので、反対討論を

させていただきます。

私も中学生の子供がおりまして、給食費を助成していただくというのは正直、経済的に助かるなというそういう気持ちは確かにあります。ですがその反面、この給食費の助成については、いろんな子育て支援策がある中で、給食費の助成については、入ってはいけない領域ではないかなという思いがあります。

学校給食というのは、学校でみんなで一緒に食べるわけですが、学校給食というのは教育の一環であろうと、そう思っております。じゃどういう給食に教育性があるのかということになりますけれども、まずは給食をつくっていただく給食センターの職員の方、それから野菜とか米とかの生産者の方、それと給食費を出していただいている保護者、親の方に感謝をしながら給食を食べる。感謝をしながら好き嫌いせず、できるだけ残さずしっかり食べましょうよという、給食にはそういった教育性があると思っています。

この教育性、これが少し第2子からではありますけれども無料になるということで、少し低下していくんじゃないかという、そういう心配をしております。これがまず1点目です。

もう1点なんですけれども、保護者の視点から申し上げたいと思います。私も親ですので、子供を育てる責任というのがあります。親には子供を育てていく上でいろんな責任があると思うんですけれども、特に衣食住においては親は責任と義務を負うと思っております。

○議長（甲部昭夫議員） 林議員、お話し中ですので、討論は簡潔にお願いします。

○2番（林 真弥議員） 親の義務であります食の部分において低下していく。親が自分の責任と義務意識が少し下がっていくことによって、町の将来において必ずしや有益ではないのではないかと、そんなふうな思いがあ

ります。

したがって、子供の感謝の気持ち、それと保護者の義務責任というところの低下、そういう面で給食費の助成というのは反対の意見を持っておりますので、したがって、この部分だけではありますけれども、第38号議案平成28年度中能登町一般会計予算に関しては反対をいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、採決を行います。

議案第38号 平成28年度中能登町一般会計予算を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、

議案第39号 平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第40号 平成28年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第41号 平成28年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第42号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第44号 平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第45号 平成28年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案7件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第39号から議案第45号までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（甲部昭夫議員） お諮りいたします。

ただいま杉本町長より、

議案第46号 工事請負契約の締結について（平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設機械電気設備工事）

議案第47号 工事請負契約の変更について（平成27年度鹿西公民館解体工事）

同意第1号 教育長の任命について

以上の議案3件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号並びに同意第1号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時52分 休憩

午後 3 時53分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第46号、議案第47号、同意第 1 号

○議長（甲部昭夫議員） 追加日程第 1、議案第46号及び議案第47号並びに同意第 1 号を一括して議題とします。

杉本町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第46号 工事請負契約の締結につきましては、平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設機械電気設備工事について、3月11日に 1 共同企業体に参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、6 億5,869 万 2,000 円で柿本・明和特定建設工事共同企業体に落札者を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、久江地内にある鹿島中部クリーンセンター敷地内で建設中のバイオマスメタン発酵施設の機械、電気設備工事一式であります。

次に、議案第47号 工事請負契約の変更に つきましては、平成27年度鹿西公民館解体工事について、励志館解体工事との隣接工事により諸経費の調整を行い減額となったことから事業費を34万2,308円減額し、契約の金額を5,689万7,692円とするものであります。

次に、同意第 1 号 教育長の任命につきましては、現教育長であります池島憲雄氏から本年 3 月31日をもって同職を辞職したい旨の申し出があり、その後任として袋井貞司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏は、長年にわたり教育の現場でご活躍され、教育行政に関しすぐれた識見と豊富な経験を有しておられ、最適任者であると考えますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、議案第46号について質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第47号について質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第46号及び議案第47号について一括して討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第46号 工事請負契約の締結について

（平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設機械電気設備工事）について採決します。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第47号 工事請負契約の変更について（平成27年度鹿西公民館解体工事）について採決します。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、同意第1号 教育長の任命について。

本案は、人事案件であり質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号 教育長の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎追加日程

○議長（甲部昭夫議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者 笹川広美議員ほか賛成者5名から、発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

提出者 宮下為幸議員ほか賛成者5名から、発議第2号 北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

提出者 宮下為幸議員ほか賛成者5名から、発議第3号 将来展望に立った農業政策を求める意見書

以上の発議3件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、発議3件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程配付のため、暫時休憩します。

午後4時02分 休憩

午後4時03分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第1号～発議第3号

○議長（甲部昭夫議員） 追加日程2

発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

発議第2号 北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の早期解決を求める意

見書 及び

発議第3号 将来展望に立った農業政策を求める意見書

以上の発議3件を一括して議題とします。

発議第1号について提出者の趣旨説明を求めます。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） それでは、ただいま上程されました意見書について趣旨説明をいたします。

児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり複雑、困難なケースも増加している中、こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、次の事項についても速やかに実施するよう強く要請をいたします。

- 1、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
- 2、児童相談所全国共通ダイヤル189のさらなる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3、児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉士、児童心理士、保健師等初め職

員の配置の充実、子供の権利を擁護する観点等から弁護士の活用等を積極的に図ること。

- 4、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
- 5、一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、子供たちが安心して養育される環境を整えること。
- 6、被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

石川県中能登町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、発議第2号及び発議第3号について提出者の趣旨説明を求めます。

8番 宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） ただいま上程されました意見書について趣旨説明をいたします。

北朝鮮は、我が国を初め、国際社会からの累次にわたる自制要請を無視して2月7日、弾道ミサイルの発射を強行しました。去る1月6日には核実験を実施した旨の発表を行うなど、北朝鮮の一連の行動は、国際社会の平和と安心を著しく損なう行為であり、断じて容認できるものではありません。

さらに、2月10日の我が国独自の対北朝鮮

措置に反発して「日本人の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体する」としたことは、著しく合理性を欠くものであり、極めて遺憾と言わざるを得ません。

よって、国におかれては、次の事項について全力を挙げて取り組むように要望します。

- 1 国際社会との連携を一層密にし、北朝鮮における核・ミサイル問題の早急な解決を図ること。
- 2 あらゆる手段を通じ、日本人拉致問題の早期解決を図り、拉致被害者の一日も早い救出を実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

石川県中能登町議会

引き続き、発議第3号について趣旨説明をいたします。

T P P協定については、昨年10月5日、関係12カ国間で大筋合意に至り、去る2月4日に、ニュージーランドにおいて調印式が行われ、正式合意となりました。

12月24日には、T P P協定の経済効果分析を公表し、それによれば、「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、対策強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農業所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」としたが、生産者には農業経営の将来に対する不安の声が高まっています。

よって、国におかれては、生産者が将来展望を持って農業に取り組めるよう次の事項について強く要望します。

- 1 T P P協定に係る国会決議について、国会において十分に審議を尽くすこと。
- 2 農業の持続的発展に向け、生産者が将来展望と意欲を持って農業に取り組めるよう、万全の対策を講じるとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- 3 施策の具体化にあたっては、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

石川県中能登町議会

よろしくお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

発議第1号から発議第3号については、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第3号は、質疑、討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第1号から発議第3号を一括して採決します。

お諮りいたします。

発議第1号から発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第1号から発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（甲部昭夫議員） 日程第3 閉会中の継続調査を議題とします。

ただいま議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、議会行革・活性化特別委員会委員長、庁

舎統合建設特別委員会委員長、議会広報特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年第2回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 甲 部 昭 夫

署 名 議 員 土 本 稔

署 名 議 員 林 真 弥